

官報

号外

平成二十八年十二月十四日

○第百九十二回 参議院会議録第十八号

平成二十八年十二月十四日(水曜日)

午後一時十一分開議

○議事日程 第十八号

平成二十八年十二月十四日

午前十一時三十分開議

- 第一 公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案(第百九十四回国会内閣提出、第百九十二回国会衆議院送付)
- 第二 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案(衆議院提出)

○本日の会議に付した案件

- 一、議長不信任決議案(小川敏夫君外三名発議)(委員会審査省略要求)
- 一、本決議案の議事における発言時間は趣旨説明については十五分、討論その他については一人十分に制限することの動議(牧野たかお君外一名提出)
- 一、日程第一及び第二
- 一、筋痛性脳脊髄炎の診療体制確立と治験の研究促進に関する請願(二十八件)
- 一、委員会及び調査会の審査及び調査を閉会中も継続するの件
- 一、事務総長辞任の件
- 一、事務総長の選挙

平成二十八年十二月十四日 参議院会議録第十八号

議事日程追加の件 議長不信任決議案 本決議案の議事における発言時間は趣旨説明については十五分、討論その他については一人十分に制限することの動議 議長不信任決議案

○副議長(郡司彰君) これより会議を開きます。

この際、お諮りいたします。

小川敏夫君外三名発議に係る議長不信任決議案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加してこれを議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(郡司彰君) 御異議ないで認めます。

よって、本決議案を議題といたします。

牧野たかお君外一名から、賛成者を得て、本決議案の議事における発言時間は趣旨説明については十五分、討論その他については一人十分に制限することの動議が提出されました。これより本動議の採決をいたします。

足立信也君外四十七名より、表決は記名投票をもつて行われたいとの要求が提出されております。現在の出席議員の五分の一以上に達しているものと認めます。

よって、表決は記名投票をもつて行います。本動議に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、投票を願います。

議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行います。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

〔投票執行〕

○副議長(郡司彰君) 投票漏れはございませんか。——投票漏れはないと認めます。投票箱閉鎖。

〔投票箱閉鎖〕

○副議長(郡司彰君) これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

〔参事投票を計算〕

○副議長(郡司彰君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十七票

白色票

百六十六票

青色票

七十一票

よって、本動議は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○副議長(郡司彰君) これより発議者の趣旨説明を求めます。小川敏夫君

〔議案は本号末尾に掲載〕

〔小川敏夫君登壇、拍手〕

○小川敏夫君 民進党・新緑風会の小川敏夫でございます。

ただいま議題となりました議長の不信任決議案について、会派を代表して、提案の趣旨を説明いたします。

まず、決議の案文を朗読いたします。

議長不信任決議案

本院は、議長伊達忠一君を信任しない。

右決議する。

以下、その趣旨を説明いたします。

伊達議長には、参議院を代表する議長としてのリーダーシップが足りないことを指摘しなければなりません。

思い出していたきたいたのは、伊達議長が自民党の幹事長時代に発議し成立させた参議院選挙制度改革に関する改正公職選挙法です。その附則には、「平成三十一年に行われる参議院議員の通常

選挙に向けて、参議院の在り方を踏まえて、選挙区間における議員一人当たりの人口の較差の是正等を考慮しつつ選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い、必ず結論を得るものとする。」と明記されています。

次に行われる参議院議員選挙は、平成三十一年に行われますが、参議院議員選挙を改正後の選挙制度で実施するためには、周知期間として少なくとも一年を要すると見る必要があると考えられます。そうしますと、法で明記し国民に約束した選挙制度の抜本的見直しを行うことは、平成三十年の通常国会中には法改正を行わなければならないと思います。我々が議論する時間は長くはないのです。

選挙制度の改正議論は、これまでも繰り返し議論してきたのですが、抜本的改正を見送り、先送りを繰り返してきたことが実態だったと言えます。前回改正された現行の制度も、自民党の消極的姿勢から、一部の増減にとどまるびぼう策で終わっていたものです。こうした過去の経緯の反省を踏まえて、抜本改革を行うとの強い決意を持つて、附則において、「選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い、必ず結論を得るものとする。」と明記して抜本の見直しを国民に約束したのでした。

こうした状況を踏まえ、今こそ真正正銘の選挙制度の抜本の見直しを行わなければならないにもかかわらず、議長は見直しに向けた取組を進めようとして、議長の下に設置するべき議論の場すら設けていません。このため、伊達議長就任後五か月を経、そして、今臨時国会の開会日を迎えた今日まで、選挙制度の抜本の見直しを進める議論が全く行われていない有様であります。このままでは、伊達忠一君が自ら発議者となって必ず抜本の見直しの結論を得ると明記して成立させた法律を遵守することが困難な状況に陥ってしまいます。参議院議員選挙制度は本院の喫緊の課題であり、国民注視の最重要課題であり、かつまた、選挙制度の在り方について、平成二十六年十一月に

平成二十八年十二月十四日 参議院會議録第十八号 議長不信任決議案

は最高裁判所から憲法違反状態にあるとの指摘を受けています。

最高裁判決は、このように指摘しております。

参議院議員の選挙制度については、これまで、限られた総定数の枠内で、半数改選という憲法上の要請を踏まえて定められた偶数配分を前提に、都道府県を各選挙区の単位とする現行の選挙制度の仕組みの下で、人口の都市部への集中による都道府県間の人口較差の拡大に伴い、一部の選挙区の定数を増減する数次の改正がされてきたが、これらの改正の前後を通じて長期にわたり投票価値の大きな較差が維持されたまま推移してきた。しかしながら、国民の意思を適正に反映する選挙制度が民主政治の基盤であり、投票価値の平等が憲法上の要請であることや、さきに述べた国政の運営における参議院の役割等に照らせば、より適切な民意の反映が可能となるよう、従来の改正のように単に一部の選挙区の定数を増減するにとどまらず、国会において、都道府県を単位として各選挙区の定数を設定する現行の方式をしかるべき形で改めるなどの具体的な改正案の検討と集約が着実に進められ、できるだけ速やかに、現行の選挙制度の仕組み自体の見直しを内容とする立法的措置によって違憲の問題が生ずる前記の不平等状態が解消される必要があるというべきである。

そして、改正後の現行法により、本年七月に実施された参議院議員選挙について、各地において提訴された選挙無効を求める裁判についても、多数の高等裁判所の判断で違憲状態が指摘されております。

こうした状況下にあるにもかかわらず、参議院議員選挙制度の抜本的見直しに向けた議論をせず、議論の場を設けることもしないで放置している伊達議長長の責任は重いと云わざるを得ません。今臨時国会の間、何もしないで抜本的見直しに向

けた議論の場すら設けずに放置した伊達議長に、これ以上、その職を任せることはできません。

また、伊達議長は、報道された疑惑に対して、自ら積極的に説明する姿勢に欠けております。

以上、伊達忠一君が参議院議長としてふさわしくない理由を申し上げました。参議院に対する国民からの信頼を高めるためには早急な取組が必要であります。

議員皆様の本決議案への御賛同をお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。(拍手)

○副議長(郡司彰君) 本決議案に対し、討論の通告がございます。順次発言を許します。関口昌一君。

○関口昌一君 自由民主党の関口昌一です。私は、自由民主党、公明党を代表して、伊達忠一議長不信任決議案に対し、断固反対の立場から討論を行います。

各委員会での会期末処理が何ら瑕疵なく無事に終わり、第九十二回臨時国会は閉会になるとばかり思っておりました。ところが、この期に及んで突如民進党の諸君は伊達議長不信任決議案を提出するという暴挙に出てまいりました。このタイミングにおける不信任決議案の提出に一体何の意味があるのでしょうか。

少なくとも、今までの議長不信任案の提出は、重要法案の採決に当たり、どうしても与野党の合意点が見出せない限り、やむを得ず議長が本会議を開いた場合に提出されてきた事例が多かったことと記憶しております。今回は、議長の手続には何の問題もありません。それゆえに、この不信任決議案は理解に苦しみ、いたずらに時間を浪費するだけのものではありませんか。

伊達議長は、四十代で北海道議事に初当選し、以降、道議會議員を四期にわたり務めてこられま

した。平成十三年に国政に転じられてからは、経済産業委員長、参議院自民党国会対策委員長、ODA特別委員長、参議院自民党幹事長など枢要ポストを歴任し、遺憾なくその手腕を発揮してこられました。

こうした政府、党、参議院での数々の重責を担ってこられた伊達議長は、平成二十八年八月一日に、与野党の皆様からの多くの賛同を得て参議院議長に就任されたものであります。就任から約四か月半、その中立公正、不偏不党の議院運営は多くの方々から尊敬され、批判されることは全く理解できません。

今回の不信任案は、参議院選挙制度改革が主な理由になっております。しかし、伊達議長は、就任して僅かな期間にもかかわらず、参議院選挙制度改革について、「早急に議論の場を設定し、意見のすり合わせを行わなければならないにも関わらず、伊達君は議長に就任して以降、何らリーダーシップを発揮してこなかった。」などといった民進党諸君の主張は理解に苦しみます。

選挙制度改革について、参議院自民党では、参議院在り方検討プロジェクトチームを設置して、様々な意見を拝聴し、真剣に議論を交わして検討を続けております。民進党は、議長にだけ責任を押し付けているだけではありませんか。

また、民進党諸君は、「報道されている自身の問題についての対応が遅く、問題解消に向けて消極的な姿勢である。」と一行だけ抽象的な理由を掲げております。しかし、こうした問題は何ら問題がありません。

このような前代未聞の、到底受け入れ難い、そして自身の立場を省みない提案理由による議長不信任決議案という暴挙に出た民進党諸君に対し強く猛省を求め、良識の府、熟議の府として権威のある本院議長に対しこのような根拠なき決議案は良識を持って即刻否決すべきものであると訴え、私の反対討論を終わります。(拍手)

○副議長(郡司彰君) 吉川沙織君。(吉川沙織君登壇、拍手)

○吉川沙織君 民進党の吉川沙織です。

私は、ただいま議題となりました伊達忠一参議院議長不信任決議案に対し、会派を代表して、賛成の立場から討論を行います。

最初に申し上げたいのは、昨年九月のことを皆さん覚えておいてでしょうか、安保法制採決の際に乱発された、本決議案の議事における趣旨説明については一人十五分、討論その他の発言時間は一人十分に制限することの動議が与党から今回も提出されたことです。

確かに、我々は野党第一会派であるとはいえ、この議場においてもお分かりのとおり、議員数は少なくなつてしまいました。しかしながら、日本国憲法第四十一条、「国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である。」と定めがあり、これらに基づき国会は多くの権能を有しています。これらの権能行使の基礎となる各議員も多くの権能が与えられ、議員には、議案提出、質疑、討論、表決という議事手続上の基本的機能のほかにも幾つかの権能が認められているのです。

そのうち、この討論については発言権に分類されますが、この議場の発言を始め議員の発言権は最も基本的な権能であるからこそ、先ほどの議院運営委員会の理事会においても発言時間を制限することの動議は出さないでほしい旨、何度も何度も与党に申し上げたのです。多数決原理と同時に、少数派の意見の尊重はあつてしかるべきではないでしょうか。

今、日本は重大な岐路に差しかかっています。国家債務は一千兆円を超え、国内総生産の二〇〇%を超えるまでになっており、国の行く末さえ全く不透明で危機的な我が国の財政状況の中、ただひたすらに金融緩和にひた走り、その理論的旗振り役の学者は最近ではその誤りを認めるなど、アベノミクスとやらは破綻状態に陥っており、心ある専門家はハイパーインフレを強く懸念する声

を上げていますが、政府は全く聞く耳を持ちません。

数十年前に失敗したレーガノミクスを教科書にしたアベノミクス、そしてバブル景気に浮かれた社会で発想しそうな特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案、いわゆるカジノ法案も、アジア地域では中国経済の失速、過剰投資などでカジノ産業が衰退する中、国民を巻き込んで一体どこへ向かうのでしょうか。

思い出されるのは、今回の特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案に対して、総合保養地域整備法、いわゆるリゾート法です。リゾート法は、地方振興策の手段として当時の政権がリゾート産業に着目して制定したにもかかわらず、同法に基づいて実施されたリゾート地域開発のほとんどは成果を上げることなく破綻し、地域社会に大きな傷痕を残したのです。

現政権は、諸外国で失敗した政策を周回遅れでなぞっているだけです。

競馬、競輪、競艇、パチンコなど我が国のギャンブル、遊技機市場は、その規模では約二十六兆円のギャンブル大国です。カジノの市場規模は世界全体でも約十八兆円とされる中で、日本をこれ以上カジノでどうしようとするおつもりなのでしょうか。

強い日本を取り戻そうとする総理は、アメリカの悪い例をまねして、時代遅れの政策を看板の掛け替えだけで行っているのです。そのお手本のアメリカでは、次期大統領が強いアメリカを目指しているようですが、願わくば、我が国の轍を踏まないことを祈るばかりです。

一方、政府は、各種政府施策を説明する際に安心、安全という言葉をまるで呪文のように理由付けとして乱発しておりますが、国の根幹、国の形を抜本的に揺るがすこと必然のカジノ導入を新たな成長戦略と全く根拠のない理由を喧伝し、日本を安全、安心と正反対の環境にしようとしており

ます。

おもてなしの心で観光大国を目指すという我が国が、カジノで外国人観光客を誘致しようとは何事でしょうか。海外の観光客は、日本らしさを求めて我が国を訪れるのであって、海外発祥のカジノに積極的に行くとはなかなか考えづらいのではないのでしょうか。

それとも、日本国民にカジノを奨励し、国の治安を毀損し、国民の体感治安を更に悪化させたいのですか。それとも、国民の所得格差がどんどん開く中で、カジノでもっと貧富の差を拡大しようとするのでしょうか。

国民が一致団結して、将来世代が安心して暮らすことができるよう、今ある財政上の難局を乗り越えるための長期的視点に立った政策を考えるべきではないでしょうか。

その上、政府・与党は、国民世論をその都度使い分けており、一回目の消費税率引上げ延期では国民世論を理由とし、カジノ法案については、新聞各紙がこぞその問題点を数多く指摘する中で、その国民世論を全く無視し、日本社会をカジノやオリンピックに浮かれさせ、厳しい財政状況のことを忘れさせるため、感覚的に麻痺させようとするつもりなのでしょうか。

現政権は、破綻状態の危機に瀕する財政事情と全く反する政策ばかり行っています。東京湾では、東京都の築地市場の豊洲市場への移転、東京オリンピック・パラリンピックに伴う各種施設の新設、カジノ施設やレジャー施設の新設の推進などというのは、バブル時代で財政に余裕があった時代の公共事業乱発、土建国家の復活ではないのでしょうか。

九年前の夏、被選挙権を得たばかりの三十歳で本院に議席を預かった私は、就職氷河期世代の一人であり、必死に就職活動をしたのが平成十年、会社員として社会に出たのが平成十一年、バブル経済は既に崩壊した後のことでした。つまり、右

肩上がり、多くの借金を背負わされる世代でもあり、多くの借金を背負わされる世代でもあり、でも、その借金はいくらでも返済が積み重ねてきたのです。その古い時代の財政手段を駆使した財政手法の復活、これが新成長戦略とはあきれたものです。

このような間違った行政運営が行われる中で、行政府をチエックする役割が我々立法府に課された重要な機能であることは論をまちません。その機能を担う組織の長が参議院議長です。それも、我が参議院は良識の府です。この現政権を正すのが国会であり、良識ある参議院のあるべき姿です。

ところが、このような重要な時期にある状況において、延長国会に入ってから、しかも、会期末まで残り一週間しかない時期に、与野党の合意を基本とする議員立法でありながら、衆議院内閣委員会では採決が强行され、異常な形で参議院に送付されてきたカジノ法案の審議入りを議長は容認したのです。

私は、議院運営委員会の理事会で、本法律案が議員立法であるにもかかわらず、各会派間で丁寧な合意形成を図ることなく、さらには国家公安委員長、常任委員会や連合審査会開催の合意をほごにした上、たつた五時間三十三分の質疑のみで衆議院内閣委員会では採決が强行され、異常な形で参議院に送付されたカジノ法案の拙速な審議入りは断じて認められないと一貫して強く反対してきました。

そもそも、現在の政権並びに議院運営は、民主主義イコール多数決という間違った考え方に基づいて、数の力で強引に政策を強行しようとしています。これをただし、少数派の意見を十分反映した慎重な審議が行われるよう指導するのが議長の仕事です。行政府や与野党の意に沿うよう議院運営を、そして議事運営を行うことではありません。

もちろん、封建時代から近代国家に至るまで、議会制度の発達の歴史の中において多数決原理が議会制度を支える柱として重要であることは認識しています。しかしながら、多数決原理は、あくまでも相対的なものであり便宜的なものです。したがって、ある国会のあるときにおいて決定されたそのものが正しいかということは、歴史によって証明されないのです。

この多数決原理がよく機能するためには、言論の自由の保障、集団のある程度同質性、集団内の多種多様な利害、主張を統合していくための制度的メカニズム、少数者に決定への参画の自覚を与え、決定受容の心理的準備の機会を与える実質的議論の場、そして決定に対する全構成員の受容が必要です。これらの点を勘案するならば、この多数決原理と同時に少数派の意見の尊重があつて初めて議会の公正なる運営がなされると考えます。

○副議長(郡司彰君) 時間が超過をいたしております。簡単に願います。

○吉川沙織君(純) したがって、選挙のときに多数を取ったならば後は何をやってもよいという多数決原理は、一党独裁であると言わざるを得ません。

良識の府たる参議院を代表する参議院議長は、職務として、少数派の意見を議会の審議にいかにして反映させるかということに重点を置かねばならないにもかかわらず……

○副議長(郡司彰君) 吉川君、簡潔に願います。

○吉川沙織君(純) 少数派の意見を十分に尊重しない議院運営、議事運営となっているのです。

昭和五十二年十一月に参議院改革協議会が初めて設置されてから約四十年。この間、歴代議長の下で参議院改革のためのため努力が続けられ、参議院の在り方に関する諸問題等について……

○副議長(郡司彰君) 時間が超過をしております。

○吉川沙織君(統) 議会の先人により多くの改革が実施されてきました。多くの参議院改革がなされてきたその理由の一つに、参議院の存在意義が問われた時代があったことは言うまでもありません。

昭和六十年一月二十一日、「各会派代表者懇談会における議長所見と提案」の中で、「参議院は、憲法上認められた二院制の下において、衆議院の行き過ぎを抑制し、また、衆議院の機能を補完することに、独自性を発揮し、……」

○副議長(郡司彰君) 吉川君、時間が超過をいたしております。簡単に願います。

○吉川沙織君(統) 「国政の運営を慎重かつ健全ならしめ、民主主義国家の発展に寄与し、国民の負担に応える使命をもつものであることは申すまでもありません。」そして「議会制民主主義の下において民主主義政治を立派に発展させるためには、憲法に規定されているとおり二院制の長所を伸ばすことが肝要であり、参議院無用論の如きは甚だ遺憾にたえませんが、こうした批判が出ることにについては謙虚に反省する必要があるものと考えます。」(発言する者あり)もう少しで終わります。

○副議長(郡司彰君) 吉川君、時間が超過をしております。

○吉川沙織君(統) ルソーのように、国民の総意が単一不可分であるとすれば、これを代表すべき議会も単一の議院であるべきとする一院制の主張が生まれますが、今日でもなお多くの国において二院制が採用されています。二院制の存在意義の論拠は、代表の多様性の確保、議会における慎重審議、二院の間における相互抑制、補完にあると考えます。

旧憲法下においても貴族院、衆議院両院は相互牽制が想定されていました。また、昭和六十一年三月五日、衆議院公職選挙法改正に関する調査特別委員会において、当時の自治大臣も、「本来二院制は、我が国で言えば衆議院と参議院、……」

○副議長(郡司彰君) 吉川君、時間が超過をしております。

○吉川沙織君(統) 「両方とも直接選挙になっておりますけれども、お互いの性格や立場上それぞれ観点に立つて、特に参議院は良識の府と言われていると思いますが、そういう両者の観点からお互いにチェックし合い、あるいは補充、協力し合うことによって政治の理想により一歩でも近づいていく、そういう知恵の産物として二院制度をとられたものと思いますし、お互いが機能することによって所期の目的に達することができ、そのように機能してきておると考えております。」

しかるに、参議院の果たす役割は大きく、そしてまた、参議院の権威を考えたとき、伊達議長の議会運営、議事運営は良識の府たる本院の議長として承服できるものではなく、提出されております伊達忠一議長不信任決議案に対し賛成の意を表し、私の賛成討論といたします。

ありがとうございます。(拍手)

○副議長(郡司彰君) これにて討論は終局いたしました。

○副議長(郡司彰君) これより本決議案の採決をいたします。

足立信也君外四十九名より、表決は記名投票をもつて行われたいとの要求が提出されております。

現在の出席議員の五分の一以上に達しているものと認めます。

よつて、表決は記名投票をもつて行います。本決議案に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、投票をお願いします。

議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行います。

(議場閉鎖)

(参事氏名を点呼)

(投票執行)

○副議長(郡司彰君) 投票漏れはございません

か。——投票漏れはないと認めます。投票箱閉鎖。

○副議長(郡司彰君) これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

(参事投票を計算)

○副議長(郡司彰君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十九票

白色票

七十二票

青色票

百六十七票

よつて、本決議案は否決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

(副議長退席、議長着席)

○議長(伊達忠一君) 日程第一 公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案(第百九十九回国会内閣提出、第百九十二回国会衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。厚生労働委員長羽生田俊君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(羽生田俊君登壇、拍手)

○羽生田俊君 たいま議題となりました法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の結果と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、公的年金制度について、制度の持続可能性を高め、将来の世代の給付水準の確保等を図るため、短時間労働者への被用者保険の適用拡大の促進、国民年金第一号被保険者の産前産後

期間の保険料の免除、年金額の改定ルールの見直し、年金積立金管理運用独立行政法人の組織等の見直し等の所要の措置を講じようとするものであります。

なお、衆議院において、短時間労働者への被用者保険の適用拡大の促進に関する規定の施行期日を公布の日から平成二十九年四月一日に改めることとする修正が行われております。

委員会におきましては、参考人から意見を聴取するとともに、被用者保険の更なる適用拡大の必要性、年金額の改定ルールの見直しの目的及び影響、財政検証の前提を見直す必要性、基礎年金の給付水準の在り方、GPIFのガバナンス体制及び年金積立金の運用の在り方等について、安倍内閣総理大臣にも出席を求め質疑を行いました。その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、民進党・新緑風会を代表して牧山ひろえ委員より反対、自由民主党及び公明党を代表して熊野正士委員より賛成、日本共産党を代表して倉林明子委員より反対、日本維新の会を代表して東徹委員より賛成、希望の会(自由・社会)を代表して福島みずほ委員より反対の旨の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊達忠一君) 本案に対し、討論の通告がございます。順次発言を許します。川合孝典君。

(川合孝典君登壇、拍手)

○川合孝典君 民進党・新緑風会の川合孝典です。私は、会派を代表し、公的年金制度の持続可能

性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案に対し、反対の立場から討論を行います。

失われた公的年金制度への信頼を取り戻すことは、国民の老後不安を軽減する上で不可欠であります。安定した公的年金制度の構築によつて、冷え込んでいる国民の消費マインドを上向かせる効果も期待できることから、景気対策としても極めて有効だと考えております。

今回の改正案には、十分とは言えないまでも、短時間労働者への被用者保険の適用拡大の促進や国民年金第一号被保険者の産前産後期間の保険料免除による次世代育成支援への配慮など、公的年金制度の機能強化に向けた評価すべき項目が含まれております。

しかし、その一方、限られた年金財政の中で持続可能性を追い求めようとした結果、公的年金制度が本来果たすべき役割である最低保障機能の検証が全く抜け落ちております。また、GPIFの運用ポートフォリオの在り方、多額の公的資金が株式市場や企業経営に与える影響などについても数多くの課題が残されたままとなっております。

そして、何よりも問題なのは、将来の年金額を推定する上で最も重要となる年金財政検証における経済前提が、実体経済を全く無視した内容となつてゐることです。

前回法改正後の平成十七年から今に至る十二年間で七回も賃金変動率がマイナスになつてゐるにもかかわらず、今後百年間、賃金、物価が共に上昇し続けるという前提に立つた試算を行つております。

これではまともな委員会審議ができないことから、厚生労働委員会では、物価、賃金の実態に即した将来推計資料の提出を要求してまいりましたが、度重なる要求にもかかわらず、審議中に資料の提出はありませんでした。委員会の最終日となつた昨日、ようやく塩崎厚生労働大臣からは、

物価、賃金がマイナスになつた場合の将来推計資料を年内に提出する旨の答弁がございましたが、本来であれば、この資料に基づいて委員会審議を行うべきであり、政府の不誠実な態度には強い怒りを感じております。

今回の法改正によつて国民の皆様が受け取る年金額が一体どのくらいになるのかの検証すらできていない中、到底本法案に賛成することはできません。

以下、法案の問題点を指摘させていただきます。

まず、公的年金制度の持つべき最低保障機能が今回の法改正で損なわれるおそれがあることについてであります。

安倍総理は審議の中で、現在の夫婦での老齢基礎年金の満額支給額は、老齢基礎年金のみを受給する世帯の基礎的消費支出を上回つてゐることから、年金を減額しても大丈夫である旨の答弁をされましたが、老齢基礎年金の平均支給額は、現在、五万四千円程度であり、現時点で既に不足が生じております。

また、今回の法改正で賃金・物価スライドが発動することになると、所得代替率に占める報酬比例部分と基礎年金部分との比重が変化し、基礎年金水準が著しく低下することとなります。さらに、この賃金・物価スライドでは、物価が上昇しても、賃金が下落すると賃金の下落率に合わせて年金を減額することとなりますので、老齢基礎年金のみで生活する世帯は、より厳しい状況に追い込まれることとなります。

今回の法改正によつて、将来の老齢基礎年金額は、現在価値に置き換えると、およそ三万五千円から六千円程度になることが推計されております。現在、老齢基礎年金のみを収入とする高齢者は全国に七百六十七万人おられますが、夫婦でおよそ七万円の年金では、とても自立した生活は維持できません。

現在の受給者の年金額を減額することで、確かに将来世代の年金額の下落を下げ止める一定の効果は期待できるのかもしれませんが、しかし、公的年金制度が衣、食、住、衛生といった人間が生活していく上での最低限度の購買力を保障することができなければ、今後、生活保護に頼らざるを得ない高齢者が激増するおそれがあります。せっかく年金財政の持続性を多少高めることができて、新たな財政支出を迫られることとなり、法改正の意味が全くありません。

現実に即した将来推計に基づき、公的年金制度の最低保障機能を守り、国民の自立を支援することこそが現在求められていると思つております。次に、GPIFについて指摘させていただきます。

平成十三年、年金積立金管理運用独立行政法人の市場運用開始後の累積運用実績が、現在に至るまで、およそ四十二兆円強に上ることはGPIFの公表資料からも既に明らかですが、実は、現在の運用状況は決して樂觀視できるものではありません。二〇一四年十月、GPIFの運用ポートフォリオが見直されて以降、本年九月までの八四半期の運用実績は僅か〇・五%、株式への投資比率を高める前に二・八%あったことを考えると、運用実績に急ブレーキが掛かつてゐることが、GPIFの高橋理事長への参考人質疑で明らかとなりました。

無論、四半期ごとの運用実績で一喜一憂すべきではありませんが、リスク投資を行つてゐることによる運用実績の上振れ、下振れの激しさに対して国民の信認が揺らいでいるということを政府は重く受け止めるべきではありません。

安倍総理は、本年五月の伊勢志摩サミットの折、当時の世界経済情勢をリーマン・ショック前の状況とそっくりだとおっしゃいました。ちなみに、リーマン・ショックが起つた二〇〇八年度、GPIFの収益率はマイナス七・六%、損失

額は九・三兆円でありました。現在のGPIFのポートフォリオで同じことが起きれば、二十兆円以上の損失が発生することとなります。

リーマン・ショック再来の懸念を国際会議の場で口にしながら、一方で被保険者の大切な老後資金である年金積立金のハイリスク運用を続けておられる安倍総理に強い憤りを感じております。

また、政府機関であるGPIFが大株主になることで生じる問題への対応も全く不十分であります。

GPIFが大株主になることで、当然、企業経営に対して議決権を行使することが可能となります。GPIF法第二十七条の規定によつて、厚生労働大臣は、GPIFに運用上の指示命令を行うことができることとされてゐますので、厚生労働大臣が主務大臣としてGPIFに圧力を掛け、保有株式の議決権を活用して企業経営に影響を及ぼすことが理論上可能となります。他の先進国のファンドでは、政府から徹底的に運用機関を独立させる、又は民間資産への投資を禁止するといった手段を講じてこの問題に対応してゐますが、GPIFではこうした議論は一切なされておられません。国会の議決も予算措置も何も必要としないまま、企業経営に対する強力な政策遂行手段を政府が持つこととなり、大変危険なことだと考えております。

最後に、公的年金制度の抜本改革の必要性について指摘します。

急速な少子高齢化が進展する現在の日本において、老後の生活を支える安定した公的年金制度を再構築する必要性はますます高まっておりますが、制度改革が社会経済の構造変化に対応し切れておりません。

百年安心とした平成十六年の法改正でも、政府の政策目標に寄り添つた甘い将来推計試算に基づき法改正を行つた結果、僅か数年で制度設計が破綻しましたが、今また同じ轍を踏もうとしており

ます。年金財政検証における経済前提が外れた財政的なツケを支払うことになるのは将来世代であります。

二〇五〇年代には、日本人の平均寿命は男性で八十五歳以上、女性で九十歳を超えると言われております。こうした超長寿社会を想定して基礎年金の拠出期間を延ばすことや被用者保険の適用拡大を更に進めること、さらには、低賃金で働く労働者にとって過度な負担となっている逆進性の高い定額保険料の在り方などを速やかに検討し、今から措置を講じなければ、近い将来より深刻化した年金財政と私たちは向き合わなければなりません。

持続的な景気回復のためには、国民の将来不安を取り除き、消費を活性化させることが必要であります。まともな将来の年金額の試算すら行ないまま、目先の財源にとらわれて、公的年金制度のセーフティネット機能を低下させ、生活保護の増大と将来不安を助長しかねない今回の法案には断固反対である旨申し上げ、私の討論を終わります。

御清聴ありがとうございます。(拍手)

○議長(伊達忠一君 島村大君)

(島村大君登壇、拍手)

○島村大君 自由民主党の島村大です。

私は、自由民主党、公明党を代表して、ただいま議題となりました公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案について、賛成の立場から討論を行います。

公的年金制度は、世代間の支え合いの制度であります。少子高齢化が急速に進展する今、現在の高齢世代の年金給付と将来世代の給付のバランスを取っていくことは、年金制度を健全に維持していくために大変重要な課題でございます。そのため、この仕組みとして、これまでマクロ経済スライドが導入されてきました。今回の法案は、この年金

制度の持続可能性を更に高め、将来世代の給付水準を確実に守っていくことを目的としています。以下、本法案に賛成するべき主な理由を三points申し上げます。

一点目は、今申し上げましたように、本法案が公的年金制度の持続可能性を高め、世代間の給付と負担のバランスを改善するものである点です。安倍政権は、デフレからの脱却と賃金水準の上昇に力強く取り組んでおり、その成果は着実に現れていきます。しかし、将来にわたって不測の経済変動が起こらないとも限りません。今後、経済が上昇する場面でも下降する場面でも、年金給付と負担のバランスを維持し、公的年金制度を安全確実に維持していくために、本法案の成立は不可欠であります。

二点目は、本法案がパートタイマーへの被用者保険の適用拡大や国民年金第一号被保険者の産前産後期間の保険料の免除によって、多様な働き方を促進し、一億総活躍社会の実現に資する点でございます。

本法案によつて、中小企業で働く約五十万人のパートタイマーの方々に対し、新たな被用者保険の適用が可能になります。これらの方々が被用者保険に加入することで、将来の年金受給額の引上げにつながり、より一層安心して就労できる環境の整備が進みます。産前産後の保険料免除については、子育て世代への支援策として、少子化対策を推進する観点から、早急に実現すべき制度であります。既に導入されている厚生年金に加えて、国民年金についてもこの制度が必要でございます。

三点目は、本法案が年金積立金管理運用独立行政法人、GPIFのガバナンス改革を行うことにより、国民の大切な資産である年金積立金の運用体制の強化に資する点であります。

GPIFは、百三十兆円以上の資産を管理運用する世界最大規模の公的年金運用機関です。これ

までも基本ポートフォリオの見直しなど改革を行ってきましたが、本法案は、合議制の経営委員会を設置し、意思決定、監督と執行の分離を実現します。これによつて年金運用に対する一層の信頼性の向上が図られます。

以上の三点が、本法案に賛成すべき主な理由です。いずれも、公的年金制度の持続可能性の向上と国民の年金制度に対する安心と信頼の向上のために必要不可欠な改革であります。本法案を早期に成立させることは、現在及び将来の世代に対する我々国会議員としての責任であると言つても過言ではありません。

議場に御参集の皆様には本法案に対する速やかな御賛同を呼びかけますとともに、政府に対して法案成立後の円滑な実施を求めまして、私の賛成討論といたします。

御清聴ありがとうございます。(拍手)

○議長(伊達忠一君 倉林明子君)

(倉林明子君登壇、拍手)

○倉林明子君 私は、日本共産党を代表して、公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案、すなわち年金カット法案に対して、反対の討論を行います。

高齢者世帯の収入の七割を年金が占め、六割の高齢者世帯が年金収入だけで生活しています。将来の年金受給額に大きな影響を与える重要法案を、衆議院で僅か十九時間余りの質疑で採決を強行した上、臨時国会の会期末前日に参議院に送付し、会期延長によつて押し通そうとするなど言語道断です。安倍政権の乱暴極まりない手法に断固抗議するものです。

本法案は、際限なく年金をカットする賃金マイナススライドというべき新たな仕組みを導入するものです。これまでも、年金の支給額は物価と賃金を指標に改定されてきましたが、既裁定者について、賃金指標がマイナスとなったことを理由に年金を引き下げることはしませんでした。しか

し、今回の改定で賃金マイナススライドが導入されれば、たとえ物価が上がっても、賃金がマイナスの場合、年金はマイナス改定となります。物価と賃金が共にマイナスで、賃金の下げ幅の方が大きい場合は、年金は賃金に合わせてカットされます。ひたすら低い方に合わせて年金を引き下げるものにほかなりません。

政府・与党は、将来世代の年金水準を確保する将来年金確保法案と強弁しています。しかし、政府の言う年金水準の確保とは、将来世代の年金を増やすものではありません。二〇〇四年に導入されたマクロ経済スライド、マクロ調整の仕組みにより、既に基礎年金は二〇四〇年代まで下げ続けることが決まっています。

その調整が予定以上に長期化し、元々下がる年金が更に下がるのを防ぐ、言わば下げ止まりにするというのが政府の言う将来確保の本当の意味です。安倍総理自身、本院の審議で、将来世代の年金が増えるとは言っていない、むしろ、本法案のルールが導入されれば、賃金に合わせて名目の年金額は下がるかと答弁しています。これでは看板に偽りありと言わざるを得ません。

本法案の賃金マイナススライドが導入されれば、現役世代の賃金下落に応じて年金も下げられ、その引き下げられた水準の年金が将来の世代に引き渡されることとなります。高齢者と同居し、扶養している現役世代や生活や介護の支援をしている現役世代にとっては、ダブルパンチが襲いかかることになります。賃金マイナススライド導入は、現役世代にとつても何もないことはありません。

さらに、賃金マイナススライドと併せて導入されようとしているいわゆるキャリアオーバーは、毎年度のマクロ経済スライドが予定どおりに実施できなくても、その分を繰り越し、物価、賃金が上がった際にまとめて引くことができるようになる仕組みです。これも、マクロ経済スライドを強

化し、年金の実質目減りを拡大して、年金の最低保障機能を突き崩す改悪にはなりません。

委員会審議では、本法案によって導入される賃金マイナスイラストとキャリアオーバーという二つの仕組みが、安倍政権が二〇一九年十月に予定している消費税増税と一体となって国民に重大な被害を与える危険性を明らかにしました。消費税率が一〇％になれば物価や賃金の指標も変動しますが、その際、賃金マイナスイラストやキャリアオーバーが発動することで、年金がゼロ改定、マイナス改定になる可能性を政府は否定しませんでした。消費税増税で市中の物価は大幅に上がるのに、年金は全く上がらない、あるいは逆に下がるという、高齢者にとっては悪夢のような事態が起こるのです。

本法案では、更なる年金削減を進める仕組みの導入とともに、年金積立金管理運用独立行政法人であるGPIFの組織改編も盛り込まれていますが、今求められていることは、国民生活の安心を支える年金財政の安定に貢献する責任と役割を果たし、国民の年金を守ることです。ところが、安倍政権は、年金積立金の株式運用比率を倍増させ、年金積立金の運用を株価つり上げの道具にしました。国民の財産である年金積立金を危険にさらすことは許されません。

参考人質疑では、年金積立金の株式運用で損失が発生した場合に、損失はマクロ経済スライドの長期化を通じて解消するしかない、三十年、四十年後にツケが回ってくる、今の制度は長期運用に対応していないとの意見が出されました。

また、GPIFの自家運用については相当慎重に対処すべきとの意見や、根本的な疑義として、巨大な機関投資家が政府機関として存在すること自体立ち止まって考えるべきだという意見も出されたことを真摯に受け止める必要があります。運用で損失が出れば、そのツケは年金削減などで国民に押し付けられることになります。危うい投機

的運用からは速やかに手を引くべきであります。そもそも、今の積立金を積み増すことを前提とした考え方のものを転換する必要があります。

年金積立金は年金支給開始年齢の引上げや年金抑制のマクロ経済スライドにより二〇四〇年まで増え続けることになりませんが、積立金をためてきたのは現在の年金受給者にばかりではありません。年金を減らされて暮らしの見通しが立たない中でも、将来世代のために今後積立金を続けるというのには余りに理不尽ではありません。年金世代に辛抱と苦勞を掛けてまで積立金を積み上げる必要はありません。積立金を維持し積み増すことを前提とした考え方は撤回し、給付抑制を回避する積立金の運用に転換する必要があります。

国民年金は、四十年掛け続けても月額六万五千円であり、加入期間が欠ければ年金額はどんどん下がります。底なしの低水準の構造こそが最大の問題です。本当に必要なのは、年金財政の帳尻合わせのために貧しい年金給付を更に下げるのではなく、老後の生活の基礎的な支えとなり、高齢世代も現役世代も信頼できる年金制度を構築することです。

低年金の底上げと最低保障年金の導入、高額所得者の保険料上限の見直し、危険なリスクを抱えた積立金の運用の中止と計画的な給付への充当、現役世代の雇用、賃金の立て直しによる年金財政の強化など、本当の改革が求められております。

最低保障もなく、際限なく減らされる年金制度を将来世代に残すわけにはいきません。年金カット法案は廃案にすべきである、厳しく指摘して、反対討論といたします。(拍手)

議長 伊達忠一君 東徹君

(東徹君登壇、拍手)

○東徹君 日本維新の会の東徹です。

会派を代表して、本日の議題である公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案について、賛成の立場で

討論をいたします。

我が国の公的年金制度は、現状、国民年金保険料の納付率が六三・四％にとどまっております。このような納付率の低迷は、単に経済状況によるものではなく、国民の公的年金制度に対する不信感の表れであり、その払拭のため、政府は、国民の制度に対する理解が深まるよう努力しなければなりません。特に若年層は、老後の実感が湧かず、年金保険料の納付意欲が必ずしも高くないことから、万が一障害状態になったときへの備えとして、障害年金制度もあることをしっかりと伝えていくことが肝要であります。

また、厚生労働委員会での質疑によつて、国民年金第一号被保険者について、保険料滞納者の九四％は保険料免除の可能性があり、そのため、第一号被保険者の約半数が、保険料の免除を受けているか、その可能性のある者であるという答弁がありました。我が国の公的年金制度は、皆年金である以上、いろいろな方が含まれることも予定しているとはいえず、このような状況でもそもそも社会保険として成り立っているのかどうかという疑問があります。実際に保険料を納める方を増やすよう対策を進めることが、納付者本人の将来の年金受給額を増やし、将来の生活保護者を抑制することにつながると思います。

国民年金第一号被保険者における保険料を全て納めた完納者、一部納付者、滞納者、それぞれの所得分布を確認すると、全て所得が三百万円未満に大きく偏っております。低所得層を一旦とめにして、強制徴収の対象から外し、保険料免除の申請を促し、納付率の向上を図る今の手法は適切ではありません。必ず不公平感が生じてきます。同じ所得層で、なぜ保険料を全て納めた者と保険料を滞納した者が生じるのか、その分析を行い、実際に保険料を納める方を増やすことで納付率の向上を実現していかなくてはなりません。ここで厚労省の言う納付率は、分母から免除者

等を除くものであり、事務的な指標としての役割にとどまっております。年金財政への影響を表す指標として分母に免除者等を含む実質的納付率を採用し、国民にその情報を提供していくべきであります。

我が国の財政状況はもちろん、年金財政も厳しいことを考えると、現在の賦課方式を前提とする場合、本法案に含まれる新たな年金額改定ルールは、将来の年金受給者の給付水準を確保しようとするものであり、世代間の公正を実現する上で必要かつやむを得ないものと言えます。また、本法案における短時間労働者への被用者保険の適用拡大は、短時間労働者本人の年金給付額を増やすとともに、将来の生活保護者の増加を抑制することにつながる点が評価できます。

しかしながら、少子高齢化やそれに伴う労働力人口減少など、我が国の経済状況の変化を踏まえ、これからの年金制度の在り方を考えると、年金制度の持続可能性と給付の十分性を両立させるためには、我が会派が主張する積立方式への移行や年金支給開始年齢の引上げなど抜本的な改革が必要であり、本法案の成立後もこのような改革の実現に向けた不断の努力が求められていきます。

そこで、政府に対して、国民が持つ公的年金制度の将来に対する不安を解消するため、甘い見通しによるものではなく、現在の経済情勢を反映した年金財政の検証、年金制度と密接な関係にある生活保護費負担金の将来推計など政策判断に必要な試算を行い、国民にその情報を適切に提供することを要請いたします。

特に、生活保護費負担金の将来推計については、平成二十四年三月に厚労省から示されたものが既にあり、年金の財政検証と同様に一定の経済状況を前提とした将来推計が可能であると考えます。今もなお増え続ける生活保護費負担金について、早期にその推計を実施し、国民に公表することを求めています。

また、日本年金機構の保険料徴収コストは国税庁の徴収コストの二倍以上であることから、保険料納付率の向上を図りつつ、保険料徴収コストを削減することが急務であります。そのため、いまだ十分に検討されたとは言えない歳入庁の設置や、住民に一番身近な市町村による国民健康保険料と国民年金保険料のセット方式の導入について、政府は早期に検討を開始しなければなりません。

日本維新の会は、年金制度の積立方式への移行に関する法案も含め百一本の法案を参議院へ提出させていただきました。本法案は現在の年金制度を持続可能なものとする上で必要なものと考えておりますが、我が会派が提出した百一本の法案も、我が国に求められている改革を内容とするものばかりであります。

各党の皆様におかれましては、次期通常国会では是非これらの法案についても審議していただくことをお願いし、賛成の討論といたします。

ありがとうございます。(拍手)
○議長(伊達忠一君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(伊達忠一君) これより採決をいたします。足立信也君外四十八名より、表決は記名投票をもつて行われたとの要求が提出されております。現在の出席議員の五分の一以上に達しているものと認めます。

よつて、表決は記名投票をもつて行います。本議場に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、投票をお願いします。

議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行います。

(議場閉鎖)

(参事氏名を点呼)

(投票執行)

か。投票箱閉鎖。投票漏れはないと認めます。投票箱閉鎖。
○議長(伊達忠一君) これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の開鎖を命じます。
(議場開鎖)
(参事投票を計算)
○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたします。
投票総数 二百四十票
白色票 百六十七票
青色票 七十三票
よつて、本議案は可決されました。(拍手)
(投票者氏名は本号末尾に掲載)
○議長(伊達忠一君) これにて休憩いたします。
午後二時五十九分休憩
午後六時一分開議
○議長(伊達忠一君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。
日程第二 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案(衆議院提出)を議題といたします。まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長難波奨二君。
(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)
(難波奨二君登壇、拍手)
○難波奨二君 たたいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。
本法律案は、特定複合観光施設区域の整備の推進が、観光及び地域経済の振興に寄与することと

に、財政の改善に資するものであることに鑑み、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する基本理念及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、特定複合観光施設区域整備推進本部を設置することにより、これを総合的かつ集中的に行おうとするものであります。

委員会におきましては、参考人から意見を聴取するとともに、我が国にカジノ施設を設置することの是非、本法によるカジノ規制と違法性の阻却との関係、カジノ施設の設置による経済効果と社会に対する影響、ギャンブル依存症の予防策及び依存症患者への対策、カジノ施設の設置者及び運営者を民間事業者者に限定した理由、マネーロンダリング対策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了した後、自由民主党を代表して上月理事より、政府がカジノ施設の設置及び運営に関し講ずべきカジノ施設の入場者が悪影響を受けることを防止するために必要な措置として、ギャンブル依存症等の防止について明示すること、この法律の規定及び第五条の規定に基づく措置については、この法律の施行後五年以内を目途として必要の見直しが行われるべきものとすること等を内容とする修正案が提出されました。

次いで、討論に入りましたところ、民進党・新緑風会の相原理事より原案及び修正案に反対、日本共産党の田村委員より原案及び修正案に反対、希望の会(自由・社民)の山本委員より原案及び修正案に反対の旨の意見がそれぞれ述べられました。

次いで、順次採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも多数をもつて可決され、本法律案は修正議決すべきものと決定いたしました。なお、本法律案に対し附帯決議を行いました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊達忠一君) 本議案に対し、討論の通告がございます。順次発言を許します。神本美恵子君。

(神本美恵子君登壇、拍手)

○神本美恵子君 民進党・新緑風会の神本美恵子です。

私は、民進党・新緑風会を代表して、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案について、反対の立場から討論を行います。

まず初めに、今回のこのIR、カジノ解禁推進法案の拙速な審議に対し、立法院としての重大な懸念を表明いたします。

依然として国民の多くが憂慮し、参議院の審議を通じてますます不安が高まっている問題だらけのこの法案の成立をなぜこんなに急ぐのか。参議院での参考人質疑も含めた審議で新たに明らかになった問題点、本当に経済効果があるのか、地域振興というが、地域が疲弊し治安の悪化や青少年への影響から人口減少が起きている事例、そして何よりも、各会派から出されたギャンブル依存症がこれ以上拡大することへの懸念など多くが出されたにもかかわらず、答弁のほとんどが、それは実施法で政府が検討する、それはこれから考えるという何ともおどろきな審議で、不十分と言わざるを得ないものであります。とにかく成立させてしまおうというやり方は、立法院に集う者として大いに恥ずべきところであり、国民の負託を受けている私たち立法院としての責任を果たせないままになつていくのではないかと懸念を持たざるを得ません。

また、議員立法である本法案の取扱について懸念があります。

本来、議員立法は、事前に各党間で議論を交わし、丁寧に合意形成を図るからこそ、短時間の委員会審議で成立にこぎ着けるのであります。それを今回のように、与野党での合意も十分に形成しないまま、延長された国会の終盤になつて滑り

込み提出、審議入りし、衆議院での委員会での審議もそこそこの一気に行進採決をし、こんなやり方は合意形成と手続を重んじてきたこの立法院の在り方を軽んじるものにはなりません。

ましてや、ここ参議院は、言うまでもなく、皆様も御自覚のとおり、中長期的な視野を持ち、本当に国民の幸せにつながるのか、子供たち、次の世代が生きていく社会がどのようなものになるのか、幅広く、そしてじっくりと考えて結論を出す、それが熟考の府であり、衆議院の拙速を戒めるべき役割を自らの存在意義としてきたのであります。数の力を背景に、合意形成と手続を軽んじて採決にひた走る姿は、先人たちが築いてきたこの参議院の歴史と在り方に自ら泥を塗るようなものであり、到底容認できるものではありません。

次に、法案の問題点について申し上げます。

本法案は、安倍政権の成長戦略にも位置付けられ、民間投資を喚起する経済効果への期待が喧伝されています。

安倍首相は、日本を世界一企業が活動しやすい国にするとして、一昨年のダボス会議において、自分は岩盤規制を打ち破るドリルの刃になる、いかなる既得権益も私のドリルからは無傷ではないと発言されています。委員会での参考人の一人は、アベノミクスにおけるカジノ構想とは、刑法で禁止してきた賭博罪という規制を解除して、海外からカジノ資本を呼び込み、民間の賭博場をつくり、経済を活性化させようとするものであると指摘されました。

また、本法案は、IR整備の推進に係るプログラム法と言われるように、具体的なことは法施行後一年以内に政府が実施法を作るとされ、国民が不安に思っていること、民営賭博の解禁、カジノ解禁による負の影響、マネーロンダリング対策、ギャンブル依存症対策などについて具体策は書かれておらず、それは政府が検討します、これ

から考えますと、まさに丸投げ法案以外の何物でもなく、不十分な審議時間ばかりではなく、立法院の責任を果たしたとは言えない状況であります。さらに、発議者の中には、真摯に議論に向き合っているのか疑問を持たざるを得ない態度の人もいました。

日本で初めて民営賭博を認めようというのであれば、刑法において賭博を違法としていることとの整合性が当然問われることとなります。しかしながら、刑法百八十五条の賭博罪は、偶然的勝負、勝ち負けに関し財物の得喪を争うことにより成立するものであり、IRという特定複合観光施設の中にあれば賭博罪に当たらない、なぜなら、IR施設が八つの要件を満たしているからだというのは、誠にもおかしな話であります。

そして、ギャンブル依存症の問題であります。参考人として発言をされた新里宏二弁護士は、多重債務問題に取り組まれた経験から、ギャンブルで借金をつくり、仕事を失い、家族を失い、果ては自分の命までも失うという、そういう人の悲劇を前提とした経済政策など、基本的な人権が保障され、幸福追求する権利を認められている我が日本の憲法の下では背理であるとまでおっしゃいました。

カジノにはギャンブル依存症のリスクが付きまといまいます。日本のギャンブル障害の有病率は、厚労省助成の研究班による二〇一三年調査で、男性八・七％、女性一・八％、全体四・八％となっております。国内の有病者は五百三十六万人と推計されています。この有病率は、欧米が一％未満、アジアでも一・二％にとどまっているのに、日本のギャンブル障害有病率がこんなにも異常に高いのは日本のギャンブル促進政策が関与していると、ギャンブル依存症問題研究会の代表である精神科の帯木医師は指摘されています。また、日本ではほとんど行われていない青少年への予防教育

の必要性も指摘されています。

私も予防教育は大切だと考えます。しかし、一方でカジノを解禁して、さあ、これまで予防教育をしていかなかったので力を入れてやりましょうということを言って、青少年にどれだけ説得力を持つのでしょうか。

また、最近、カジノのディーラー学校がはやっていてとの報道もありました。ギャンブルに付随する影の部分や危険性を教育しながら、一方で新しい雇用としてディーラーの道があるよというのも矛盾を感じるところであります。参考人の一人は、カジノがもたらす否定的側面は、学説もなく議論も成熟していないとされています。

現に、松野博一文部科学大臣は、定例記者会見で、IR法案が衆議院で通過しようとしている十二月六日、カジノができた場合に青少年に対する影響をどう考えるのかと記者に聞かれて、青少年に対する影響の分析を詳細に行っているわけではありまじと堂々と答えになつております。実施法の策定をこれから委ねられるはずの大臣にその御準備がないとしか言いようがありません。これからの日本の社会を担う青少年への影響は何も考えられていないという、それでカジノを解禁するなど断じて許すことができません。

また、ギャンブル依存症は必ず家族を巻き添えにします。政府が、一億総活躍として、その少子化対策に、今、自治体や企業に予算を付けて婚活、いわゆる結婚支援事業をさせようとしていますが、そんなでもないことであります。これは、セクハラ、パワハラ、プライバシーや人権侵害のおそれがありますが、そうまでして女性たちに結婚して子供を産ませ、増やそうとしている子供たちが、家族にギャンブル依存症の人がいれば様々な困難を抱えて成長していくことは枚挙にいとまがありません。

けれども、こういうカジノ施設ができ、性産業が拡大する懸念があります。かつて、日本の温泉地などは大抵歓楽街がありました。しかし、歓楽街のない、一人でも又は友人や家族と一緒に安心して楽しめるような日本の温泉街をつくり出そうと日本各地で様々な工夫と努力を重ね、今や世界中から観光客が訪れるようになった温泉地、観光地もあります。そのようなところにももしカジノを伴ったIR施設を造ることにすれば、どうなるのでしょうか。

○議長(伊達忠一君) 時間が超過しております。簡単に願います。

○神本美恵子君(統) 大事なところで、マカオでもシンガポールでも、カジノをバックに性産業が発展しています。マカオ行き切符を販売する旅行会社の前には風俗系のポスターが壁いっぱい貼られ、若い女性のセミヌード写真に書かれているのは、フェリー往復切符、ホテル、食事、女性込みのバックツアール料金、だそうです。

○議長(伊達忠一君) 神本君、簡単に願います。

○神本美恵子君(統) 売買春だけではなく、性暴力を起こさせないためのコストを掛けてまでカジノをつくる意味があるのでしょうか。

最後に、カジノ解禁とは、日本社会がモラルある経済への道を捨てて、金もうけを何よりも優先する社会へと歩を進め、変貌していくことにはかならないと考えます。

○議長(伊達忠一君) 時間が超過しております。

○神本美恵子君(統) 良識ある、そして未来への責任を果たすべく努力されている全ての参議院議員の皆さん、ここで一旦立ち止まりましょう。本法案は廃案とし、人々が、家族がギャンブル依存症におびえることなく安心して暮らしていくために、ギャンブル依存症対策をこそ議論すべきであることを申し上げ、私の反対討論といたします。(拍手)

○議長(伊達忠一君) 上月良祐君。

(上月良祐君登壇、拍手)

○上月良祐君 自由民主党の上月良祐です。

自由民主党を代表して、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案、いわゆるIR推進法案に賛成の立場から討論いたします。

本法案は、本会議での趣旨説明、質疑から始まり、参考人質疑を含め十六時間にわたる委員会審議時間を確保し、再考の府である参議院の内閣委員会からい議論を行うことができました。難波委員長を始め与野党理事、委員各位の御尽力に、委員会の筆頭理事として心より御礼を申し上げたいと存じます。

以下、本法案に賛成する主な理由を申し述べます。

賛成する第一の理由は、IRを整備することによって、国際競争力のある魅力ある観光地の形成が期待でき、インバウンドの活性化を図ることができる点です。

観光振興は、安倍総理の掲げるGDP六百兆円実現に向けた成長戦略の大きな柱の一つです。特に、地方と地方経済の活性化のためには、一次産業と観光の振興を図ることが不可欠です。政府は、日本再興戦略二〇一六において、二〇三〇年までに訪日外国人観光客六千万人を目標としておりますが、その実現のための重要なツールの一つとしてIRを大いに活用すべきと考えております。

我が国の豊富で多様な観光資源とIRを結びつけることにより、IRだけでなく、各地域にまで及ぶ観光振興につながります。IRを点としてではなく面の中に位置付けることによって、我が国らしいIRの活用が可能となり、その恩恵を広範な地域にもたらすことができるのです。観光産業を我が国の基幹産業へと成長させ、観光立国日本を実現するためにも、IRを活用しない手はありません。

賛成する第二の理由は、IRは、カジノという収益のエンジンとなり得る施設によって、国際会議場を始め様々な機能を集約化した複合施設としての採算性を担保し、それにより民間の大規模な投資を呼び込めるという点です。

さらに、IRでの大きな消費が観光振興や地域経済活性化に貢献します。もちろん、税収が増えれば国、地方公共団体の財政にも寄与しますし、納付金や入場料は、社会福祉、文化芸術の振興、ギャンブル依存症対策等にも充てられることが想定され、厳しい財政状況の中で貴重な財源を得ることにもなるのです。

地域社会ににぎわいを創出し、大きな雇用や経済効果をもたらす。これを民間主体の力で実行するという、税を使わない地域振興あるいは地域再開発の新たな手法でもあるのです。

賛成の第三の理由は、IRの活用がオリパラ後の観光の再活性化につながる点です。

昨年、我が国を訪れた外国人旅行者数は約二千万人に上り、旅行消費額は三兆五千億円弱に達しました。訪日外国人旅行者数と旅行消費額は共に一昨年を大きく上回っており、毎年記録を更新し続けています。

二〇二〇年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて、インバウンドの更なる増加が見込まれますが、一方で、オリパラ後の反動が懸念されます。オリパラ後を見据えた対策を周到かつ積極的に練らねばなりません。

我々は、切れ目のない対策の一環として、IRを活用していくことは極めて有効であると考えており、第一で述べたような方法により、我が国観光の更なる活性化につなげていくことが求められています。

IRは、以上述べたメリットが期待される一方で、ギャンブル依存症やマネーロンダリングなど、カジノに関する根強い懸念が国民の間にあることも事実です。

私たちは、審議を通じ、これらを真摯に受け止め、他のギャンブル、遊技等に起因するものも含め、ギャンブル依存症に総合的に対処するための仕組み、体制の構築、徹底したマネーロンダリング対策やジャンケットの慎重な取扱いなど、多数の要望事項を附帯決議に盛り込みました。

本法案はいわゆるプログラム法案であり、改めて申し上げますが、この法案によりカジノが解禁になるわけではありません。今後、政府が実施法を策定する際に、この附帯決議は極めて重いものとなります。

加えて、参議院での審議内容を踏まえて法案の修正がなされたことは重要な意味を持つています。ギャンブル依存症対策の必要性をより明確にし、五年以内の見直し条項を加えたことで、より国民に受け入れられるIR整備が進められるようになります。

政府におかれましては、こうした参議院審議の重みを十二分に受け止めていただき、実施法策定に際し、国民の懸念を解消するよう誠実に的確に最大限努力していただくことを強く要望いたします。私の賛成討論といたします。

御清聴、誠にありがとうございました。(拍手)

○議長(伊達忠一君) 大門実紀史君。

(大門実紀史君登壇、拍手)

○大門実紀史君 私は、日本共産党を代表して、カジノ・賭博場解禁法案について、断固反対の討論を行います。

昨夜の内閣委員会において、これまで理事会でも会派間でも全く触れてこなかった修正案なるものが突如持ち出され、質疑さえせず、採決が押し切られました。まず、このことに厳重に抗議をいたします。

大体、その中身も修正案と呼べるような代物ではありません。法文に「ギャンブル依存症等」という言葉を付け足しただけで、何が進むというんでしょうか。施行後五年以内を目途として必要な

見直しを行うと言いますが、これからの実施時期を考えると、少なくとも三年間は賭博が放置されることになる。三年も賭博を放置したら、ギャンブル依存症が取り返しの付かないほど増えてしまいます。ギャンブル依存症に対する認識が余りにも浅い。本気で依存症問題を考えるなら、本法案そのものを廃案にするしかないんです。

明治四十二年、公営賭博法案である競馬法が初めて我が国の議会に提出されました。衆議院では圧倒的多数で通過しましたが、社会的悪影響を懸念した貴族院では見事否決をされました。今や貴族院の面影はありませんが、参議院が本心に良識の府と呼ばれたのであれば、数々の懸念が示され、国民多数も反対している本法案をきっぱり廃案にすべきであります。

このカジノ解禁法案に反対する最大の理由は、この法案が、刑法で禁じられた犯罪行為である賭博を日本の歴史上初めて民営賭博という形で合法化しようとするものだからであります。なぜ賭博が刑法で禁じられてきたのか。法務省の説明によれば、その理由は、賭博は人々を依存症に陥れ、仕事を怠けさせ、賭けるお金欲しさに窃盗、横領などの犯罪まで誘発して公序良俗を害するから、また、賭博が横行すればまともな経済活動も阻害されるからとっております。

賭博は、歴史的に多くの事件やたくさんの人々の不幸を招いてまいりました。それは、対策を取れば防げるというような類いの問題ではなく、行為そのものを禁じるしかない、そういう立法事実があったからこそ禁止されてきたのであります。解禁してから対策を取ればいいというような軽い問題ではないということを発議者も安倍内閣もきちんと認識すべきであります。

実際、賭博を解禁しておいてギャンブル依存症を増やさない方法など、どこにもありません。カジノを解禁している世界のどの国を見ても、あるのは依存症になった後の事後処置だけ、カウンセリングや病院での治療だけです。

委員会の審議で発議者は、依存症対策としてシンガポールが行っている自己排除制度を挙げました。自己排除制度というのは、本人が私をカジノに入れないでくれ、家族がうちのお父さんをカジノに入れないでください、という申告を基に入れないようにしてもらう制度でありますけれども、そんな制度を使わなければならないこと自体、既に本人が相当重症の依存症になっている証拠であります。カジノを解禁しておいて依存症を増やさない対策など、どこにもありません。依存症を増やさない唯一の方法は、カジノ、賭博そのものを解禁しないことではありません。

今回の法案の核心である民営賭博の解禁が、刑法に照らして本当に許されるものなのか。従来、法務省は厳しい要件を示し、公的主体のものに限って、競馬法や競輪法など特別法を定めて賭博を認めてまいりました。民間主体の賭博を認めた例はありませんでした。本法案のように、完全民営の賭博を認めることは、今までの法務省の刑法解釈からすれば不可能であります。にもかかわらず、万が一それを認めるということになれば、憲法の解釈を勝手に変えて安保法制、戦争法を強行したと同じように、刑法そのものの趣旨を踏みにじる暴挙となることを厳しく指摘しておきます。

発議者は一貫して、カジノが経済成長の起爆剤とか目玉だと言ってきました。しかし、賭博は新たな付加価値を生むものではありません。人のお金を巻き上げるだけの所業であり、経済対策に挙げるような話ではそもそもありません。雇用が増えると言いますが、増えた雇用の何倍もの人生が台なしにされることを忘れてはなりません。

そもそも賭博が禁じられてきた理由の一つは、さきに述べたように、賭博が勤労の美風を損ない、経済活動を阻害することにあります。その立法事実も、江戸時代末期に遡ります。天保改革町触史料などによれば、江戸後期から末期にかけて、世相は乱れ、町のつじつじで昼間からばくち

が行われ、博徒がはびこっていた。明治維新になって、新しい日本の建設、経済発展のために、まず賭博撲滅、風俗矯正だということになり、明治天皇の下で定められた刑法において厳しく賭博を禁止することになったのです。

こういう最初の立法時の趣旨を知った上で自民党の皆さんはカジノが経済の目玉などの大きなことを言っているんでしょうか。明治天皇も雲の上で怒っておられます。共産党頑張れと言っているのではないのでしょうか。

大体、IRの目的は本当に観光立国なんですよ。カジノ推進のシンクタンクである大阪商業大学の谷岡一郎学長は、カジノによって高齢者のたす預金など世の中に出にくいお金が回り始めることが期待される、カジノはギャンブラーだけを相手にしては経営が安定しない、一定の所得と貯蓄を持つ中間層がいる日本の大都市圏が魅力ある市場、マーケットだ、そう言い放ちました。つまり、ターゲットは外国人観光客ではなく、お年寄りを含む日本人の貯蓄、金融資産、たということでもあります。

この間、ラスベガスやマカオなどの海外資本が日本のカジノへの投資意欲を示しておりますけれども、彼らもまた、日本の個人金融資産は魅力的な対象であると公言をしております。

このIR、カジノ解禁法案の本質は、観光立国でも成長戦略でもありません。日本人の貯蓄を特に海外のカジノ資本に差し出すことにほかなりません。PPP同様、売国的な法案だということを厳しく指摘して、反対討論をいたします。(拍手)

○議長(伊達忠一君) 清水貴之君。

(清水貴之君登壇、拍手)

○清水貴之君 日本維新の会の清水貴之です。

私は、ただいま議題となりました特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案について、賛成の立場から討論をいたします。

この法案が対象とする統合型リゾート、いわゆる

IRは、会議場、ホテル、アミューズメントパーク、そしてカジノなどが一体となった複合型の観光集客施設です。多くの先進国に存在するこうした施設が日本にはありません。そうすると、日本に仕事や観光で訪れる外国人にとって、日本はほかの国と比べて何か物足りない国ということになりかねません。

カジノに限らず、日本には数千人を一堂に集めて国際的な会議を開催する施設も少なく、中国、シンガポール等に後れを取っております。東京ビッグサイトの展示場面積は八万平米ですが、展示場面積が十五万平米を超える施設が欧米や中国には二十以上あります。

少子高齢化と人口減少が続く中で、我が国が文化的、社会的に成熟した先進国として魅力を高め、世界中から喜んで外国人が訪れるようにすることは、成長戦略の重要な要であります。IRは、その起爆剤として期待をされております。

アジアでの観光ブームで観光客の誘致に関する国際競争は激化しています。最近の各国間の競争は、都市の魅力や競い合う都市間競争となつています。シンガポールのIRなどは新たな魅力創出に成功しました。我が国も、各都市の持ち味を生かして新たな魅力をつくり出す必要があります。そのために、民間事業者が知恵もお金も出そうというときに国がなすべきことは、しかるべきルールをしっかりと整備しつつ、そうした民間の力を生かしていくことです。

本法案について、今国会での議論が拙速ではないかとの懸念も聞かれました。しかし、IRに関する議論はもう何年も続いてきました。

超党派のIR議論が結成されたのは二〇一〇年四月であり、同年五月には、国土交通省成長戦略会議の報告書に、新しい観光アイテムとしてIRを検討することが示されました。二〇一一年一月には、行政刷新会議において、民間事業者によるカジノ運営について、関係府省の連携の下、でき

るだけ早く具体的な検討を開始する必要があるとされました。そして、翌二〇一二年八月、IR議論が法案を発表しました。これらの動きは全て民主党政権のときのことで、ちなみに、日本維新の会の設立は二〇一二年九月であり、当時はまだ存在もしていませんでした。

民主党政権が、行政刷新会議において、カジノ運営についてできるだけ早く具体的に検討すべきと言ったから既に五年、法案が生まれてから四年がたちました。この法案もIR整備の実施を具体的に定めるものではなく、IR整備推進のための国の責務を定めるものであり、実施法の整備はこれからです。最初の一步を十分慎重に踏み出したと言えるのではないのでしょうか。

私が言うまでもなく、その辺りは民進党の皆さんにも御理解をいただけているようでして、昨日の内閣委員会では、法案には反対の立場でいらつしやるにもかかわらず、法案の修正と採決に同意をしていただき、先ほど委員長から報告のあつたとおり、賛成多数で可決をされました。ありがとうございました。

さて、本法案が成立し、IR施設ができたからといって、外国人観光客が大勢押し寄せ、税収は増え、地元は潤いというようなバラ色の未来が必ずしも約束されているわけではないことは私も十分承知をしています。様々な懸念事項に対して、社会的観点からの反対意見も出されてきました。本法案では、民間企業がカジノを運営することを想定しています。実施法においては、公的機関ではなく民間企業が実施するカジノ等について、刑法上の賭博罪に当たらないと規定することも必要となります。これは、我が国の刑法上は初めてのことであり、懸念する声が上がるとは理解できます。

一方、法律の建前を離れて、我が国のいわゆるギャンブル産業について、現状はどうでしょうか。ギャンブルは本当に公営の形でのみ行われて

文教科学委員会

一、教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査

厚生労働委員会

一、社会保障及び労働問題等に関する調査

農林水産委員会

一、農林水産に関する調査

経済産業委員会

一、経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査

国土交通委員会

一、国土の整備、交通政策の推進等に関する調査

環境委員会

一、環境及び公害問題に関する調査

予算委員会

一、予算の執行状況に関する調査

決算委員会

一、平成二十七年年度一般会計歳入歳出決算、平成二十七年年度特別会計歳入歳出決算、平成二十七年年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十七年年度政府関係機関決算書

一、平成二十七年年度国有財産増減及び現在額総計算書

一、平成二十七年年度国有財産無償貸付状況総計算書

一、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

行政監視委員会

一、行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査

議院運営委員会

一、議院及び国立国会図書館の運営に関する調査

災害対策特別委員会

一、災害対策樹立に関する調査

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

一、沖縄及び北方問題に関する対策樹立に関する調査

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

一、政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査

査

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

一、北朝鮮による拉致問題等に関する対策樹立に関する調査

政府開発援助等に関する特別委員会

一、政府開発援助等に関する調査

消費者問題に関する特別委員会

一、消費者問題に関する特別委員会

一、東日本大震災復興特別委員会

一、東日本大震災復興の総合的対策に関する調査

国際経済・外交に関する調査会

一、国際経済・外交に関する調査

国民生活・経済に関する調査会

一、国民生活・経済に関する調査

資源エネルギーに関する調査会

一、原子力等エネルギー・資源に関する調査

一、異議なしと呼ぶ者あり

○議長(伊達忠一君) 御異議ないと認めます。

よって、本件は各委員長及び各調査会長要求のとおり決しました。

○議長(伊達忠一君) この際、お諮りいたします。

中村剛君から事務総長を辞任いたしたいとの申出がございました。

これを許可することに御異議ございませんか。

一、異議なしと呼ぶ者あり

○議長(伊達忠一君) 御異議ないと認めます。

よって、許可することに決しました。

〔中村剛君事務総長席を退く〕

〔拍手〕

○議長(伊達忠一君) この際、事務総長の選挙を行います。

つきましては、事務総長の選挙は、その手続を省略し、議長において指名することに御異議ございませんか。

一、異議なしと呼ぶ者あり

○議長(伊達忠一君) 御異議ないと認めます。

よって、議長は、事務総長に郷原悟君を指名いたします。

〔郷原悟君事務総長席に着く〕

〔拍手〕

○議長(伊達忠一君) 議事を終了するに当たり、一言御挨拶申し上げます。

この夏の通常選挙から、初の本格的な論戦の舞台となりました今国会では、国民生活に深く関わる諸問題について、参議院らしい真摯な議論が行われましたことを心から敬意を表する次第であります。

内外の時局ますます多端な折、皆さんにおかれましては、御自愛の上、一層御活躍くださいますことをお祈り申し上げ、御挨拶いたします。

〔拍手〕

これにて休憩いたします。

午後七時一分休憩

〔休憩後開議に至らなかった〕

出席者は左のとおり。

議長 伊達 忠一君
副議長 郡司 彰君

議員

高木かおり君	矢倉 克夫君	片山 大介君	里見 隆治君	石井 苗子君	高瀬 弘美君	佐藤 啓君	清水 貴之君	佐々木さやか君	平木 大作君	浅田 均君	秋野 公造君	若松 謙維君	北村 経夫君	東 徹君	山本 博司君	石川 博崇君	末松 信介君	片山虎之助君	浜田 昌良君	谷合 正明君	山口那津男君	丸川 珠代君	島田 三郎君	豊田 俊郎君	進藤金日子君	中西 哲君	宮島 喜文君	こやり隆史君	小野田紀美君	朝日健太郎君	古賀友一郎君	酒井 庸行君	高野光二郎君
杉 久武君	井原 巧君	三浦 信祐君	自見はなこ君	伊藤 孝江君	熊野 正士君	藤巻 健史君	宮崎 勝君	河野 義博君	大沼みずほ君	儀間 光男君	竹谷とし子君	新妻 秀規君	太田 房江君	石井 章君	長沢 広明君	横山 信一君	野上浩太郎君	渡辺 喜美君	山本 香苗君	西田 実仁君	魚住裕一郎君	大野 泰正君	滝沢 求君	馬場 成志君	徳茂 雅之君	藤木 真也君	松川 るい君	小川 克巳君	今井絵理子君	石田 昌宏君	上月 良祐君	島村 大君	高橋 克法君

瀧波 宏文君	塚田 一郎君	溝手 顕正君	薬師寺みちよ君
石井 正弘君	中西 健治君	行田 邦子君	木戸口英司君
赤池 誠章君	江島 潔君	山本 太郎君	青木 愛君
三原じゅん子君	渡辺 猛之君	アノトニオ猪木君	松沢 成文君
藤川 政人君	牧野たかお君	福島みずほ君	森 ゆうこ君
松村 祥史君	水落 敏栄君	又市 征治君	渡邊 美樹君
磯崎 陽輔君	片山さつき君	山田 修路君	吉川 ゆうみ君
有村 治子君	二之湯 智君	杉尾 秀哉君	森本 真治君
岡田 直樹君	山本 順三君	磯崎 哲史君	三宅 伸吾君
世耕 弘成君	鶴保 庸介君	宮本 周司君	森屋 宏君
衛藤 晟二君	平野 達男君	山下 雄平君	石橋 通宏君
藤井 基之君	山谷えり子君	川合 孝典君	大野 元裕君
宮沢 洋一君	愛知 治郎君	斎藤 嘉隆君	石井 浩郎君
関口 昌一君	吉田 博美君	青木 一彦君	山田 俊男君
三木 亨君	和田 政宗君	森 まさこ君	川田 龍平君
山口 和之君	伊波 洋一君	野田 国義君	風間 直樹君
中野 正志君	元榮太一郎君	牧山ひろえ君	佐藤 信秋君
渡辺美知太郎君	糸数 慶子君	佐藤 正久君	古川 俊治君
中山 恭子君	青山 繁晴君	丸山 和也君	足立 信也君
足立 敏之君	山田 宏君	小林 正夫君	藤田 幸久君
そのだ修光君	井上 義行君	浜野 喜史君	山崎 正昭君
阿達 雅志君	柘植 芳文君	鴻池 祥肇君	尾辻 秀久君
堂故 茂君	中泉 松司君	中曾根弘文君	山東 昭子君
長峯 誠君	二之湯武史君	蓮 舫君	芝 博一君
羽生田 俊君	堀井 巖君	羽田雄一郎君	伊藤 孝恵君
舞立 昇治君	長谷川 岳君	平山佐知子君	矢田わか子君
中西 祐介君	大家 敏志君	山添 拓君	宮沢 由佳君
高階恵美子君	上野 通子君	浜口 誠君	古賀 之土君
宇都 隆史君	岩井 茂樹君	武田 良介君	石上 俊雄君
磯崎 仁彦君	松山 政司君	真山 勇一君	小西 洋之君
石井 準一君	西田 昌司君	舟山 康江君	岩淵 友君
野村 哲郎君	猪口 邦子君	徳永 エリ君	難波 奨二君
松下 新平君	福岡 資麿君	江崎 孝君	有田 芳生君
石井みどり君	橋本 聖子君	田名部匡代君	吉良よし子君
中川 雅治君	岡田 広君	倉林 明子君	相原久美子君
金子原二郎君	武見 敬三君	大島九州男君	藤末 健三君
山本 一太君	林 芳正君	白 眞勲君	那谷屋正義君
柳本 卓治君	木村 義雄君	紙 智子君	辰巳孝太郎君

大門実紀史君	吉川 沙織君	農林水産委員	農林水産委員
神本美恵子君	大塚 耕平君	辞任	辞任
増子 輝彦君	福山 哲郎君	進藤金日子君	進藤金日子君
田村 智子君	井上 哲士君	藤木 眞也君	藤木 眞也君
仁比 聡平君	榎葉賀津也君	森 ゆうこ君	森 ゆうこ君
小川 敏夫君	小川 勝也君	経済産業委員	経済産業委員
長浜 博行君	櫻井 充君	辞任	辞任
鉢呂 吉雄君	柳田 稔君	青山 繁晴君	青山 繁晴君
山下 芳生君	小池 晃君	谷合 正明君	谷合 正明君
市田 忠義君	塩崎 恭久君	清水 貴之君	清水 貴之君
厚生労働大臣	菅 義偉君	国土交通委員	国土交通委員
内閣官房長官	菅 義偉君	辞任	辞任

議長の報告事項

去る九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

朝日健太郎君

補欠

足立 敏之君

山崎 昭子君

補欠

進藤金日子君

山東 昭子君

補欠

青山 繁晴君

芝 博一君

補欠

伊藤 孝恵君

矢田わか子君

補欠

清水 貴之君

宮沢 由佳君

補欠

石上 俊雄君

古賀 之土君

補欠

徳茂 雅之君

野上浩太郎君

補欠

石橋 通宏君

古賀 之土君

補欠

朝日健太郎君

藤末 健三君

補欠

相原久美子君

倉林 明子君

補欠

大島九州男君

白 眞勲君

補欠

紙 智子君

辰巳孝太郎君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

沖縄及び北方問題に関する特別委員

辞任

高瀬 弘美君

補欠

新妻 秀規君

消費者問題に関する特別委員

辞任

矢田わか子君

補欠

平山佐知子君

福島みずほ君

補欠

青木 愛君

環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員

辞任

足立 敏之君

補欠

藤木 眞也君

川合 孝典君

補欠

野田 国義君

杉尾 秀哉君

補欠

石上 俊雄君

松沢 成文君

補欠

行田 邦子君

同日議員から次の議案が提出された。

児童の通学安全の確保に関する施策の推進に関する法律案(斎藤嘉隆君外五名発議(参第八五号))

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律案(野田聖子君外五名提出(衆第二二号))

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

会社法の一部を改正する法律案(藤末健三君外二名発議)

法人税法の一部を改正する法律案(藤末健三君外二名発議)

金融商品取引法の一部を改正する法律案(藤末健三君外二名発議)

財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律を廃止する法律案(藤末健三君外二名発議)

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の一部を改正する法律案(藤末健三君外二名発議)

国の財務書類等の作成及び財務情報の開示等に関する法律案(藤末健三君外二名発議)

同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

無電柱化の推進に関する法律案

自転車活用推進法案

道路運送法及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案

部落差別の解消の推進に関する法律案

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

環太平洋パートナーシップ協定の締結について承認を求めるの件

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案

同日衆議院から、次の本院提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

がん対策基本法の一部を改正する法律案

民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律案

建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律案

同日議員から次の質問主意書が提出された。

国際人道法違反が続く宮古島への自衛隊配備に関する再質問主意書(伊波洋一君提出(第五一号))

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員山本太郎君提出体罰や懲戒の定義と体罰等を行う悪質な各種教育団体等への対応に関する質問に対する答弁書(第四五号)

参議院議員藤末健三君提出平成二十八年熊本地震からの復旧・復興のための特別の支援措置等に関する質問に対する答弁書(第四六号)

参議院議員伊藤孝恵君提出トランス脂肪酸の規制等に関する質問に対する答弁書(第四七号)

参議院議員那谷屋正義君提出シベリア抑留問題の現状に関する質問に対する答弁書(第四八号)

同日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

環太平洋パートナーシップ協定の締結について承認を求めるの件

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

無電柱化の推進に関する法律

自転車活用推進法

道路運送法及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律

部落差別の解消の推進に関する法律

環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

がん対策基本法の一部を改正する法律

民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律

建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律

一昨十二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

青山 繁晴君

佐藤 啓君

岡田 直樹君

小野田紀美君

進藤金日子君

山本 昭子君

神本美恵子君

森本 真治君

田村 智子君

大門実紀史君

浅田 均君

清水 貴之君

総務委員

補欠

辞任

補欠

森本 真治君

神本美恵子君

宮崎 勝君

谷合 正明君

外交防衛委員

補欠

辞任

補欠

佐藤 啓君

野上浩太郎君

清水 貴之君

浅田 均君

財政金融委員

補欠

辞任

補欠

石橋 通宏君

古賀 之士君

大門実紀史君

田村 智子君

経済産業委員

辞任

補欠

野上浩太郎君

青山 繁晴君

国土交通委員

辞任

補欠

木村 義雄君

朝日健太郎君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

沖縄及び北方問題に関する特別委員

辞任

補欠

新妻 秀規君

高瀬 弘美君

消費者問題に関する特別委員

辞任

補欠

平山佐知子君

矢田わか子君

同日議員から次の議案が提出された。

特定土砂等の管理に関する法律案(藤巻健史君外一名発議(参第八六号))

土地の掘削等の規制に関する法律案(藤巻健史君外一名発議(参第八七号))

土砂等の置場の確保に関する法律案(藤巻健史君外一名発議(参第八八号))

生活保護法の一部を改正する法律案(浅田均君外一名発議(参第八九号))

当せん金付証券法の一部を改正する法律案(浅田均君外一名発議(参第九〇号))

競馬法の一部を改正する法律案(浅田均君外一名発議(参第九一号))

自転車競技法の一部を改正する法律案(浅田均君外一名発議(参第九二号))

小型自動車競走法の一部を改正する法律案(浅田均君外一名発議(参第九三号))

モーターボート競走法の一部を改正する法律案(浅田均君外一名発議(参第九四号))

スポーツ振興投票の実施等に関する法律の一部を改正する法律案(浅田均君外一名発議(参第九五号))

平成二十八年十二月十四日 参議院會議録第十八号 議長の報告事項

マンシヨンの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律(藤巻健史君外一名発議)(参第九六号)
母子及び父子並びに寡婦福祉法の一部を改正する法律案(浅田均君外一名発議)(参第九七号)
違法な国庫金の支出等に関する監査及び訴訟に関する法律案(藤巻健史君外一名発議)(参第九八号)
国の財政運営における不要資産の活用、透明性の向上等に関する法律案(藤巻健史君外一名発議)(参第九九号)
会計検査院法の一部を改正する法律案(藤巻健史君外一名発議)(参第一〇〇号)
防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(藤巻健史君外一名発議)(参第一〇一号)
防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(藤巻健史君外一名発議)(参第一〇二号)
独立行政法人労働者健康安全機構の組織及び業務の見直しに関する法律案(浅田均君外一名発議)(参第一〇三号)
株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法の一部を改正する法律案(藤巻健史君外一名発議)(参第一〇四号)
地域再生法の一部を改正する法律案(浅田均君外一名発議)(参第一〇五号)
まち・ひと・しごと創生法を廃止する法律案(浅田均君外一名発議)(参第一〇六号)
国立研究開発法人科学技術振興機構法の一部を改正する法律案(藤巻健史君外一名発議)(参第一〇七号)
雇用保険法の一部を改正する法律案(浅田均君外一名発議)(参第一〇八号)
地方法人税の廃止に関する法律案(浅田均君外一名発議)(参第一〇九号)

社会経済活動に関するあらゆる分野における徹底した規制の撤廃及び緩和のための措置に関する法律案(浅田均君外一名発議)(参第一一〇号)
産業競争力強化法の一部を改正する法律案(藤巻健史君外一名発議)(参第一一一号)
民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案(藤巻健史君外一名発議)(参第一一二号)
出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案(浅田均君外一名発議)(参第一一三号)
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。
平成三十一年六月一日から同月十日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙により選出される議会の議員及び長の任期の特例に関する法律案(逢沢一郎君外九名提出)(衆第一二三号)
同日議員から次の質問主意書が提出された。
塩化ラジウム(ラジウム223)注射液(製品名ゾーフィグ静注)に関する再質問主意書(川田龍平君提出)(第五二二号)
生命保険関連税制等の充実に関する質問主意書(石上俊雄君提出)(第五二三号)
同日議長は、インドネシア共和国において七日発生した地震による被害に対し、セティヤ・ノヴァント同国会議長宛見舞状を発送した。
昨十三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員
辞任 補欠
足立 敏之君 石井 準一君
小野田紀美君 こやり隆史君
佐藤 啓君 野上浩太郎君
森本 真治君 神本美恵子君
大門実紀史君 田村 智子君

総務委員 辞任 補欠
こやり隆史君 岡田 直樹君
神本美恵子君 森本 真治君

外交防衛委員 辞任 補欠
野上浩太郎君 佐藤 啓君

財政金融委員 辞任 補欠
田村 智子君 大門実紀史君

文教科学委員 辞任 補欠
今井絵理子君 木村 義雄君
岡田 直樹君 小野田紀美君
三浦 信祐君 宮崎 勝君

厚生労働委員 辞任 補欠
木村 義雄君 今井絵理子君
川合 孝典君 平山佐知子君
宮崎 勝君 三浦 信祐君

農林水産委員 辞任 補欠
櫻井 充君 磯崎 哲史君

経済産業委員 辞任 補欠
磯崎 哲史君 櫻井 充君
平山佐知子君 川合 孝典君

国土交通委員 辞任 補欠
石井 準一君 足立 敏之君

国家基本政策委員 辞任 補欠
片山虎之助君 儀間 光男君

予算委員 辞任 補欠
儀間 光男君 片山虎之助君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員
辞任 補欠
野田 国義君 藤末 健三君
三浦 信祐君 熊野 正士君
井上 哲士君 大門実紀史君
山添 拓君 辰巳孝太郎君
高木かおり君 片山虎之助君
福島みずほ君 山本 太郎君

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五
条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止
の実施につき承認を求めるの件(閣承認第一号)
同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆
議院に送付した。
児童の通学安全の確保に関する施策の推進に関
する法律案(斎藤嘉隆君外五名発議)
同日委員長から次の報告書が提出された。
公的年金制度の持続可能性の向上を図るための
国民年金法等の一部を改正する法律案(第百九
十回国会開法第五四号)審査報告書
特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法
律案(第百八十九回国会衆第二〇号)審査報告書
同日議員から次の質問主意書が提出された。
ミツバチ等の花粉媒介生物(送粉者)の保護に関
する質問主意書(小川勝也君提出)(第五四号)
ふるさと納税制度に関する質問主意書(吉川沙
織君提出)(第五五号)
女性の就労を妨げる壁に関する質問主意書(吉
川沙織君提出)(第五六号)
個人の尊厳と仮放免に関する質問主意書(糸数
慶子君提出)(第五七号)
我が国の難民認定申請及び迅速処理手続に関す
る質問主意書(糸数慶子君提出)(第五八号)

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員
辞任 補欠
野田 国義君 藤末 健三君
三浦 信祐君 熊野 正士君
井上 哲士君 大門実紀史君
山添 拓君 辰巳孝太郎君
高木かおり君 片山虎之助君
福島みずほ君 山本 太郎君

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五
条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止
の実施につき承認を求めるの件(閣承認第一号)
同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆
議院に送付した。
児童の通学安全の確保に関する施策の推進に関
する法律案(斎藤嘉隆君外五名発議)
同日委員長から次の報告書が提出された。
公的年金制度の持続可能性の向上を図るための
国民年金法等の一部を改正する法律案(第百九
十回国会開法第五四号)審査報告書
特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法
律案(第百八十九回国会衆第二〇号)審査報告書
同日議員から次の質問主意書が提出された。
ミツバチ等の花粉媒介生物(送粉者)の保護に関
する質問主意書(小川勝也君提出)(第五四号)
ふるさと納税制度に関する質問主意書(吉川沙
織君提出)(第五五号)
女性の就労を妨げる壁に関する質問主意書(吉
川沙織君提出)(第五六号)
個人の尊厳と仮放免に関する質問主意書(糸数
慶子君提出)(第五七号)
我が国の難民認定申請及び迅速処理手続に関す
る質問主意書(糸数慶子君提出)(第五八号)

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五
条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止
の実施につき承認を求めるの件(閣承認第一号)
同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆
議院に送付した。
児童の通学安全の確保に関する施策の推進に関
する法律案(斎藤嘉隆君外五名発議)
同日委員長から次の報告書が提出された。
公的年金制度の持続可能性の向上を図るための
国民年金法等の一部を改正する法律案(第百九
十回国会開法第五四号)審査報告書
特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法
律案(第百八十九回国会衆第二〇号)審査報告書
同日議員から次の質問主意書が提出された。
ミツバチ等の花粉媒介生物(送粉者)の保護に関
する質問主意書(小川勝也君提出)(第五四号)
ふるさと納税制度に関する質問主意書(吉川沙
織君提出)(第五五号)
女性の就労を妨げる壁に関する質問主意書(吉
川沙織君提出)(第五六号)
個人の尊厳と仮放免に関する質問主意書(糸数
慶子君提出)(第五七号)
我が国の難民認定申請及び迅速処理手続に関す
る質問主意書(糸数慶子君提出)(第五八号)

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五
条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止
の実施につき承認を求めるの件(閣承認第一号)
同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆
議院に送付した。
児童の通学安全の確保に関する施策の推進に関
する法律案(斎藤嘉隆君外五名発議)
同日委員長から次の報告書が提出された。
公的年金制度の持続可能性の向上を図るための
国民年金法等の一部を改正する法律案(第百九
十回国会開法第五四号)審査報告書
特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法
律案(第百八十九回国会衆第二〇号)審査報告書
同日議員から次の質問主意書が提出された。
ミツバチ等の花粉媒介生物(送粉者)の保護に関
する質問主意書(小川勝也君提出)(第五四号)
ふるさと納税制度に関する質問主意書(吉川沙
織君提出)(第五五号)
女性の就労を妨げる壁に関する質問主意書(吉
川沙織君提出)(第五六号)
個人の尊厳と仮放免に関する質問主意書(糸数
慶子君提出)(第五七号)
我が国の難民認定申請及び迅速処理手続に関す
る質問主意書(糸数慶子君提出)(第五八号)

我が国の無国籍者の地位及びその取扱ひに關する質問主意書(糸數慶子君提出)(第五九号)

環太平洋パートナーシップ協定が定める強制労働及び児童労働の撤廃目標と企業のサプライチェーンにおける人権保護に關する質問主意書(石橋通宏君提出)(第六〇号)

モザンビーク農業開発のための三角協力プロサパンナ事業に關する質問主意書(石橋通宏君提出)(第六一号)

宮古島及び石垣島への自衛隊配備に關する質問主意書(伊波洋一君提出)(第六二号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。
参議院議員石井苗子君提出災害発生時における保健師の役割に關する質問に対する答弁書(第四九号)

参議院議員石上俊雄君提出航空関連産業に係る政府予算と税制に關する質問に対する答弁書(第五〇号)

同日内閣から、金融機能の再生のための緊急措置に關する法律第五條の規定に基づく破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に關する報告を受領した。

同日内閣を経由して日本銀行總裁から、日本銀行法第五十四條第一項の規定に基づく通貨及び金融の調節に關する報告書を受領した。

同日内閣から、次の報告書を受領した。

広島平和記念都市建設事業進捗状況報告書

長崎国際文化都市建設事業進捗状況報告書

旧軍港市転換事業進捗状況報告書

別府国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書

伊東国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書

熱海国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書

横浜国際港都建設事業進捗状況報告書

神戸国際港都建設事業進捗状況報告書

奈良国際文化観光都市建設事業進捗状況報告書

京都国際文化観光都市建設事業進捗状況報告書

松江国際文化観光都市建設事業進捗状況報告書

芦屋国際文化住宅都市建設事業進捗状況報告書

松山国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書

軽井沢国際親善文化観光都市建設事業進捗状況報告書

本日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員
辞任
こやり隆史君
補欠
岡田 直樹君

総務委員
辞任
岡田 直樹君
補欠
こやり隆史君

文教科学委員
辞任
谷合 正明君
補欠
宮崎 勝君

農林水産委員
辞任
今井絵理子君
補欠
木村 義雄君

厚生労働委員
辞任
平山佐知子君
補欠
川合 孝典君

経済産業委員
辞任
三浦 信祐君
補欠
谷合 正明君

議院
辞任
櫻井 充君
補欠
櫻井 充君

理事
石井 章君
補欠
石井章君の補欠

予算委員会
理事 三原じゅん子君 (三原じゅん子君の補欠)

行政監視委員会
理事 青木 一彦君 (石井みどり君の補欠)

理事 江島 潔君 (柘植芳文君の補欠)

理事 福岡 資麿君 (渡邊美樹君の補欠)

理事 那谷屋正義君 (牧山ひろえ君の補欠)

理事 倉林 明子君 (倉林明子君の補欠)

理事 清水 貴之君 (清水貴之君の補欠)

本日衆議院から、同院は国会の会期を十二月十五日から十七日まで三日間延長することを議決した旨の通知書を受領した。

本日議員から委員会審査省略要求書を付して次の議案が提出された。

議長不信任決議案(小川敏夫君外三名発議)

内閣総理大臣安倍晋三君問責決議案(小川敏夫君外四名発議)

本日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

特定土砂等の管理に關する法律案(藤巻健史君外一名発議)

土地の掘削等の規制に關する法律案(藤巻健史君外一名発議)

土砂等の置場の確保に關する法律案(藤巻健史君外一名発議)

生活保護法の一部を改正する法律案(浅田均君外一名発議)

当せん金付証券法の一部を改正する法律案(浅田均君外一名発議)

競馬法の一部を改正する法律案(浅田均君外一名発議)

自転車競技法の一部を改正する法律案(浅田均君外一名発議)

小型自動車競走法の一部を改正する法律案(浅田均君外一名発議)

モーターボート競走法の一部を改正する法律案(浅田均君外一名発議)

スポーツ振興投票の実施等に關する法律の一部を改正する法律案(浅田均君外一名発議)

マンシヨンの建替えの円滑化等に關する法律の一部を改正する法律案(藤巻健史君外一名発議)

母子及び父子並びに寡婦福祉法の一部を改正する法律案(浅田均君外一名発議)

違法な国庫金の支出等に關する監査及び訴訟に關する法律案(藤巻健史君外一名発議)

国の財政運営における不要資産の活用、透明性の向上等に關する法律案(藤巻健史君外一名発議)

会計検査院法の一部を改正する法律案(藤巻健史君外一名発議)

防衛省の職員の給与等に關する法律の一部を改正する法律案(藤巻健史君外一名発議)(参第一〇一号)

防衛省の職員の給与等に關する法律の一部を改正する法律案(藤巻健史君外一名発議)(参第一〇二号)

独立行政法人労働者健康安全機構の組織及び業務の見直しに關する法律案(浅田均君外一名発議)

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法の一部を改正する法律案(藤巻健史君外一名発議)

地域再生法の一部を改正する法律案(浅田均君外一名発議)

まち・ひと・しごと創生法を廃止する法律案(浅田均君外一名発議)

国立研究開発法人科学技術振興機構法の一部を改正する法律案(藤巻健史君外一名発議)

雇用保険法の一部を改正する法律案(浅田均君外一名発議)

地方法人税の廃止に關する法律案(浅田均君外一名発議)

社会経済活動に関するあらゆる分野における徹底した規制の撤廃及び緩和のための措置に関する法律案(浅田均君外一名発議)

産業競争力強化法の一部を改正する法律案(藤巻健史君外一名発議)

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案(藤巻健史君外一名発議)

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案(浅田均君外一名発議)

本日次の衆議院提出案を衆議院に回付した。

特定複合観光施設区域の整備に関する法律案

本日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案

本日委員長から次の案件について継続審査の要求書が提出された。

決算委員会

一、平成二十七年一般会計歳入歳出決算、平成二十七年特別会計歳入歳出決算、平成二十七年国税収納金整理資金受払計算書、平成二十七年政府関係機関決算書

一、平成二十七年国国有財産増減及び現在額総計算書

一、平成二十七年国国有財産無償貸付状況総計算書

一、平成二十七年国国有財産無償貸付状況総計算書

議院運営委員会

一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件

本日委員長及び調査会長から次の調査について継続調査の要求書が提出された。

内閣委員会

一、内閣の重要政策及び警察等に関する調査

総務委員会

一、行政制度、地方行政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査

法務委員会

一、法務及び司法行政等に関する調査

外交防衛委員会

一、外交、防衛等に関する調査

財政金融委員会

一、財政及び金融等に関する調査

文教科学委員会

一、教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査

厚生労働委員会

一、社会保障及び労働問題等に関する調査

農林水産委員会

一、農林水産に関する調査

経済産業委員会

一、経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査

国土交通委員会

一、国土の整備、交通政策の推進等に関する調査

環境委員会

一、環境及び公害問題に関する調査

予算委員会

一、予算の執行状況に関する調査

決算委員会

一、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

行政監視委員会

一、行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査

災害対策特別委員会

一、災害対策樹立に関する調査

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

一、沖縄及び北方問題に関する特別委員会に関する調査

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

一、政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

一、北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会に関する調査

政府開発援助等に関する特別委員会

一、政府開発援助等に関する特別委員会に関する調査

消費者問題に関する特別委員会

一、消費者問題に関する特別委員会に関する調査

東日本大震災復興特別委員会

一、東日本大震災復興の総合的対策に関する調査

国際経済・外交に関する調査会

一、国際経済・外交に関する調査会

国民生活・経済に関する調査会

一、国民生活・経済に関する調査会

資源エネルギーに関する調査会

一、原子力等エネルギー・資源に関する調査

厚生労働委員会

一、厚生労働委員会請願審査報告書(第一号)

本日議員から次の質問主意書が提出された。

「東京五輪を通じて復興に向かいつつある我が国の姿を世界に発信すること」に関する質問主意書(山本太郎君提出)(第六四号)

「学校外の施設を利用する不登校児童生徒等への災害共済給付制度の適用の可否に関する質問主意書(山本太郎君提出)(第六五号)

「国民年金法等の一部を改正する法律案のうち、年金額の改定ルールの見直しに関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)(第六六号)

「国民年金法等の一部を改正する法律案のうち、GPIFの組織等の見直しに関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)(第六七号)

国民年金法等の一部を改正する法律案のうち、短時間労働者への被用者保険の適用拡大及び国民年金第一号被保険者の産前産後期間の保険料の免除に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)(第六八号)

「かかりつけ医以外を受診した場合の定額負担に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)(第六九号)

若年妊娠と学業の継続等に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)(第七〇号)

中途退学者の学業の継続支援に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)(第七一号)

「土人」という発言に対する鶴保大臣の答弁に関する質問主意書(糸数慶子君提出)(第七二号)

象徴としてのお務めについての天皇陛下のおことばと憲法第三条との関係に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第七三三)

象徴としてのお務めについての天皇陛下のおことばと憲法第四条第一項との関係に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第七四四)

憲法第二条の趣旨に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第七五五)

憲法「第一章天皇」における「皇室典範」と「法律」との文言の使い分けの法的な理由に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第七六六)

内閣法制局作成「憲法関係答弁例集」(第九条・憲法解釈関係)に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第七七七)

内閣法制局作成「憲法関係答弁例集」(第九条・憲法解釈関係)と集団的自衛権行使の解釈変更との関係に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第七七八)

内閣法制局作成「憲法関係答弁例集」(第九条・憲法解釈関係)の恣意的な編集等に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第七九九)

横島内閣法制局長官が市販の法令用語辞典の編集執筆に関与すべきではないことに関する質問主意書(小西洋之君提出)(第八〇号)

北方領土問題に対する我が国の基本方針に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第八一号)
 安倍政権による日ソ共同宣言の解釈等に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第八二号)
 再質問主意書(小西洋之君提出)(第八三二号)
 安倍政権による日ソ共同宣言の解釈等に関する再質問主意書(小西洋之君提出)(第八三三二号)
 日露首脳会談の結果として発出される文書等の訳文の適正の確保に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第八四号)
 PKOにおける受入れ同意の安定的維持の合理性等に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第八五号)
 南スーダンPKOにおける受入国及び紛争当事者の同意と自衛隊の撤退等に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第八六号)
 南スーダン政府軍に対する自衛隊の武器使用に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第八七号)
 自衛隊のPKO活動における駆け付け警護の武器使用の危害要件と憲法第九条との関係に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第八八号)
 自衛隊の米軍等の武器等防護等における武器使用の危害要件と憲法第九条との関係に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第八九号)
 自衛隊のPKO活動における宿営地の共同防護と自己保存型の武器使用との関係に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第九〇号)
 限定的な集団的自衛権の武力行使と核兵器使用との関係に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第九一号)
 前文の平和主義の法理と個別的自衛権の行使における核兵器使用との関係に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第九二号)
 田中直紀閣務大臣による「集団的自衛権の行使は違憲」との旨の国会答弁に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第九三二号)
 平野博文閣務大臣による「集団的自衛権の行使は違憲」との旨の国会答弁に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第九四号)

平野博文閣務大臣の「集団的自衛権行使は憲法九条の下では許されない」との国会答弁に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第九五号)
 野田内閣総理大臣の「集団的自衛権行使は憲法上許されない」との国会答弁に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第九六号)
 岡田閣務大臣の「日本国憲法は集団的自衛権の行使は認めていない」との国会答弁に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第九七号)
 横畠内閣法制局長官の平成二十六年六月十二日の時点における昭和四十七年政府見解の理解に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第九八号)
 横畠内閣法制局長官の平成二十六年五月三十日の時点における昭和四十七年政府見解の理解に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第九九号)
 安倍政権の平成二十六年五月十二日の時点における昭和四十七年政府見解の理解に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一〇〇号)
 吉国内閣法制局長官の「国民の生命等が根底からくつがえされる」答弁に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一〇一号)
 吉国内閣法制局長官の「国民の生命等が根底からくつがえされる」答弁の趣旨に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一〇二二号)
 吉国内閣法制局長官の「国土が他国の武力によつて侵されて国民が塗炭の苦しみ」に答弁の論理構成等に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一〇三三号)
 吉国内閣法制局長官の「国土が侵略された場合には国民を防衛するために必要な措置をとる」答弁の論理構成等に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一〇四四号)
 吉国内閣法制局長官の「わが国の国土が侵され国民の生命等が侵されることがないようにする」答弁の論理構成等に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一〇五五号)

吉国内閣法制局長官の「憲法九条でかろうじて認められる自衛のための行動答弁の論理構成等に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一〇六号)
 吉国内閣法制局長官の「わが国が侵略された場合にその侵略を排除するための措置をとるのが自衛行動」答弁の論理構成等に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一〇七号)
 吉国内閣法制局長官の「国民の生命等が根底からくつがえされる」答弁の論理構成等に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一〇八号)
 いわゆる昭和四十七年政府見解における「平和主義」の意味に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一〇九号)
 小中高の附属学校において、いじめ防止対策推進法の適正な運用を直ちに確保すべきことに関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一一〇号)
 自民党憲法改正草案の二十一世紀にふさわしい憲法ぶりに関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一一一号)
 本日次の質問主意書を内閣に転送した。
 国際人道法違反が続く宮古島への自衛隊配備に関する再質問主意書(伊波洋一君提出)(第五一号)
 塩化ラジウム(ラジウム223)注射液(製品名ゾーフィゴ静注)に関する再質問主意書(川田龍平君提出)(第五二二号)
 生命保険関連税制等の充実に関する質問主意書(石上俊雄君提出)(第五三三号)
 ミツバチ等の花粉媒介生物(送粉者)の保護に関する質問主意書(小川勝也君提出)(第五四四号)
 ふるさと納税制度に関する質問主意書(吉川沙織君提出)(第五五五号)
 女性の就労を妨げる壁に関する質問主意書(吉川沙織君提出)(第五六六号)
 個人の尊厳と仮放免に関する質問主意書(糸数慶子君提出)(第五七七号)

我が国の難民認定申請及び迅速処理手続に関する質問主意書(糸数慶子君提出)(第五八八号)
 我が国の無国籍者の地位及びその取扱いに関する質問主意書(糸数慶子君提出)(第五九九号)
 環太平洋パートナーシップ協定が定める強制労働及び児童労働の撤廃目標と企業のサプライチェーンにおける人権保護に関する質問主意書(石橋通宏君提出)(第六〇〇号)
 モザンビーク農業開発のための三角協力プロサパンナ事業に関する質問主意書(石橋通宏君提出)(第六一〇号)
 宮古島及び石垣島への自衛隊配備に関する質問主意書(伊波洋一君提出)(第六二二号)
 鉄道駅のホームドア等の設置推進に関する質問主意書(石上俊雄君提出)(第六三三号)
 「東京五輪を通じて復興に向かいつつある我が国の姿を世界に発信すること」に関する質問主意書(山本太郎君提出)(第六四四号)
 学校外の施設を利用する不登校児童生徒等への災害共済給付制度の適用可否に関する質問主意書(山本太郎君提出)(第六五五号)
 国民年金法等の一部を改正する法律案のうち、年金額の改定ルールの見直しに関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)(第六六六号)
 国民年金法等の一部を改正する法律案のうち、GPIFの組織等の見直しに関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)(第六七七号)
 国民年金法等の一部を改正する法律案のうち、短時間労働者への被用者保険の適用拡大及び国民年金第一号被保険者の産前産後期間の保険料の免除に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)(第六八八号)
 「かかりつけ医以外を受診した場合の定額負担に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)(第六九九号)
 若年妊娠と学業の継続等に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)(第七〇〇号)

中途退学者の学業の継続支援に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)(第七一号)

「土人」という発言に対する鶴保大臣の答弁に関する質問主意書(糸数慶子君提出)(第七二号)

象徴としてのお務めについての天皇陛下のおことばと憲法第三条との関係に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第七三号)

象徴としてのお務めについての天皇陛下のおことばと憲法第四条第一項との関係に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第七四号)

憲法第二章の趣旨に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第七五号)

憲法「第一章天皇」における「皇室典範」と「法律」との文言の使い分けの法的な理由に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第七六号)

内閣法制局作成「憲法関係答弁例集」(第九条・憲法解釈関係)に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第七七号)

内閣法制局作成「憲法関係答弁例集」(第九条・憲法解釈関係)の恣意的な編集等に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第七九号)

横畠内閣法制局長官が市販の法令用語辞典の編集執筆に関与すべきではないことに関する質問主意書(小西洋之君提出)(第八〇号)

北方領土問題に対する我が国の基本方針に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第八一号)

安倍政権による日ソ共同宣言の解釈等に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第八二号)

安倍政権による日ソ共同宣言の解釈等に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第八三号)

日露首脳会談の結果として発出される文書等の訳文の適正の確保に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第八四号)

PKOにおける「受入れ同意の安定的維持」の合理性等に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第八五号)

南スーダンPKOにおける受入国及び紛争当事者の同意と自衛隊の撤退等に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第八六号)

南スーダン政府軍に対する自衛隊の武器使用に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第八七号)

自衛隊のPKO活動における駆け付け警護の武器使用の危害要件と憲法第九条との関係に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第八八号)

自衛隊の米軍等の武器等防護等における武器使用の危害要件と憲法第九条との関係に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第八九号)

自衛隊のPKO活動における宿営地の共同防護と自己保存型の武器使用との関係に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第九〇号)

限定的な集団的自衛権の武力行使と核兵器使用との関係に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第九一号)

前文の平和主義の法理と個別的自衛権の行使における核兵器使用の関係に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第九二号)

田中直紀国務大臣による「集団的自衛権の行使は違憲」との旨の国会答弁に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第九三号)

平野博文国務大臣による「集団的自衛権の行使は違憲」との旨の国会答弁に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第九四号)

平野博文国務大臣の「集団的自衛権行使は憲法九条の下では許されない」との国会答弁に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第九五号)

野田内閣総理大臣の「集団的自衛権行使は憲法上許されない」との国会答弁に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第九六号)

岡田国務大臣の「日本国憲法は集団的自衛権の行使は認めていない」との国会答弁に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第九七号)

横畠内閣法制局長官の平成二十六年六月十二日の時点における昭和四十七年政府見解の理解に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第九八号)

横畠内閣法制局長官の平成二十六年五月三十日の時点における昭和四十七年政府見解の理解に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第九九号)

安倍政権の平成二十六年五月十二日の時点における昭和四十七年政府見解の理解に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一〇〇号)

古国内閣法制局長官の「国民の生命等が根底からくつがえされる」答弁に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一〇一号)

古国内閣法制局長官の「国民の生命等が根底からくつがえされる」答弁の趣旨に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一〇二号)

古国内閣法制局長官の「国土が他国の武力によつて侵されて国民が塗炭の苦しみ」に「答弁の論理構成等に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一〇三号)

古国内閣法制局長官の「国土が侵略された場合には国民を防衛するために必要な措置をとる」答弁の論理構成等に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一〇四号)

古国内閣法制局長官の「わが国が侵され国民の生命等が侵されることがないようにする」答弁の論理構成等に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一〇五号)

古国内閣法制局長官の「憲法九条でかろうじて認められる自衛のための行動」答弁の論理構成等に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一〇六号)

古国内閣法制局長官の「わが国が侵略された場合にその侵略を排除するための措置をとるのが自衛行動」答弁の論理構成等に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一〇七号)

古国内閣法制局長官の「国民の生命等が根底からくつがえされる」答弁の論理構成等に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一〇八号)

いわゆる昭和四十七年政府見解における「平和主義」の意味に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一〇九号)

小中高の附属学校において、いじめ防止対策推進法の適正な運用を直ちに確保すべきことに関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一一〇号)

自民党憲法改正草案の二十一世紀にふさわしい憲法ぶりに関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一一一号)

本日議院において採択した「筋痛性脳脊髄炎の診療体制確立と治験の研究促進に関する請願」外二十七件の請願は、即日これを内閣に送付した。

本日本院事務総長から衆議院事務総長宛、本院は本日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律

本日本院は、閉会中次のおり委員会及び調査会が審査及び調査を継続することを議決した旨衆議院及び内閣に通知した。

内閣委員会

一、内閣の重要政策及び警察等に関する調査

総務委員会

一、行政制度、地方行政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査

法務委員会

一、法務及び司法行政等に関する調査

外交防衛委員会

一、外交、防衛等に関する調査

財政金融委員会

一、財政及び金融等に関する調査

文教科学委員会

一、教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査

厚生労働委員会

一、社会保障及び労働問題等に関する調査

農林水産委員会

一、農林水産に関する調査
経済産業委員会

一、経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査
国土交通委員会

一、国土の整備、交通政策の推進等に関する調査
環境委員会

一、環境及び公害問題に関する調査
予算委員会

一、予算の執行状況に関する調査
決算委員会

一、平成二十七年一般会計歳入歳出決算、平成二十七年特別会計歳入歳出決算、平成二十七年国税収納金整理資金受払計算書、平成二十七年政府関係機関決算書

二、平成二十七年国国有財産増減及び現在額
総計算書

三、平成二十七年国国有財産無償貸付状況総計算書

四、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査
行政監視委員会

一、行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査
議院運営委員会

一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件
災害対策特別委員会

一、災害対策樹立に関する調査
沖縄及び北方問題に関する特別委員会

一、沖縄及び北方問題に關しての対策樹立に關する調査
政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

一、政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査
一、政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査

一、政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査
一、政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査

一、政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査
一、政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査

一、政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査
一、政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

一、北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会
樹立に関する調査
政府開発援助等に関する特別委員会

一、政府開発援助等に関する特別委員会
消費者問題に関する特別委員会

一、消費者問題に關しての総合的な対策樹立に關する調査
東日本大震災復興特別委員会

一、東日本大震災復興の総合的対策に關する調査
調査
国際経済・外交に関する調査会

一、国際経済・外交に関する調査会
国民生活・経済に関する調査会

一、国民生活・経済に関する調査会
資源エネルギーに関する調査会

一、原子力等エネルギー・資源に関する調査
議長不信任決議案
右の議案を決議する。

議長不信任決議案
右の議案を決議する。
平成二十八年十二月十四日
発議者
小川 敏夫
羽田雄一郎
賛成者
江崎 孝
川合 孝典
那谷屋正義
福山 哲郎
舟山 康江
伊達 忠一殿
議長不信任決議
本院は、議長伊達忠一君を信任しない。
右決議する。

議長不信任決議
本院は、議長伊達忠一君を信任しない。
右決議する。

議長不信任決議
本院は、議長伊達忠一君を信任しない。
右決議する。

議長不信任決議
本院は、議長伊達忠一君を信任しない。
右決議する。

議長不信任決議
本院は、議長伊達忠一君を信任しない。
右決議する。

議長不信任決議
本院は、議長伊達忠一君を信任しない。
右決議する。

議長不信任決議
本院は、議長伊達忠一君を信任しない。
右決議する。

議長不信任決議
本院は、議長伊達忠一君を信任しない。
右決議する。

議長不信任決議
本院は、議長伊達忠一君を信任しない。
右決議する。

議長不信任決議
本院は、議長伊達忠一君を信任しない。
右決議する。

理 由

一票の較差を是正するための参議院選挙制度改革が、本院における喫緊の課題であることは、論を俟たない。選挙制度改革は、各会派の見解の隔たりが大きく、集約に時間がかかるのは前回の議論をみても明らかである。早急に議論の場を設定し、意見のすり合わせを行わなければならないにも関わらず、伊達君は議長に就任して以降、何らリーダーシップを発揮してこなかった。伊達君が発議者となつて昨年成立させた参議院選挙制度改革に関する公職選挙法の附則には、「平成三十一年に行われる参議院議員の通常選挙に向けて、参議院の在り方を踏まえて、選挙区間における議員一人当たりの人口の較差の是正等を考慮しつつ選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い、必ず結論を得るものとする。」と記されている。このままでは、規定の三年後の選挙に間に合わない可能性がある。司法の厳しい判断が続く、これ以上結論の先送りが必要でない中、しかも伊達君自身が必ず結論を得るとしたにもかかわらず、未だ議論の場すら設定しないのは、怠慢以外の何ものでもない。本院の存立に關する最重要課題に対応できない伊達君に、本院を代表する議長職は務まらない。

また、報道されている自身の問題についての対応が遅く、問題解消に向けて消極的な姿勢である。民主主義の根幹ともいえる選挙制度改革について、何の見識も主体性も示せない伊達君は、「良識の府」「熟議の府」の代表として、到底信任できない。よつて議長不信任決議案を提出する。

審査報告書
公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十八年十二月十三日
厚生労働委員長 羽生田 俊
参議院議長 伊達 忠一殿

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、公的年金制度について、制度の持続可能性を高め、将来の世代の給付水準の確保等を図るため、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく社会経済情勢の変化に対応した保障機能の強化、より安全で効率的な年金積立金の管理及び運用のための年金積立金管理運用独立行政法人の組織等の見直し等の所要の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認められる。

なお、別紙の附帯決議を行った。
一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議
国民の高齢期の生活の安心を確保することは、社会の安定を確保するためにも不可欠な課題であることに鑑み、政府は、本法の施行に当たり、公的年金制度の目的の確実な実現を確保するため、次の事項について万全を期すべきである。

一、国民年金制度は、憲法第二十五条第二項に規定する理念に基づき、国民の共同連帯によつて高齢期の暮らしの安心と安定に寄与するためのものであることから、今後ともその機能や役割の維持・確保に全力を尽くすこと。

二、短時間労働者への被用者保険の適用拡大の促進については、雇用形態の多様化等により、本来、加入すべき労働者が厚生年金保険に加入できていない現状を改める観点のみならず、平成二十六年財政検証のオプション試算において、労働者の厚生年金保険への加入促進が年金財政

平成二十八年十二月十四日 参議院会議録第十八号
議長報告事項 議長不信任決議案 公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案

議長報告事項 議長不信任決議案 公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案

議長報告事項 議長不信任決議案 公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案

議長報告事項 議長不信任決議案 公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案

議長報告事項 議長不信任決議案 公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案

議長報告事項 議長不信任決議案 公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案

議長報告事項 議長不信任決議案 公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案

議長報告事項 議長不信任決議案 公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案

議長報告事項 議長不信任決議案 公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案

議長報告事項 議長不信任決議案 公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案

議長報告事項 議長不信任決議案 公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案

議長報告事項 議長不信任決議案 公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案

社会保険制度は、強制加入を基本原則に運用されていることから、本法による短時間労働者への被用者保険の適用拡大の促進が労使の合意に基づく任意の制度であることについて、本法施行後の適用拡大の状況やその効果を検証するとともに、前項の検討も踏まえ、今後の適用拡大に当たっては、かかる基本原則を踏まえた対応を講ずること。

「厚生年金保険の未適用事業所に対する適用徴収対策は喫緊の課題であり、その推進のためには日本年金機構における人員体制の確保が、必要であることから、現在進められている日本年金機構の組織体制の見直しについては、労働者の厚生年金保険への加入促進という本法の趣旨に照らして、適切な対策を講ずること。

本法による年金額の改定ルールの賃金・物価スライドの見直しについては、平成二十六年財政検証を踏まえて行われた関係審議会において取りまとめられた新しい改定ルールであり、才ブション試算が行われなかったが、次回予定される平成三十一年財政検証に向けて、景気循環等の影響で新たな改定ルールが実際に適用される可能性も踏まえた上で、国民が将来の年金の姿を見通すことができるよう、現実的かつ多様な経済前提の下で将来推計を示すべく、その準備を進めること。また、国民が将来の年金の姿を理解するためには、単一の世帯類型における所得代替率による将来推計だけではなく、より経済の実勢や国民のニーズに合った財政検証の態様の見直しを検討すること。

六、今後の経済状況によつては、現時点で想定し得ないマクロ経済の動きが発生し、年金額の更なる調整が必要となる事態も起こり得ることを常に意識し、高齢期の暮らしの安心と安定を確保する上で必要な年金給付水準の維持に努めることはもとより、低年金・無年金者への対応について、生計費を把握するとともに、年金以外の現金及び現物給付を含む適正な生活保障が確保されるよう、施策の検討を続けること。

七、年金積立金管理運用独立行政法人（ＧＰＩＦ）のガバナンスの強化については、年金保険料の拠出者であり積立金の受益者である被保険者との立場を代表する者の経営委員会における定数及びその配分について検討を続けること。また、労使の代表を含む経営委員会委員については、運用の専門性はもとより、拠出者である労使の意向や利害を真に代表し得る委員が透明かつ公正な手法によって選出されるよう、適正な決定を行うこと。

八、障害年金受給資格審査を行う障害認定医の十分な確保のため、必要な措置を検討すること。
あわせて、障害年金支給決定の地域格差を是正するため、全国障害認定医会議等の場において情報共有を行い、障害年金支給決定の判断の平準化を図るよう努めること。
右決議する。

公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案（第百九十回国会内閣提出、本院継続審査）
右の内閣提出案は本院において修正議決した。よってこれを送付する。

平成二十八年十二月二十九日

参議院議長 伊達 忠一殿

衆議院議長 大島 理森

(小字及び――は衆議院修正)

公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案

めの国民年金法等の一部を改正する法律
国民年金法の一部改正)

第一条 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「係るもの」の下に「及び第十八條の二の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るもの」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

第二十七条の第三一項中「四月一日の属する年度」の下に「(第二十七条の五第一項第二号及び第三項第一号において「基準年度」という。)」を加える。

第二十七条の四第一項中「第一号及び」を「調整率(第一号に掲げる率に)に改め、「得た率」の下に「(当該率が一を上回るときは、二を

「算出率」という。」を加え、同項ただし書を削り、同条第二項「次の各号に掲げられた各目」

手取り賃金変動率が一を下回る」に改め、「かかたらずの下に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ」を加え、同項第一号を削り、同項第二号中「名目手取り賃金変動率が一を下回り、か

つ」を削り、同号を同項第一号とし、同項第三号中「名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ」を削り、同号を同項第二号とし、同項第四号中「名目手取り賃金変動率が一を下回り、か

つ」を削り、同号を同項第三号とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

より設定し、第二号の規定により改定した率をいう。

一 平成二十九年における特別調整率は、
一とする。

二 特別調整率については、毎年度、名目手
取り賃金変動率に調整率を乗じて得た率を
算出率で除して得た率（名目手取り賃金変
動率が一を下回るときは、調整率）を基準
として改定する。

第二十七條の五第一項中「物価変動率」を「第一号に掲げる率」に、「調整率」を「第二号に掲げる率」に改め、「得た率」の下に「(当該率が一を下回るときは、一。第三項第一号口において「基準年度以後算出率」という。)」を加え、同項ただし書を削り、同項に次の各号を加える。

一 物価変動率（物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るときは、名目手取り賃金変動率）

二 調整率に当該年度の前年度の基準年度以後特別調整率（当該年度が基準年度である場合にあつては、当該年度の前年度の前条第三項に規定する特別調整率）を乗じて得た率

第二十七条の五第二項第二号から第四号までを削り、同項第五号を同項第二号とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加へる。

3 第一項の基準年度以後特別調整率とは、第一号の規定により設定し、第二号の規定により改定した率をいう。

一 基準年度における基準年度以後特別調整率は、イに掲げる率にロに掲げる率を乗じて得た率とする。

イ 基準年度の前年度の前三項に規定する特別調整率

ロ 物価変動率（物価変動率が名目手取り

賃金変動率を上回るときは、名目手取り賃金変動率に調整率を乗じて得た率を基準年度以後算出率で除して得た率(物価変動率又は名目手取り賃金変動率が一を下回るときは、調整率)を二基準年度以後特別調整率については、毎

年度、前号口に掲げる率を基準として改定する。
第八十七条第三項の表平成二十九年以後の年度に属する月の月分の項中「以後の年度」を「及び平成三十年」に改め、同表に次のように加える。

平成三十一年度以後の年度に属する月の月分

一万七千円

第八十七条の二第二項中「除く。」の下に「又は第八十八条の二の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係る期間の各月を加える。

第八十八条の次に次の一条を加える。

第八十八条の二 被保険者は、出産の予定日(厚生労働省令で定める場合にあつては、出産の日。第六十六条第一項及び第八十八条第二項において「出産予定日」という。)の属する月(以下この条において「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合においては、三月前)から出産予定月の翌々月までの期間に係る保険料は、納付することを要しない。

第八十九条第一項中「被保険者(」の下に「前条及び」を加える。

第六十六条第一項中「国民年金手帳」の下に「」出産予定日に関する書類」を加える。

第八十八条第二項中「定める給付の支給状況の下に」被保険者の「出産予定日」を加える。

第九十九条の十二の見出しを「(情報の提供)」に改め、同条第二項を削る。

第九十九条の十三を第九十九条の十五とし、第九十九条の十二の次に次の二条を加える。

(厚生労働大臣と機構の密接な連携)

第九十九条の十三 厚生労働大臣及び機構は、国民年金事業が、適正かつ円滑に行われるよう、必要な情報交換を行うことその他相互の密接な連携を確保しなければならない。

(研修)

第九十九条の十四 厚生労働大臣は、機構の協力の下に、国民年金事業に関する事務に従事する厚生労働省の職員に対し、当該事務を適正かつ円滑に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。

附則第五條第十一項中「第八十九条を」第八十八条の二に改める。

附則第九條の五第二項中「同項に規定する別に法律で定める日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

第二條 国民年金法の一部を次のように改正する。

第二十七條の二第三項を削り、同条第四項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とする。

第二十七條の三第一項中「物価変動率」の下に「(物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るときは、名目手取り賃金変動率)を加え、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第二十七條の四第二項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める率」を「名目手取り賃金変動率」に改め、同項各号を削る。

第二十七條の五第二項第一号中「とき」の下に「(次号に掲げる場合を除く。)」を加え、同項第一

二号を次のように改める。

二 物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回り、かつ、名目手取り賃金変動率が一を下回るとき、名目手取り賃金変動率(厚生年金保険法の一部改正)

第三條 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第四十三條の三第一項中「四月一日の属する年度」の下に「(第四十三條の五において「基準年度」という。)」を加える。

第四十三條の四第一項中「第一号及び」を「調整率(第一号に掲げる率)に改め、(得た率)の下に(当該率が一を上回るときは、一)をいう。以下この条及び次条において同じ。に当該年度の前年度の特別調整率を乗じて得た率を乗じて得た率(当該率が一を下回るときは、一。以下この条において「算出率」という。))を加え、同項ただし書を削り、同条第二項第一号中「可処分所得割合変化率に前項各号」を「イに掲げる率に口」に、「同項ただし書の規定による改定が行われる」を「算出率が一となる」に、「同項本文に規定する」を「ハに掲げる率に口に掲げる率を乗じて得た」に改め、同号に次のように加える。

イ 可処分所得割合変化率
口 調整率に当該年度の前年度の特別調整率を乗じて得た率

ハ 名目手取り賃金変動率
第四十三條の四第二項第二号中「可処分所得割合変化率及び前項各号」を「前号イに掲げる率及び同号口」に、「同項ただし書の規定による改定が行われる」を「算出率が一となる」に、「同項本文に規定する」を「同号ハに掲げる率に同号口に掲げる率を乗じて得た」に改め、同条第三項中「可処分所得割合変化率及び第一項各号に掲げる率を乗じて得た率」を「第一号に掲げる率及び第二号に掲げる率を乗じて得た率(算出率が一となる場合にあつては、当該乗じて得た率

に、一を第三号に掲げる率に第二号に掲げる率を乗じて得た率で除して得た率を乗じて得た率)に改め、同項ただし書を削り、同項に次の各号を加える。

一 可処分所得割合変化率
二 調整率に当該年度の前年度の特別調整率を乗じて得た率

三 名目手取り賃金変動率
第四十三條の四第四項中「次の各号に掲げる」を「名目手取り賃金変動率が一を下回る」に改め、「(かわらず)の下に」次の各号に掲げる場合の区分に応じ」を加え、同項第一号を削り、同項第二号中「名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、」を削り、同号を同項第一号とし、同項第三号中「名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、」を削り、同号を同項第二号とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 第一項から第三項までの特別調整率とは、第一号の規定により設定し、第二号の規定により改定した率をいう。

一 平成二十九年における特別調整率は、一とする。

二 特別調整率については、毎年度、名目手取り賃金変動率に調整率を乗じて得た率を算出率で除して得た率(名目手取り賃金変動率が一を下回るときは、調整率)を基準として改定する。

第四十三條の五第一項を次のように改める。
調整期間における基準年度以後再評価率の改定については、前条の規定にかかわらず、第一号に掲げる率に第二号に掲げる率を乗じて得た率(当該率が一を下回るときは、一。以下この条において「基準年度以後算出率」という。))を基準とする。

一 物価変動率(物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るときは、名目手取り賃金変動率)

二 調整率に当該年度の前年度の基準年度以後特別調整率(当該年度が基準年度である場合にあっては、当該年度の前年度の前三項に規定する特別調整率。次項第一号口及び第三項第二号において同じ。)を乗じて得た率

第四十三条の五第二項第一号中「可処分所得割合変化率に調整率」を「イに掲げる率に口に掲げる率」に、「前項ただし書の規定による改定が行われる」を「基準年度以後算出率が一となる」に、「同項本文に規定する」を「ハに掲げる率に口に掲げる率を乗じて得た」に改め、同号に次のように加える。

イ 可処分所得割合変化率
口 調整率に当該年度の前年度の基準年度以後特別調整率を乗じて得た率
ハ 物価変動率(物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るときは、名目手取り賃金変動率)

第四十三条の五第二項第二号中「可処分所得割合変化率及び調整率」を「前号イに掲げる率及び同号口に掲げる率」に、「前項ただし書の規定による改定が行われる」を「基準年度以後算出率が一となる」に、「同項本文に規定する」を「同号ハに掲げる率に同号口に掲げる率を乗じて得た」に改め、同条第三項中「六十五歳に達した日の属する年度の初日の属する年の三年後の年の四月一日の属する年度」を「基準年度に」、「可処分所得割合変化率及び調整率を乗じて得た率」を「第一号に掲げる率及び第二号に掲げる率を乗じて得た率(基準年度以後算出率が一となる場合にあっては、当該乗じて得た率に、一を第三号に掲げる率に第二号に掲げる率を乗じて得た率で除して得た率を乗じて得た率)」に改め、同項ただし書を削り、同項に次の各号を加える。

一 可処分所得割合変化率
二 調整率に当該年度の前年度の基準年度以

後特別調整率を乗じて得た率
三 物価変動率(物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るときは、名目手取り賃金変動率)

第四十三条の五第四項第二号から第四号までを削り、同項第五号を同項第二号とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 第一項から第三項までの基準年度以後特別調整率とは、第一号の規定により設定し、第二号の規定により改定した率をいう。
一 基準年度における基準年度以後特別調整率は、イに掲げる率に口に掲げる率を乗じて得た率とする。

イ 基準年度の前年度の前三項に規定する特別調整率
口 物価変動率(物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るときは、名目手取り賃金変動率)に調整率を乗じて得た率を基準年度以後算出率で除して得た率(物価変動率又は名目手取り賃金変動率が一を下回るときは、調整率)

二 基準年度以後特別調整率については、毎年度、前号口に掲げる率を基準として改定する。
第一百条の十二の見出しを「(情報の提供)」に改め、同条第二項を削る。

第一百条の十三を第一百条の十五とし、第一百条の十二の次に次の二条を加える。
(厚生労働大臣と機構の密接な連携)
第一百条の十三 厚生労働大臣及び機構は、厚生年金保険事業が、適正かつ円滑に行われるよう、必要な情報交換を行うことその他相互の密接な連携を確保しなければならない。
(研修)

第一百条の十四 厚生労働大臣は、機構の協力の下に、厚生年金保険事業に関する事務に従事する厚生労働省の職員に対し、当該事務を適

正かつ円滑に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。
附則第十七条の七第四項中「次の各号に掲げる」を「名目手取り賃金変動率が一を下回る」に改め、同項各号中「名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ」を削る。

附則第三十一条第二項中「同項に規定する別に法律で定める日」を平成二十九年三月三十一日に改める。

第四条 厚生年金保険法の一部を次のように改正する。
第四十三条の二第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「前各項を」前三項に改め、同項を同条第四項とする。

第四十三条の三第一項中「物価変動率」の下に「(物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るときは、名目手取り賃金変動率)」を加え、同条第三項を削り、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第四十三条の四第三項中「第四十三条の二第四項」を「第四十三条の二第三項」に改め、同条第四項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める」を「第四十三条の二第一項から第三項までの」に改め、同項各号を削る。

第四十三条の五第四項中「次の各号に掲げる」を「物価変動率又は名目手取り賃金変動率が一を下回るときは、当該各号に定める」を「第四十三条の二第三項並びに第四十三条の三第一項及び第二項の」に改め、同項各号を削る。
附則第十七条の四第十項中「第四項」を「第三項」に改める。

附則第十七条の七第二項中「次の各号に掲げる」を「名目手取り賃金変動率が一を下回るときは、当該各号に定める率」を「名目手取り賃金変動率」に改め、同項各号を削り、同条第三項中「物価変動率の下に」(物価変動率が名目手

取り賃金変動率を上回るときは、名目手取り賃金変動率。以下この項及び第五項において同じ。)を加え、同条第四項中「当該各号に定める率」を「名目手取り賃金変動率」に改め、同項各号を削る。
(年金積立金管理運用独立行政法人法の一部改正)

第五条 年金積立金管理運用独立行政法人法(平成十六年法律第百五号)の一部を次のように改正する。
目次を次のように改める。

目次

第一章 総則(第一条―第五条)

第二章 経営委員会(第五条の二―第五条の七)

第三章 監査委員会(第五条の八―第五条の十二)

第四章 役員及び職員(第六条―第十七条の四)

第五章 業務等(第十八条―第二十三条)

第六章 財務及び会計(第二十四条―第二十五条の二)

第七章 業務の概況等の公表(第二十六条)

第八章 雑則(第二十七条―第三十二条)

第九章 罰則(第三十三条―第三十四条)

附則

第三章を削る。

第三十三條中「(第十七条第三項において準用する場合を含む。)」を削る。

第三十四條を削る。

第三十五條中第三号を削り、第四号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号を第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一 第五條の七、第二十三條第一項又は第二十六條第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

二 第七條の二第七項又は第十條第二項の規定により読み替えて適用する通則法第二十

8 理事(管理運用業務担当理事を除く。)は、通則法第二十条第四項の規定にかかわらず、第一項に規定する者のうちから、経営委員会の同意を得て、理事長が任命する。

9 管理運用法人の役員(理事に限る。)の任命に関する通則法第二十条第五項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「年金積立金管理運用独立行政法人法第七条の二第七項又は第八項」とする。

第八条の見出し中「理事」を「役員」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

委員長及び委員の任期は、五年とする。ただし、監査委員である委員の任期は、任命の日から五年が経過する日を含む事業年度の直前の事業年度についての通則法第三十八条第一項の規定による同項の財務諸表の承認の日までとする。

第九条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(役員)の欠格条項の特例」を付し、同条中「第二十二条」の下に「(前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を加え、同条第一号中「行方者」の下に「(以下「金融事業者」という。)」を加え、同条第二号中「前号に掲げる事業者」を「金融事業者」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

管理運用法人の役員(委員長及び委員に限る。)(の欠格に関する通則法第二十二条の規定の適用については、同条中「非常勤の者」とあるのは、「非常勤の者及び教育公務員で政令で定めるもの」とする。

第十条に見出しとして「(役員)の解任の特例」を付し、同条中「及び年金積立金管理運用独立行政法人法(平成十六年法律第五号)第九条」を「年金積立金管理運用独立行政法人法第九条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」及び同法第九条第二項」に改め、同条に次の五項を加える。

2 管理運用法人の理事長による役員(管理運用業務担当理事に限る。)(の解任に関する通則法第二十三条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「ときは」とあるのは、「ときは、経営委員会の同意を得、かつ、厚生労働大臣の承認を受けて」とする。

3 管理運用法人の理事長による役員(理事(管理運用業務担当理事を除く。))に限る。)(の解任に関する通則法第二十三条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「ときは」とあるのは、「ときは、経営委員会の同意を得て」とする。

4 経営委員会は、理事長が通則法第二十三条第二項又は第三項に規定する事由に該当すると認めるときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に報告しなければならない。

5 経営委員会は、理事が通則法第二十三条第二項又は第三項に規定する事由に該当すると認めるときは、理事長に対し、当該理事の解任を求めることができる。

6 理事長は、前項の規定による求めがあつたときは、当該求めに基づいて講じた措置について、経営委員会に報告しなければならない。

第十一条の見出し中「注意義務」を「注意義務等」に改め、同条第二項中「理事長及び理事は」を「管理運用法人の役員は、通則法第二十一条の四に定めるもののほか」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 管理運用法人の役員の報告義務に関する通則法第二十一条の五の規定の適用については、同条中「役員(監事を除く。)」とあるのは「役員」と、「監事」とあるのは「監査委員会」とする。

第十二条の見出し中「理事長及び理事」を「役員」に改め、同条中「理事長及び理事」を「管理運用法人の役員」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(代表権の制限等の特例)

第十二条の二 管理運用法人の代表権の制限に関する通則法第二十四条の規定の適用については、同条中「監事」とあるのは、「監査委員会が選定する監査委員とする。」

2 管理運用法人の代表権を有する役員(代理人の選任に関する通則法第二十五条の規定の適用については、同条中「有しない役員」とあるのは、「有しない役員(委員長及び委員を除く。)」とする。

第十三条中「管理運用業務に係る職務に関し」を「その職務上」に改める。

第二章第十四条の次に次の六条を加える。

(他の管理運用法人役職員についての依頼等の規制の特例)

第十五条 管理運用法人の役員又は職員(非常勤の者を除く。以下「管理運用法人役職員」という。))は、通則法第五十条の四第一項及び第六項に定めるもののほか、金融事業者に対し、他の管理運用法人役職員をその離職後に、若しくは管理運用法人役職員であつた者を、当該金融事業者若しくはその子法人(当該金融事業者が財務及び営業又は事業の方針を決定する機関(株主総会その他これに準ずる機関をいう。))を支配されている法人として政令で定めるものをいう。以下同じ。))の地位に就かせることを目的として、当該他の管理運用法人役職員若しくは当該管理運用法人役職員であつた者に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該他の管理運用法人役職員をその離職後に、若しくは当該管理運用法人役職員であつた者を、当該金融事業者若しくはその子法人の地位に就かせることを要求し、若しくはは依頼してはならない。

2 通則法第五十条の四第二項(第一号及び第三号を除く。))の規定は、前項の規定による管理運用法人役職員についての金融事業者又は

その子法人の地位に係る依頼等の規制について準用する。

(在職中の求職の規制の特例)

第十六条 管理運用法人役職員は、通則法第五十条の五に定めるもののほか、利害関係金融事業者(金融事業者のうち管理運用法人役職員の職務に利害関係を有するものとして政令で定めるものをいう。以下この項及び次項第三号において同じ。))に対し、離職後に当該利害関係金融事業者若しくはその子法人の地位に就くことを目的として、自己に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該地位に就くことを要求し、若しくは約束してはならない。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 退職手当通算予定役職員(通則法第五十条の四第五項に規定する退職手当通算予定役職員をいう。次条第一項及び第十七条の二において同じ。))が退職手当通算法人等(通則法第五十条の四第四項に規定する退職手当通算法人等をいう。次条第一項及び第十七条の二において同じ。))に対して行う場合

二 管理運用法人役職員のうち、管理運用法人の組織の意思決定の権限を実質的に有しない地位として厚生労働省令で定めるものに就いている職員が行う場合

三 管理運用法人役職員が利害関係金融事業者に対し、当該利害関係金融事業者若しくはその子法人の地位に就くことを目的として、自己に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該地位に就くことを要求し、若しくはは約束することにより管理運用法人の業務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合として厚生労働省令で定める場合において、任命権者の承認を得た管理運用法

人役職員が当該承認に係る利害関係金融事業
業者に對して行ふ場合
(金融事業者再就職者による依頼等の規制)

第十七条 管理運用法人役職員であつた者であつて離職後に金融事業者の地位に就いてゐる者(退職手当通算予定役職員であつた者であつて引き続き退職手当通算法人等の地位に就いてゐる者を除く。以下この条において「金融事業者再就職者」という。は、離職前五年間に在職してゐた管理運用法人の内部組織として厚生労働省令で定めるものに属する役員又は職員に對し、契約事務管理運用法人と当該金融事業者又はその子法人との間で締結される売買、貸借、請負その他の契約に關する事務をいう。以下この条において同じ。)であつて離職前五年間の職務に属するものに關し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

2 前項に定めるもののほか、金融事業者再就職者のうち、管理運用法人の役員又は管理若しくは監督の地位として厚生労働省令で定めるものに、離職した日の五年前の日より前に就いてゐた者は、当該地位に就いてゐた時に在職してゐた内部組織として厚生労働省令で定めるものに属する役員又は職員に對し、契約事務であつて離職した日の五年前の日より前の職務(当該地位に就いてゐたときの職務に限る。)に属するものに關し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

3 前二項に定めるもののほか、金融事業者再就職者は、管理運用法人の役員又は職員に對し、管理運用法人と当該金融事業者再就職者が現にその地位に就いてゐる金融事業者又はその子法人との間の契約であつて管理運用法人においてその締結について自らが決定した

ものに關し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

4 前三項の規定は、金融事業者再就職者が管理運用法人の役員又は職員に對し、契約事務に關し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼することにより管理運用法人の業務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合として厚生労働省令で定める場合において、理事長の承認を得て、金融事業者再就職者が当該承認に係る役員又は職員に對し、当該承認に係る契約事務に關し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼する場合に、適用しない。

5 管理運用法人役職員は、通則法第五十条の六に定めるもののほか、前項に規定する場合を除き、金融事業者再就職者から第一項から第三項までの規定により禁止される要求又は依頼を受けたときは、政令で定めるところにより、理事長にその旨を届け出なければならない。

(理事長への届出)

第十七条の二 管理運用法人役職員であつた者のうち、管理運用法人の役員又は管理若しくは監督の地位として厚生労働省令で定めるものに就いてゐた者(退職手当通算予定役職員であつた者であつて引き続き退職手当通算法人等の地位に就いてゐる者を除く。は、離職後二年間、金融事業者の地位に就いた場合は、通則法第五十条の七第一項の規定による届出を行った場合、日々雇入れられる者となつた場合その他政令で定める場合を除き、理事長にその旨を届け出なければならない。(理事長がとるべき措置等の特例)
第十七条の三 管理運用法人の理事長がとるべき措置等に関する通則法第五十条の八の規定

の適用については、同条第一項中「前条とあるのは「前条まで及び年金積立金管理運用独立行政法人法第十五条から第十七条」と、同条第二項及び第三項中「第五十条の六」とあるのは「第五十条の六及び年金積立金管理運用独立行政法人法第十七条第五項」と、同項中「及び前二項」とあるのは「並びに前二項(同法第十七条の三の規定により読み替へて適用する場合を含む。）」とする。

(政令への委任)

第十七条の四 第十五条から前条までの規定の実施に關し必要な手続は、政令で定める。
第二章を第四章とし、第一章の次に次の第二章を加える。

第二章 経営委員会

(経営委員会の設置)

第五条の二 管理運用法人に、経営委員会を置く。

(経営委員会の権限)

第五条の三 経営委員会は、次に掲げる職務を行う。

- 一 一次に掲げる事項の議決
- イ 通則法第二十八条第一項に規定する業務方法書の変更
- ロ 通則法第三十条第一項に規定する中期計画(第二十條において「中期計画」という。)及び通則法第三十一条第一項に規定する年度計画の作成又は変更
- ハ 通則法第三十二条第二項に規定する報告書の作成
- 二 通則法第三十八条第一項に規定する財務諸表並びに同条第二項に規定する事業報告書及び決算報告書の作成、利益及び損失の処理その他の会計に關する重要事項
- ホ 通則法第四十九条に規定する規程の変更

ハ 通則法第五十条の二第二項に規定する報酬等の支給の基準及び通則法第五十条の十第二項に規定する給与等の支給の基準の策定又は変更

ト 第二十三条第一項に規定する制裁規程の変更

チ 第二十六条第一項に規定する業務概況書及び同条第二項に規定する書類の作成
リ 監査委員会の職務の執行のため必要なものとして厚生労働省令で定める事項
又 管理運用法人の業務の適正を確保するために必要なものとして厚生労働省令で定める体制の整備
ル 組織及び定員に關する重要事項(リ及びヌに掲げるものを除く。)

ヲ 厚生年金保険法第七十九条の五第一項に規定する積立金の資産の構成の目標及び同法第七十九条の六第一項に規定する管理運用の方針の策定又は変更

ワ 厚生年金保険法第七十九条の八第一項に規定する業務概況書の作成

カ イからワまでに掲げるもののほか、経営委員会が特に必要と認める事項

二 役員の職務の執行の監督

2 経営委員会は、前項第二号に掲げる職務のうち、理事長又は理事による第十八条第一号に掲げる業務(以下「管理運用業務」という。)の実施状況の監視については、監査委員会に行わせることができる。

3 経営委員会は、必要があると認めるときは、監査委員会に對し、前項に規定する監視の結果について報告を求めることができる。

(経営委員会の組織)
第五条の四 経営委員会は、委員長並びに監査委員である委員及びそれ以外の委員八人以上並びに理事長で組織する。
2 委員長は、経営委員会の会務を総理する。

3 委員長は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長の職務を代理する者を定めておかなければならない。 4 理事長は、経営委員会の職務を執行する場合に、第七条第一項の規定にかかわらず、独立してその職務を執行する。 (経営委員会の招集) 第五條の五 経営委員会は、委員長(委員長に事故があるときは、前条第三項に規定する委員長の職務を代理する者。以下この章及び第五條の十第三項において同じ。)が招集する。 2 委員長は、厚生労働省令で定めるところにより、定期的に経営委員会を招集しなければならない。 3 委員長は、必要があると認めるときは、経営委員会を招集することができる。 4 委員長は、委員長及び委員並びに理事長の総数の三分の一以上の委員又は理事長が必要と認めて委員長に対しその招集を請求したときは、経営委員会を招集しなければならない。 (議事の運営) 第五條の六 経営委員会は、委員長が出席し、かつ、委員長及び委員並びに理事長の総数の三分の二以上の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。 2 経営委員会の議事は、出席した委員長及び委員並びに理事長の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長が決する。 3 この法律に定めるもののほか、議事の手続その他経営委員会の運営に関し必要な事項は、経営委員会が定める。 (議事録等の公表) 第五條の七 委員長は、経営委員会の定めるところにより、第五條の三第一項第一号に規定する事項を議事とする会議の議事録その他厚生労働省令で定める書類を作成し、厚生労働	省令で定める期間の経過後速やかに、公表しなければならない。 第三章 監査委員会 (監査委員会の設置等) 第五條の八 管理運用法人に、監査委員会を置く。この場合において、通則法第十八条第一項の規定(監事に係る部分に限る。)は、適用しない。 2 監査委員会は、監査委員三人以上で組織する。 3 監査委員のうち少なくとも一人以上は、常勤としなければならない。 (監査委員会の職務及び権限) 第五條の九 管理運用法人の監査に関する通則法第十九条第四項から第六項まで及び第九項の規定の適用については、同条第四項中「監事」とあるのは「監査委員会」と、同条第五項中「監事は」とあるのは「監査委員会が選定する監査委員は」と、「役員(監事を除く。）」とあるのは「役員」と、同条第六項中「監事」とあるのは「監査委員会が選定する監査委員」と、同条第九項中「監事」とあるのは「監査委員会」と、「法人の長」とあるのは「法人の長若しくは経営委員会」とする。 2 監査委員会は、前項の規定により読み替えて適用する通則法第十九条第四項に定めるもののほか、経営委員会の定めるところにより、第五條の三第二項に規定する監視を行う。 3 第一項の規定により読み替えて適用する通則法第十九条第五項及び第六項の監査委員は、これらの規定による報告の徴収又は調査に関する事項についての監査委員会の決議があるときは、これに従わなければならない。 (経営委員会等への報告義務等) 第五條の十 監査委員は、役員が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると	認めるとき、又はこの法律、通則法若しくは他の法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事長及び経営委員会に報告するとともに、厚生労働大臣に報告しなければならない。 2 監査委員は、前項に規定する場合のほか、第五條の三第二項に規定する監視において、理事長又は理事の職務の執行が適当でないと認めるときは、遅滞なく、経営委員会に報告しなければならない。 3 監査委員は、前二項に規定する場合において、必要があると認めるときは、委員長に対し、経営委員会の招集を請求することができる。 4 前項の規定による請求があつた日から五日以内に、その請求があつた日から二週間以内の日を経営委員会の日とする経営委員会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監査委員は、経営委員会を招集することができる。 (監査委員会の招集) 第五條の十一 監査委員会は、各監査委員が招集する。 (監査委員会の議事の運営) 第五條の十二 監査委員会は、監査委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。 2 監査委員会の議事は、出席した監査委員の過半数をもって決する。 3 役員(監査委員である委員を除く。)は、監査委員会の要求があつたときは、監査委員会に出席し、監査委員会が求めた事項について説明をしなければならない。 4 この法律に定めるもののほか、議事の手続その他監査委員会の運営に関し必要な事項は、監査委員会が定める。	附則第三十一条を次のように改める。 第三十一条 削除 (日本年金機構法の一部改正) 第六條 日本年金機構法(平成十九年法律第百九号)の一部を次のように改正する。 第五條の見出しを「(資本金等)」に改め、同条に次の一項を加える。 4 機構は、業務の見直し、社会経済情勢の変化その他の事由により、その保有する重要な財産であつて厚生労働省令で定めるものが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなつたと認められる場合には、第四十四條の二の規定により、当該財産(以下「不要財産」という。)を処分しなければならない。 第三十四條第一項中「この条及び次条において」を削り、同条第二項に次の二号を加える。 五 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 六 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 第四十四條の次に次の一条を加える。 (不要財産に係る国庫納付等) 第四十四條の二 機構は、不要財産については、遅滞なく、厚生労働大臣の認可を受けて、これを国庫に納付するものとする。ただし、中期計画において第三十四條第二項第五号の計画を定めた場合であつて、その計画に従つて当該不要財産を国庫に納付するとき、厚生労働大臣の認可を受けることを要しない。 2 機構は、前項の規定による不要財産(金銭を除く。以下この項及び次項において同じ。)の国庫への納付に代えて、厚生労働大臣の認可を受けて、不要財産を譲渡し、これにより生じた収入の額(当該不要財産の帳簿価額を
--	---	--	--

超える額(次項において「簿価超過額」という)がある場合には、その額を除く)の範囲内で厚生労働大臣が定める基準により算定した金額を国庫に納付することができる。ただし、中期計画において第三十四条第二項第五号の計画を定めた場合であつて、その計画に従つて当該金額を国庫に納付するときは、厚生労働大臣の認可を受けることを要しない。

3 機構は、前項の場合において、不要財産の譲渡により生じた簿価超過額があるときは、遅滞なく、これを国庫に納付するものとする。ただし、その全部又は一部の金額について国庫に納付しないことについて厚生労働大臣の認可を受けた場合における当該認可を受けた金額については、この限りでない。

4 機構が第一項又は第二項の規定による国庫への納付をした場合において、当該納付に係る不要財産が政府からの出資に係るものであるときは、機構の資本金のうち当該納付に係る不要財産に係る部分として厚生労働大臣が定める金額については、機構に対する政府からの出資はなかつたものとし、機構は、その額により資本金を減少するものとする。

5 前各項に定めるもののほか、不要財産の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十五条中「厚生労働省令で定める重要な財産」を「不要財産以外の重要な財産であつて厚生労働省令で定めるもの」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、中期計画において第三十四条第二項第六号の計画を定めた場合であつて、その計画に従つて当該重要な財産を譲渡し、又は担保に供するときは、この限りでない。

第五十三条第二号中「第二項」の下に、「第四十四条の二第一項、第二項若しくは第三項ただし書を加え、同条の次に次の一条を加える。

(研修)

第五十三条の二 機構は、厚生年金保険法第百

条の十三及び国民年金法第九十九条の十三の趣旨を踏まえ、厚生労働大臣の協力の下に、機構の職員に対し、政府管掌年金事業に関する事務を適正かつ円滑に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。

(公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)

第七条 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第四条のうち国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第十二条第一項の改正規定中「満たない者」の下に「(同法附則第九条第一項の規定により保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上であるものとみなされた者を除く。)」を加える。

附則第一条第四号中「から第四十四条まで」を「、第四十三條、第四十四條」に改め、同条第五号中「第十七條の下に」から第十七條の四まで、第四十三條の二」を加える。

六 附則第十七條の二から第十七條の四まで及び第四十三條の二の規定 平成二十九年四月一日

附則第十七條第一項及び第二項を次のように改める。

当分の間、特定適用事業所以外の適用事業所(厚生年金保険法第六條の適用事業所をいう。以下この条及び附則第十七條の三において同じ。)(国又は地方公共団体の適用事業所を除く。以下この条において同じ。))に使用される第一号又は第二号に掲げる者であつて第三條の規定による改正後の同法第十二條各号のいずれにも該当しないもの(前條の規定により第三條の規定による改正後の同法第十二

条(第五号に係る部分に限る)の規定が適用されない者を除く。以下この条及び附則第十七條の三において「特定四分の三未満短時間労働者」という。については、同法第九條及び附則第四條の第三項の規定にかかわらず、厚生年金保険の被保険者とし、ない。

一 その一週間の所定労働時間が同一の事業所又は事務所(以下単に「事業所」という。))に使用される通常の労働者(短時間労働者の雇管理の改善等に関する法律(平成五年法律第七十六号)第二条に規定する通常の労働者をいう。次号及び附則第四十六條第一項において同じ。))の一週間の所定労働時間の四分の三未満である短時間労働者(同法第二条に規定する短時間労働者をいう。同号及び同項において同じ。))

二 その一月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の一月間の所定労働日数の四分の三未満である短時間労働者

2 特定適用事業所に該当しなくなった適用事業所に使用される特定四分の三未満短時間労働者については、前項の規定は、適用しない。ただし、当該適用事業所の事業主が、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める同意を得て、実施機関(厚生年金保険法第二条の五第一項に規定する実施機関をいう、厚生労働大臣及び日本私立学校振興・共済事業団に限る。以下同じ。))に当該特定四分の三未満短時間労働者について前項の規定の適用を受ける旨の申出をした場合は、この限りでない。

一 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される厚生年金保険の被保険者及び七十歳以上の使用される者(厚生年金保険法第二十七條に規定する七十歳以上の使用される者をいう。第五項第一号において同

じ。)(以下「四分の三以上同意対象者」という。))の四分の三以上で組織する労働組合があるとき 当該労働組合の同意

二 前号に規定する労働組合がないとき イ 又はロに掲げる同意

イ 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される四分の三以上同意対象者の四分の三以上を代表する者の同意

ロ 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される四分の三以上同意対象者の四分の三以上の同意

附則第十七條第三項中「前項」を「第二項ただし書、第五項及び第八項」に、「厚生労働大臣」を「実施機関(厚生労働大臣に限る。))」に、「とあるのは「及び」を」とあるのは「並びに」に、「附則第十七條第二項」を「附則第十七條第二項ただし書、第五項及び第八項」に改め、「「及び」とあるのは「並びに」とを削り、同項を同条第十一項とし、同条第二項の次に次の八項を加える。

3 前項ただし書の申出は、附則第四十六條第二項ただし書の規定により同項ただし書の申出をすることができず事業主にあつては、当該申出と同時に行為を行わなければならない。

4 第二項ただし書の申出があつたときは、当該特定四分の三未満短時間労働者(厚生年金保険の被保険者の資格を有する者に限る。))は、当該申出が受理された日の翌日に、厚生年金保険の被保険者の資格を喪失する。

5 特定適用事業所(第二項本文の規定により第一項の規定が適用されない特定四分の三未満短時間労働者を使用する適用事業所を含む。))以外の適用事業所の事業主は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める同意を得て、実施機関に当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される特定四分の三未満短時間労働者について同項の規定の適用を受けたい旨の申出をすることができる。

一 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される厚生年金保険の被保険者、七十歳以上の使用される者及び特定四分の三未満短時間労働者(次号及び附則第四十六条第五項において二分の一以上同意対象者という。)の過半数で組織する労働組合があるとき 当該労働組合の同意 二 前号に規定する労働組合がないとき 又は口に掲げる同意 イ 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される二分の一以上同意対象者の過半数を代表する者の同意 ロ 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される二分の一以上同意対象者の二分の一以上の同意 6 前項の申出は、附則第四十六条第五項の規定により同項の申出をすることができる事業主にあつては、当該申出と同時にしなければならない。 7 第五項の申出があつたときは、当該特定四分の三未満短時間労働者については、当該申出が受理された日以後においては、第一項の規定は、適用しない。この場合において、当該特定四分の三未満短時間労働者についての厚生年金保険法第十三条第一項の規定の適用については、同項中「適用事業所に使用されるに至つた日若しくはその使用される事業所が適用事業所となつた日又は前条の規定に該当しなくなつた」とあるのは、「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十二号)附則第十七条第五項の申出が受理された」とする。 8 第五項の申出をした事業主は、次の各号に掲げる場合に應じ、当該各号に定める同意を得て、実施機関に当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される特定四分の三未満	短時間労働者について第一項の規定の適用を受ける旨の申出をすることができる。ただし、当該事業主の適用事業所が特定適用事業所に該当する場合は、この限りでない。 一 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される四分の三以上同意対象者の四分の三以上で組織する労働組合があるとき 当該労働組合の同意 二 前号に規定する労働組合がないとき 又は口に掲げる同意 イ 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される四分の三以上同意対象者の四分の三以上を代表する者の同意 ロ 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される四分の三以上同意対象者の四分の三以上の同意 9 前項の申出は、附則第四十六条第八項の規定により同項の申出をすることができる事業主にあつては、当該申出と同時になければならない。 10 第八項の申出があつたときは、当該特定四分の三未満短時間労働者(厚生年金保険の被保険者の資格を有する者に限る。)は、当該申出が受理された日の翌日に、厚生年金保険の被保険者の資格を喪失する。 附則第十七条に次の一項を加える。 12 この条において特定適用事業所とは、事業主が同一である一又は二以上の適用事業所であつて、当該一又は二以上の適用事業所に使用される特定労働者(七十歳未満の者のうち、第三条の規定による改正後の厚生年金保険法第十二条各号のいずれにも該当しないものであつて、特定四分の三未満短時間労働者以外のものをいう。附則第四十六条第十二項において同じ。)の総数が常時五百人を超えるものの各適用事業所をいう。 附則第十七条の次に次の三条を加える。	第十七条の二 当分の間、厚生年金保険法第六條第四項及び第八條第二項の規定の適用については、同法第六條第四項中「を除く」とあるのは「(公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十二号)附則第十六條の規定により同法第三條の規定による改正後の第十二條(第五号に係る部分に限る。)の規定が適用されない者を除く。第八條第二項において同じ。及び特定四分の三未満短時間労働者(同法附則第十七條第一項に規定する特定四分の三未満短時間労働者をいう。第八條第二項において同じ。を除く」と、同法第八條第二項中「を除く」とあるのは「及び特定四分の三未満短時間労働者を除く」とする。 第十七條の三 当分の間、適用事業所以外の事業所に使用される特定四分の三未満短時間労働者については、厚生年金保険法第十條第一項及び第三條の規定による改正後の同法附則第四條の五第一項の規定にかかわらず、厚生年金保険の被保険者としなない。 (標準報酬月額に関する経過措置) 第十七條の四 第五号施行日前に厚生年金保険の被保険者(厚生年金保険法第二條の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者及び同項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者を除く。以下この項において同じ。)の資格を取得して、第五号施行日まで引き続き厚生年金保険の被保険者の資格を有する者(平成二十八年十月から標準報酬月額(同法第二十条第一項に規定する標準報酬月額をいう。以下この条において同じ。)を改定されるべき者を除く。)のうち、同年九月の標準報酬月額が九万八千円であるもの(当該標準報酬月額の基礎となつた報酬月額が九万三千円以上である者を除く。)の標準報酬月額は、当該	標準報酬月額の基礎となつた報酬月額を第三條の規定による改正後の同法第二十条第一項の規定による標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなして、実施機関が改定する。 2 前項の規定により改定された標準報酬月額は、平成二十八年十月から平成二十九年八月までの各月の標準報酬月額とする。 3 前二項の規定は、厚生年金保険法第四十六条第一項の標準報酬月額に相当する額を算定する場合に準用する。この場合において、第一項中「厚生年金保険の被保険者(厚生年金保険法第二條の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者及び同項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者を除く。以下この項において同じ。)の資格を取得して」とあるのは「(厚生年金保険法第二十七條の厚生労働省令で定める要件に該当して」と、「厚生年金保険の被保険者の資格を有する」とあるのは「当該要件に該当する厚生年金保険の被保険者であつた七十歳以上の」と読み替へるものとする。 4 第一項(前項において準用する場合を含む。)の規定による実施機関(厚生労働大臣に限る。)の標準報酬月額の改定に係る事務は、日本年金機構に行わせるものとする。この場合において、日本年金機構法第二十三条第三項中「厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法若しくは公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」と、同法第二十七條第一項第一号中「規定する権限に係る事務」と同法とあるのは「及び公的年金制度の財政基盤及び
---	--	--	--

最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律附則第十七条の四第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)に規定する権限に係る事務、厚生年金保険法」と、同法第四十八条第一項中「厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法若しくは公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」とする。

附則第四十三条の次に次の一条を加える。

(標準報酬月額に関する経過措置)

第四十三条の二 第五号施行日前に加入者(私立学校教職員共済法第十四条第一項に規定する加入者をいう。以下この項において同じ。)の資格を取得して、第五号施行日まで引き続き加入者の資格を有する者(任意継続加入者(同法第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法第二百六条の五第二項に規定する任意継続加入者をいう。)、特例退職加入者(私立学校教職員共済法第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法附則第十二条第三項に規定する特例退職加入者をいう。))及び平成二十八年十月から標準報酬月額(私立学校教職員共済法第二十二條第一項に規定する標準報酬月額をいう。以下この条において同じ。)を改定されるべき者を除く。)のうち、同年九月の標準報酬月額が九万八千円であるもの(当該標準報酬月額の基礎となつた報酬月額が九万三千円以上である者を除く。)の標準報酬月額は、当該標準報酬月額の基礎となつた報酬月額を第十九条の二の規定による改正後の私立学校教職員共済法第二十二條第一項の規定による標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなして、日本私立学校振興・共済事業団が改定する。

2 前項の規定により改定された標準報酬月額は、平成二十八年十月から平成二十九年八月

までの各月の標準報酬月額とする。
附則第四十六条第一項及び第二項を次のように改める。

当分の間、特定適用事業所以外の適用事業所(健康保険法第三条第三項に規定する適用事業所をいい、国又は地方公共団体の当該適用事業所を除く。以下この条において同じ。)に使用される第一号又は第二号に掲げる者であつて第二十五条の規定による改正後の同法第三条第一項各号のいずれにも該当しないもの(前条の規定により第二十五条の規定による改正後の同法第三条第一項(第九号に係る部分に限る。)の規定が適用されない者を除く。以下この条において「特定四分の三未満短時間労働者」という。)については、同項の規定にかかわらず、健康保険の被保険者となない。

一 その一週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者の一週間の所定労働時間の四分の三未満である短時間労働者

二 その一ヶ月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の一ヶ月間の所定労働日数の四分の三未満である短時間労働者

2 特定適用事業所に該当しなくなつた適用事業所に使用される特定四分の三未満短時間労働者については、前項の規定は、適用しない。ただし、当該適用事業所の事業主が、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める同意を得て、保険者等(全国健康保険協会が管掌する健康保険にあつては厚生労働大臣、健康保険組合が管掌する健康保険にあつては当該健康保険組合をいう。以下この条において同じ。)に当該特定四分の三未満短時間労働者について同項の規定の適用を受ける旨の申出をした場合は、この限りでない。

一 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される四分の三以上同意対象者の四分の三以上で組織する労働組合があるとき
当該労働組合の同意

二 前号に規定する労働組合がないとき
イ 又は口に掲げる同意
イ 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される四分の三以上同意対象者の四分の三以上を代表する者の同意

ロ 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される四分の三以上同意対象者の四分の三以上の同意

附則第四十六条第三項中「前項」を「第二項ただし書、第五項及び第八項」に、「厚生労働大臣」を「保険者等(厚生労働大臣に限る。)」に、「及び」を「並びに」に、「附則第四十六条第二項」を「附則第四十六条第二項ただし書、第五項及び第八項に改め、「規定する事務を削り、同項を同条第十一項とし、同条第二項の次に次の八項を加える。

3 前項ただし書の申出は、附則第十七条第二項ただし書の規定により同項ただし書の申出をすることができず、事業主にあつては、当該申出と同時に行為しなければならない。

4 第二項ただし書の申出があつたときは、当該特定四分の三未満短時間労働者(健康保険の被保険者の資格を有する者に限る。)は、当該申出が受理された日の翌日に、健康保険の被保険者の資格を喪失する。

5 特定適用事業所(第二項本文の規定により第一項の規定が適用されない特定四分の三未満短時間労働者を使用する適用事業所を含む。)以外の適用事業所の事業主は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める同意を得て、保険者等に当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される特定四分の三未満短時間労働者について同項の規定の適用を受ける旨の申出をすることができず、事業主にあつては、当該申出と同時に行為しなければならない。

8 第五項の申出をした事業主は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める同意を得て、保険者等に当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される特定四分の三未満短時間労働者について第一項の規定の適用を受ける旨の申出をすることができず、事業主にあつては、当該申出と同時に行為しなければならない。

受けない旨の申出をすることができず。

一 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される二分の一以上同意対象者の過半数で組織する労働組合があるとき
当該労働組合の同意

二 前号に規定する労働組合がないとき
イ 又は口に掲げる同意
イ 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される二分の一以上同意対象者の過半数を代表する者の同意

ロ 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される二分の一以上同意対象者の二分の一以上の同意

6 前項の申出は、附則第十七条第五項の規定により同項の申出をすることができず、事業主にあつては、当該申出と同時に行為しなければならない。

7 第五項の申出があつたときは、当該特定四分の三未満短時間労働者については、当該申出が受理された日以後においては、第一項の規定は、適用しない。この場合において、当該特定四分の三未満短時間労働者についての健康保険法第三十五条の規定の適用については、同条中「適用事業所に使用されるに至つた日若しくはその使用される事業所が適用事業所となつた日又は第三条第一項ただし書の規定に該当しなくなつた」とあるのは、「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十二号)附則第四十六条第五項の申出が受理された」とする。

8 第五項の申出をした事業主は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める同意を得て、保険者等に当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される特定四分の三未満短時間労働者について第一項の規定の適用を受ける旨の申出をすることができず、事業主にあつては、当該申出と同時に行為しなければならない。

し、当該事業主の適用事業所が特定適用事業所に該当する場合は、この限りでない。

一 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される四分の三以上同意対象者の四分の三以上で組織する労働組合があるとき

二 前号に規定する労働組合がないとき

又は口に掲げる同意

イ 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される四分の三以上同意対象者の四分の三以上を代表する者の同意

ロ 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される四分の三以上同意対象者の四分の三以上の同意

9 前項の申出は、附則第十七条第八項の規定により同項の申出をすることができない事業主にあつては、当該申出と同時に行為しなければならぬ。

10 第八項の申出があつたときは、当該特定四分の三未満短時間労働者（健康保険の被保険者の資格を有する者に限る。）は、当該申出が受理された日の翌日に、健康保険の被保険者の資格を喪失する。

附則第四十六条に次の一項を加える。

12 この条において特定適用事業所とは、事業主が同一である一又は二以上の適用事業所であつて、当該一又は二以上の適用事業所に使用される特定労働者の総数が常時五百人を超えるものの各適用事業所をいう。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五條中年金積立金管理運用独立行政法人法第二十一条第三号の改正規定（同号イ中「第八号」を「第九号」に改める部分を除く。）及び同法第二十二條第二号の改正規定並びに第六條の規定（日本年金機構法第五十三條の次に一條を加える改正規定を除く。）並びに附則第十條の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

二 第七條の規定 平成二十九年四月一日

三 第五條の規定（年金積立金管理運用独立行政法人法附則第三十一条の改正規定及び前号に掲げる改正規定を除く。）並びに次条第二項並びに附則第六條から第九條まで及び第十七條の規定 平成二十九年十月一日

四 第一条中国国民年金法第二十七條の三第一項、第二十七條の四及び第二十七條の五の改正規定並びに第三條中厚生年金保険法第四十三條の五の改正規定並びに同法附則第十七條の七第四項の改正規定並びに附則第三條及び第五條の規定、附則第十二條の規定（第五号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第十三條の規定 平成三十年四月一日

五 第一条中国国民年金法第五條第一項の改正規定、同法第八十七條第三項の改正規定、同法第八十八條の次に一條を加える改正規定並びに同法第八十九條第一項、第六條第一項及び第九條第二項の改正規定並びに同法附則第五條第十一項の改正規定並びに附則第四條及び第十一條の規定 平成三十一年四月一日

六 第二条及び第四條の規定並びに附則第十二條中国国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号）附則第二十一条第四項の改正規定（同項中「又は第三項」を削る部分に限る。）及び附則第十四條の規定 平成三十三年四月一日

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後速やかに、この法律の施行の状況等を勘案し、公的年金制度を長期的に持続可能な制度とする取組を更に進め、社会経済情勢の変化に対応した保障機能を一層強化し、並びに世代間及び世代内の公平性を確保する観点から、公的年金制度及びこれに関連する制度について、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（平成二十五年法律百十二号）第六條第二項各号に掲げる事項その他必要な事項（次項に定める事項を除く。）について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、年金積立金管理運用独立行政法人（以下「管理運用法人」という。）による年金積立金の運用の状況その他第五條の規定による改正後の年金積立金管理運用独立行政法人法（以下「新管理運用法人法」という。）の施行の状況、その運用についての国民の意識、委任を受けて他人のために資産の管理及び運用を行う者による投資先の事業者に対する株主としての関与の動向等を勘案し、管理運用法人による年金積立金の運用が市場その他民間活動に与える影響を踏まえつつ、その運用の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づき、前条第二号に掲げる規定の施行後三年を目途として、必要な措置を講ずるものとする。

第三条 第一条の規定による改正後の国民年金法（以下この条及び次条において「改正後国民年金法」という。）第二十七條の三第一項に規定する基準年度が平成三十年度前である者に対する改正後国民年金法第二十七條の五（改正後国民年金法又は他の法令において、同条の規定を引用し、準用し、又はその例による場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用について

は、改正後国民年金法第二十七條の五第一項第二号中「基準年度である」とあるのは「平成三十一年度である」と、同条第三項第一号中「基準年度における」とあるのは「平成三十一年度における」と、同号イ中「基準年度」とあるのは「平成三十一年度」とする。

(国民年金保険料の免除に関する経過措置)
第四条 改正後国民年金法第八十八條の二の規定は、平成三十一年四月以後の期間に係る国民年金法第八十七條第一項に規定する保険料について適用する。

(再評価率の改定に関する経過措置)
第五条 第三條の規定による改正後の厚生年金保険法（以下この条において「改正後厚生年金保険法」という。）第四十三條の三第一項に規定する基準年度が平成三十年度前である者に対する改正後厚生年金保険法第四十三條の五（改正後厚生年金保険法又は他の法令において、同条の規定を引用し、準用し、又はその例による場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用については、改正後厚生年金保険法第四十三條の五第一項第二号及び第三項中「基準年度である」とあるのは「平成三十一年度である」と、同条第五項第一号中「基準年度における」とあるのは「平成三十一年度における」と、同号イ中「基準年度」とあるのは「平成三十一年度」とする。

(監査委員会の権限等に関する経過措置)
第六条 新管理運用法人法第五條の九第一項の規定により読み替えて適用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第三号、次条第一項及び第三項ただし書において「通則法」という。）第十九條第四項及び第五項の規定並びに新管理運用法人法第五條の十第一項の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（次条第一項及び附則第八條において「第二号施行日」という。）前に生じた事項にも適用する。

(役員に関する経過措置)

第七條 第二号施行日の前日において管理運用法人の理事長若しくは監事又は理事である者の任期は、通則法第二十一条第一項若しくは第二項又は第五条の規定による改正前の年金積立金管理運用独立行政法人法(次条において「旧管理運用法人法」という。)第八条の規定にかかわらず、その日に満了する。

2 附則第一条第二号に掲げる規定の施行後最初に任命される管理運用法人の委員長の任期は、新管理運用法人法第八条第一項の規定にかかわらず、三年六月とする。

3 厚生労働大臣は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行後最初に任命する管理運用法人の委員については、その任期の満了の期日が特定の年に偏ることのないよう、新管理運用法人法第八条第一項の規定にかかわらず、二年六月以上四年六月以内で厚生労働大臣の定める任期をもって任命することができる。ただし、監査委員である委員の任期は、任命の日からこの項本文の規定により定められた任期の末日を含む事業年度についての通則法第三十八条第一項の規定による同項の財務諸表の承認の日までとする。

(運用委員会の委員に関する経過措置)

第八條 第二号施行日の前日において管理運用法人の運用委員会の委員である者の任期は、旧管理運用法人法第十七条第二項の規定にかかわらず、その日に満了する。

2 管理運用法人の運用委員会の委員であつた者に係る旧管理運用法人法第十七条第三項において準用する旧管理運用法人法第十三条の規定による秘密を漏らし、又は盗用してはならない義務については、第二号施行日以後も、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第九條 附則第一条第二号に掲げる規定の施行前にした行為及び前条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同号に掲げる規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(日本年金機構法の一部改正に伴う経過措置)

第十條 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現に第六條の規定による改正前の日本年金機構法第三十四条第一項の規定による認可を受けている中期計画については、第六條の規定による改正後の同法(次項において「新法」という。)第三十四条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日前に日本年金機構が行つた財産の譲渡であつて、同日において新法第五条第四項に規定する不要財産(金銭を除く。以下この項において「不要財産」という。)の譲渡に相当するものとして厚生労働大臣が定めるものは、同日においてされた新法第四十四条の二第二項の規定による不要財産の譲渡とみなして、同項から同条第五項までの規定を適用する。この場合において、同条第二項中「納付することができる」とあるのは、「納付するものとする」とする。

(国民年金法等の一部を改正する法律等の一部改正)

第十一條 次に掲げる法律の規定中「第八十九条」を「第八十八条の二」に改める。

一 国民年金法等の一部を改正する法律(平成六年法律第九十五号)附則第十一条第一項

二 国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第四十四号)附則第二十三条第十一項

(国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十二條 国民年金法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

附則第二十一条第四項中「又は第三項」を削り、「又は第四項」を、「第四項又は第五項」に改める。

(厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部改正)

第十三條 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第百一号)の一部を次のように改正する。

附則第三十一条の二第二項中「以降」を「から平成二十九年年度まで」に改め、同条に次の一項を加える。

3 平成三十一年度以後の年度における改定率は、当該年度の前年度における改定率に、当該年度において厚生年金保険法第四十三条の二第一項若しくは第三項及び第四十三条の三第一項若しくは第三項又は第四十三條の四第一項、第四項若しくは第五項及び第四十三條の五第一項、第四項若しくは第五項の規定により同法第四十三條第一項に規定する再評価率を改定する際に基準とされる率を乗じて得た率を基準として政令で定める率とする。ただし、当該率が〇・九七一を超える場合には、〇・九七一とする。

第十四條 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部を次のように改正する。

附則第三十一条の二第三項中「以後」を「から平成三十二年度まで」に改め、同条に次の一項を加える。

(平成三十三年度以後の年度における改定率を加える。)

4 平成三十三年度以後の年度における改定率は、当該年度の前年度における改定率に、当該年度において厚生年金保険法第四十三條の二第一項及び第四十三條の三第一項又は第四十三條の四第一項、第四項若しくは第五項及び第四十三條の五第一項、第四項若しくは第五項の規定により同法第四十三條第一項に規定する再評価率を改定する際に基準とされる率を乗じて得た率を基準として政令で定める率とする。ただし、当該率が〇・九七一を超える場合には、〇・九七一とする。

(独立行政法人福祉医療機構法の一部改正)

第十五條 独立行政法人福祉医療機構法(平成十四年法律第百六十六号)の一部を次のように改正する。

附則第五条の二第三項中「別に法律で定める日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

(年金生活者支援給付金の支給に関する法律の一部改正)

第十六條 年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成二十四年法律第百二二号)の一部を次のように改正する。

附則第二十条の二中「附則第四十六条第三項」を「附則第四十六条第一項」に改める。

(厚生労働省設置法の一部改正)

第十七條 厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項第四号中「昭和三十四年法律第百四十一号」の下に、「年金積立金管理運用独立行政法人法(平成十六年法律第百五十五号)」を加える。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十八條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

審査報告書

特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案

右は多数をもって別紙のとおり修正すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十八年十二月十三日

内閣委員長 難波 獎二
参議院議長 伊達 忠一殿

第十条第一項第八号中「併い」の下に「ギャンブル依存症等の」を加える。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の一項を加える。(見直し)

2 この法律の規定及び第五条の規定に基づく措置については、この法律の施行後五年以内を目途として、必要な見直しが行われるべきものとする。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、特定複合観光施設区域の整備の推進が、観光及び地域経済の振興に寄与することともに、財政の改善に資するものであることに鑑み、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する基本理念及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、特定複合観光施設区域整備推進本部を設置することにより、これを総合的かつ集中的に行おうとするものであつて、おおむね妥当な措置と認めるが、政府がカジノ施設の設置及び運営に関し講ずべきカジノ施設の入場者が悪影響を受けることを防止するために必要な措置として、ギャンブル依存症等の防止について明示するとともに、この法律の規定及び第五条の規定に基づく措置については、この法律の施行後五年以内を目途として、必要な見直しが行われるべきものとする修正を行った。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用
本法律施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たつては、次の諸点に留意し、その運用等について遺憾なきを期すべきである。

一 特定複合観光施設区域の整備を推進するに当たつては、特に、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響を排除する観点、我が国の伝統・文化・芸術を活かした日本らしい国際競争力の高い魅力ある観光資源を整備する観点、並びにそれらを通じた観光及び地域経済の振興に寄与する観点に特に留意すること。

二 政府は、法第五条に基づき必要となる法制上の措置を講じるに当たり、特定複合観光施設区域の整備の推進に係る目的の公益性、運営主体等の性格、収益の扱い、射幸性の程度、運営主体の廉潔性、運営主体の公的管理監督、運営主体の財政的健全性、副次的弊害の防止等の観点から、刑法の賭博に関する法制との整合性が図られるよう十分な検討を行うこと。

三 特定複合観光施設については、国際的・全国的な観点から、真に観光及び地域経済の振興の効果を十分に発揮できる規模のものとし、その際、特定複合観光施設全体に占めるカジノ施設の規模に上限等を設けるとともに、あくまで一体としての特定複合観光施設区域の整備が主眼であることを明確にすること。

四 特定複合観光施設区域の数については、我が国の特定複合観光施設としての国際的競争力の観点及びギャンブル等依存症予防等の観点から、厳格に少数に限ることとし、区域認定数の上限を法定すること。

五 地方公共団体が特定複合観光施設区域の認定申請を行うに当たつては、公営競技の法制に倣い、地方議会の同意を要件とすること。また、

地方公共団体による公聴会の開催など、地域の合意形成に向けた具体的なアクションや依存症や治安維持などの地域対策を、国の認定に当たつては十分に踏まえること。

六 特定複合観光施設区域の整備が真に観光及び地域経済の振興に寄与するため、また、特定複合観光施設の設置の前提として犯罪防止・治安維持、青少年の健全育成、依存症防止等の観点から問題を生じさせないようにするため、特定複合観光施設区域の整備の推進における地方公共団体の役割を明確化するよう検討すること。

七 カジノ施設の設置及び運営をしようとする者その他カジノ施設関係者については、真に適格な者のみが選定されるよう厳格な要件を設けるとともに、その適合性について徹底した調査を行うことができるよう法制上の措置を講ずること。また、カジノ施設を含む特定複合観光施設全体の健全な運営等を確保するため、事業主体としての一体性及び事業活動の廉潔性が確保されるよう、法制上の措置を講ずること。

八 依存症予防等の観点から、カジノには厳格な入場規制を導入すること。その際、自己排除、家族排除プログラムを導入、入場料の徴収等、諸外国におけるカジノ入場規制の在り方やその実効性等を十分考慮し、我が国にふさわしい、清廉なカジノ運営に資する法制上の措置を講ずること。

九 入場規制の制度設計に当たつては、個人情報保護との調整を図りつつ、個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項に定める「個人番号カード」をいう)の活用を検討すること。

十 ギャンブル等依存症患者への対策を抜本的に強化すること。我が国におけるギャンブル等依存症の実態把握のための体制を整備し、その原因を把握・分析するとともに、ギャンブル等依

存症患者の相談体制や臨床医療体制を強化すること。加えて、ギャンブル等依存症に関する教育上の取組を整備すること。また、カジノにとどまらず、他のギャンブル・遊技等に起因する依存症を含め、ギャンブル等依存症対策に関する国の取組を抜本的に強化するため、ギャンブル等依存症に総合的に対処するための仕組み・体制を設けるとともに、関係省庁が十分連携して包括的な取組を構築し、強化すること。また、このために十分な予算を確保すること。

十一 法第九条及び第十条に定める各種規制等の検討に当たつては、諸外国におけるカジノ規制の現状等を十分踏まえるとともに、犯罪防止・治安維持、青少年の健全育成、依存症防止等の観点から問題を生じさせないよう、世界最高水準の厳格なカジノ営業規制を構築すること。なお、諸外国におけるいわゆる「ジャンケット」の取扱についてはきわめて慎重に検討を行うこと。

十二 カジノにおけるマネー・ロンダリングの防止を徹底する観点から、第七項の事業主体の廉潔性を確保するための措置、第八項及び第九項のカジノへの厳格な入場規制を導入するための措置、第十一項の世界最高水準の厳格なカジノ営業規制を構築するための措置に加え、マネー・ロンダリング対策に関する国際基準であるFATF勧告に適切に対応するため、諸外国の規制の現状等を踏まえつつ、カジノの顧客の取引時確認、確認記録の作成・保存、疑わしい取引の届出等について、罰則を含む必要かつ厳格な措置を講ずること。また、カジノにおけるマネー・ロンダリングの防止を徹底する観点から、厳格な税の執行を確保すること。

十三 カジノ管理委員会は、独立した強い権限を持ついわゆる三条委員会として設置し、カジノ管理委員会がカジノ営業規制等を厳格に執行で

きる体制の構築が不可欠であり、特に、カジノ導入時から厳格な規制を執行できるよう、十分な機構・定員を措置するとともに、適切な人材を配置するほか、厳格なカジノ営業規制等や関係事業者に対する行政処分等の監督を有効に執行できる人材育成の在り方も検討すること。また、特定複合観光施設設置の前提として犯罪防止・治安維持、青少年の健全育成、依存症防止等の観点から問題を生じさせないようにするため、都道府県警察その他の関係機関の必要な体制を確保するとともに、カジノ管理委員会とこれらの関係機関の連携体制を確保すること。

十四 カジノの運営主体が民間事業者になることに鑑み、カジノ事業者が民間事業者になること規則等につき、諸外国の制度を十分に勘案の上、検討を行うこと。

十五 法第十二条に定める納付金を徴収することとする場合は、その使途は、法第一条に定める特定複合観光施設区域の整備の推進の目的と整合するものとする。また、社会福祉、文化芸術の振興等の公益のためにも充てられることを検討すること。また、その制度設計に当たっては、依存症対策の実施をはじめ法第十条に定める必要な措置の実施や周辺地方公共団体等に十分配慮した検討を行うこと。

十六 以上を含め、法第五条に定める必要となる法制上の措置の検討に当たっては、十分に国民的な議論を尽くすこと。

特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

平成二十八年十二月十六日
衆議院議長 大島 理森
参議院議長 伊達 忠一殿

特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律

目次

- 第一章 総則(第一条—第五条)
- 第二章 特定複合観光施設区域の整備の推進に
関し基本となる事項
- 第一節 特定複合観光施設区域の整備の推進
に関する基本方針(第六条—第十条)
- 第二節 カジノ管理委員会の基本的な性格及び
任務(第十一条)
- 第三節 納付金等(第十二条・第十三条)
- 第三章 特定複合観光施設区域整備推進本部
(第十四条 第二十三条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、特定複合観光施設区域の整備の推進が、観光及び地域経済の振興に寄与するとともに、財政の改善に資するものであることに鑑み、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する基本理念及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、特定複合観光施設区域整備推進本部を設置することにより、これを総合的かつ集中的に行うことを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「特定複合観光施設」とは、カジノ施設(別に法律で定めるところにより第十一条のカジノ管理委員会の許可を受けた民間事業者により特定複合観光施設区域において設置され、及び運営されるものに限り、以下同じ。)及び会議場施設、レクリエーション施設、展示施設、宿泊施設その他の観光の振興に寄与すると認められる施設が一体となつて設置されたものであつて、民間事業者が設置及び運営をするものをいう。

2 この法律において「特定複合観光施設区域」とは、特定複合観光施設を設置することができる区域として、別に法律で定めるところにより地方公共団体の申請に基づき国の認定を受けた区域をいう。

方公共団体の申請に基づき国の認定を受けた区域をいう。

(基本理念)

第三条 特定複合観光施設区域の整備の推進は、地域の創意工夫及び民間の活力を生かした国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現し、地域経済の振興に寄与するとともに、適切な国の監視及び管理の下で運営される健全なカジノ施設の収益が社会に還元されることを基本として行われるものとする。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、特定複合観光施設区域の整備を推進する責務を有する。

(法制上の措置等)

第五条 政府は、次章の規定に基づき、特定複合観光施設区域の整備の推進を行うものとし、このために必要な措置を講ずるものとする。この場合において、必要となる法制上の措置については、この法律の施行後一年以内を目途として講じなければならない。

第二章

特定複合観光施設区域の整備の推進に
関し基本となる事項

推進に関する基本方針

第一節

特定複合観光施設区域の整備の推進に
関し基本となる事項

(国際競争力の高い魅力ある観光地の形成等)

第六条 政府は、特定複合観光施設区域が地域の特性を生かしつつ真に国際競争力の高い魅力ある観光地の形成の中核としての機能を備えたものとなるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(観光産業等の国際競争力の強化及び地域経済の振興)

第七条 政府は、特定複合観光施設区域の整備により我が国の観光産業等の国際競争力の強化及び就業機会の増大その他の地域における経済の活性化が図られるよう、民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用その他の必要な措置を講ずるものとする。

ずるものとする。

(地方公共団体の構想の尊重)

第八条 政府は、地方公共団体による特定複合観光施設区域の整備(特定複合観光施設設置及び運営をする事業者の選定を含む。)に係る構想のうち優れたものを、特定複合観光施設区域の整備の推進に反映するため必要な措置を講ずるものとする。

(カジノ施設関係者に対する規制)

第九条 カジノ施設設置及び運営をしようとする者(当該カジノ施設設置及び運営に係る事業に従事しようとする者を含む。、カジノ関連機器の製造、輸入又は販売をしようとする者並びにカジノ施設において入場者に対する役務の提供を行おうとする者(以下「カジノ施設関係者」という。))は、別に法律で定めるところにより、第十一条のカジノ管理委員会の行う規制に従わなければならない。

(カジノ施設設置及び運営に関する規制)

第十条 政府は、カジノ施設設置及び運営に関し、カジノ施設における不正行為の防止並びにカジノ施設設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行う観点から、次に掲げる事項について必要な措置を講ずるものとする。

一 カジノ施設において行われるゲームの公正性の確保のために必要な基準に関する事項

二 カジノ施設において用いられるチップその他の金銭の代替物の適正な利用に関する事項

三 カジノ施設関係者及びカジノ施設の入場者から暴力団員その他カジノ施設に対する関与が不適当な者を排除するために必要な規制に関する事項

四 犯罪の発生予防及び通報のためのカジノ施設設置及び運営をする者による監視及び防犯に係る設備、組織その他の体制の整備に関する事項

五 風俗環境の保持等のために必要な規制に関する事項

六 広告及び宣伝の規制に関する事項
七 青少年の保護のために必要な知識の普及その他の青少年の健全育成のために必要な措置に関する事項

八 カジノ施設の入場者がカジノ施設を利用したことに伴い悪影響を受けることを防止するために必要な措置に関する事項

2 政府は、前項に定めるもののほか、外国人旅客以外の者に係るカジノ施設の利用による悪影響を防止する観点から、カジノ施設に入場することができる者の範囲の設定その他のカジノ施設への入場に関し必要な措置を講ずるものとする。

第二節 カジノ管理委員会の基本的な性格及び任務

第十一条 カジノ管理委員会は、別に法律で定めるところにより、内閣府に外局として置かれるものとし、カジノ施設の設置及び運営に関する秩序の維持及び安全の確保を図るため、カジノ施設関係者に対する規制を行うものとする。

第三節 納付金等

(納付金)
第十二条 国及び地方公共団体は、別に法律で定めるところにより、カジノ施設の設置及び運営をする者から納付金を徴収することができるものとする。

(入場料)
第十三条 国及び地方公共団体は、別に法律で定めるところにより、カジノ施設の入場者から入場料を徴収することができるものとする。

第三章 特定複合観光施設区域整備推進本部

(設置)
第十四条 特定複合観光施設区域の整備の推進を総合的かつ集中的に行うため、内閣に、特定複合観光施設区域整備推進本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事務等)
第十五条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。
一 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する総合調整に関すること。

二 特定複合観光施設区域の整備の推進を総合的かつ集中的に行うために必要な法律案及び政令案の立案に関すること。
三 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。

2 本部に係る事項については、内閣法(昭和二十二年法律第五号)にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(組織)

第十六条 本部は、特定複合観光施設区域整備推進本部長、特定複合観光施設区域整備推進副本部長及び特定複合観光施設区域整備推進本部長をもつて組織する。

(特定複合観光施設区域整備推進本部長)

第十七条 本部の長は、特定複合観光施設区域整備推進本部長(以下「本部長」という。)とし、内閣総理大臣をもつて充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(特定複合観光施設区域整備推進副本部長)

第十八条 本部に、特定複合観光施設区域整備推進副本部長(以下「副本部長」という。)を置き、国務大臣をもつて充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(特定複合観光施設区域整備推進本部員)

第十九条 本部に、特定複合観光施設区域整備推進本部員(以下「本部員」という。)を置く。

2 本部員は、本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣をもつて充てる。

(資料の提出その他の協力)

第二十条 本部は、その所掌事務を遂行するため

必要があると認めるときは、関係行政機関、地方公共団体、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。)(の長並びに特殊法人(法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。)(の代表者に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するため特に必要があるとき認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(特定複合観光施設区域整備推進会議)

第二十一条 本部に、特定複合観光施設区域整備推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

2 推進会議は、学識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する委員二十人以上で組織する。

3 推進会議は、特定複合観光施設区域の整備の推進のために講ぜられる施策に係る重要事項について調査審議し、本部長に意見を述べるものとする。

4 推進会議は、前項の規定により意見を述べたときは、遅滞なく、その内容を公表しなければならない。

5 本部長は、第三項の規定による意見に基づき措置を講じたときは、その旨を推進会議に通知しなければならない。

(事務局)

第二十二条 本部の事務を処理させるため、本部に、事務局を置く。

2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。

3 事務局長は、本部長の命を受けて、局務を掌理する。

(政令への委任)

第二十三条 この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章の規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

審査報告書(厚生労働委員会(請願審査報告第一号)

本委員会に付託された請願につき別紙のとおり審査決定した。よつて報告する。

平成二十八年十二月十四日

厚生労働委員長 羽生田 俊

参議院議長 伊達 忠一殿

一、採択すべきもの

内閣に送付するを要するもの
筋痛性脳脊髄炎の診療体制確立と治験の研究促進に関する請願

第六五二号、第六五三号、第六五四号、第六五五号、第六五六号、第六五七号、第六五八号、第六六三三号、第六六四号、第六六五号、第六六六号、第六六七号、第六六八号、第六六九号、第六七〇号、第六七七号、第六八二四号、第六八四四号、第六八四五号、第六八四六号、第六八四七号、第六八四八号、第六九三六号、第一〇九八号、第一〇九九号、第一一一四号、第一一四八号、第一三二二号

投票者氏名

本決議案の議事における発言時間は趣旨説明につ
いては十五分、討論その他については一人十分に
制限することの動議(牧野たかお君外一名提出)
賛成者(白色票)氏名 一六六名

足立 敏之君 阿達 雅志君
愛知 治郎君 青木 一彦君
青山 繁晴君 赤池 誠章君
朝日健太郎君 有村 治子君
井上 義行君 井原 巧君
石井 準一君 石井 浩郎君
石井 正弘君 石井 みどり君
石田 昌宏君 磯崎 仁彦君
磯崎 陽輔君 猪口 邦子君
今井絵理子君 岩井 茂樹君
宇都 隆史君 上野 通子君
江島 潔君 衛藤 晟一君
小川 克巳君 小野田紀美君
尾辻 秀久君 大家 敏志君
大沼みずほ君 大野 泰正君
太田 房江君 岡田 直樹君
岡田 広君 片山 さつき君
金子原二郎君 木村 義雄君
北村 経夫君 こやり隆史君
古賀友一郎君 上月 良祐君
佐藤 啓君 佐藤 信秋君
佐藤 正久君 酒井 庸行君
山東 昭子君 自見 はなこ君
島田 三郎君 島村 大君
進藤金日子君 末松 信介君
世耕 弘成君 関口 昌一君
そのだ修光君 高階恵美子君
高野光二郎君 高橋 克法君
滝沢 求君 滝波 宏文君
武見 敏三君 柘植 芳文君
塚田 一郎君 鶴保 庸介君
堂故 茂君 徳茂 雅之君

豊田 俊郎君 中泉 松司君
中川 雅治君 中曾根弘文君
中西 健治君 中西 哲君
中西 祐介君 長峯 誠君
二之湯 智君 二之湯武史君
西田 昌司君 野上浩太郎君
野村 哲郎君 羽生田 俊君
長谷川 岳君 馬場 成志君
橋本 聖子君 林 芳正君
平野 達男君 福岡 資麿君
藤井 基之君 藤川 政人君
藤木 眞也君 古川 俊治君
堀井 巖君 舞立 昇治君
牧野たかお君 松川 るい君
松下 新平君 松村 祥史君
松山 政司君 丸川 珠代君
丸山 和也君 三木 亨君
三原じゅん子君 三宅 伸吾君
水落 敏榮君 溝手 顕正君
宮沢 洋一君 宮島 喜文君
宮本 周司君 元榮太一郎君
森 まさこ君 森屋 宏君
柳本 卓治君 山崎 正昭君
山下 雄平君 山田 修路君
山田 俊男君 山田 宏君
山谷えり子君 山本 一太君
山本 順三君 吉川 ゆうみ君
吉田 博美君 和田 政宗君
渡辺 猛之君 渡辺美知太郎君
渡邊 美樹君 秋野 公造君
伊藤 孝江君 石川 博崇君
魚住裕一郎君 河野 義博君
熊野 正士君 佐々木さやか君
里見 隆治君 杉 久武君
高瀬 弘美君 竹谷とし子君
谷合 正明君 長沢 広明君
新妻 秀規君 西田 実仁君

反対者(青色票)氏名

浜田 昌良君 平木 大作君
三浦 信祐君 宮崎 勝君
矢倉 克夫君 山口那津男君
山本 香苗君 山本 博司君
横山 信一君 若松 謙維君
浅田 均君 東 徹君
石井 章君 石井 苗子君
片山 大介君 片山虎之助君
儀間 光男君 清水 貴之君
高木かおり君 藤巻 健史君
渡辺 喜美君 藤上 三才猪木君
行田 邦子君 松沢 成文君
薬師寺みちよ君 中野 正志君
中山 恭子君 山口 和之君

七一名

足立 信也君 相原久美子君
有田 芳生君 伊藤 孝恵君
石上 俊雄君 石橋 通宏君
磯崎 哲史君 江崎 孝君
小川 勝也君 小川 敏夫君
大島九州男君 大野 元裕君
風間 直樹君 神本美恵子君
川合 孝典君 川田 龍平君
小西 洋之君 小林 正夫君
古賀 之土君 斎藤 嘉隆君
櫻井 充君 芝 博一君
榎葉賀津也君 杉尾 秀哉君
田名部匡代君 徳永 エリ君
那谷屋正義君 長浜 博行君
難波 奨二君 野田 国義君
羽田雄一郎君 白 眞敷君
鉢呂 吉雄君 浜口 誠君
浜野 喜史君 平山佐知子君
福山 哲郎君 藤末 健三君
藤田 幸久君 舟山 康江君
真山 勇一君 牧山ひろえ君

議長不信任決議案(小川敏夫君外三名賛成)

賛成者(白色票)氏名

増子 輝彦君 宮沢 由佳君
森本 真治君 矢田わか子君
柳田 稔君 吉川 沙織君
蓮 舫君 井上 哲士君
市田 忠義君 岩渕 友君
紙 智子君 吉良よし子君
倉林 明子君 小池 晃君
田村 智子君 大門実紀史君
武田 良介君 辰巳孝太郎君
仁比 聡平君 山下 芳生君
山添 拓君 青木 愛君
木戸口英司君 福島みずほ君
又市 征治君 森 ゆうこ君
山本 太郎君 伊波 洋一君
糸数 慶子君

七二名

足立 信也君 相原久美子君
有田 芳生君 伊藤 孝恵君
石上 俊雄君 石橋 通宏君
磯崎 哲史君 江崎 孝君
小川 勝也君 小川 敏夫君
大島九州男君 大塚 耕平君
大野 元裕君 風間 直樹君
神本美恵子君 川合 孝典君
川田 龍平君 小西 洋之君
小林 正夫君 古賀 之土君
斎藤 嘉隆君 櫻井 充君
芝 博一君 榎葉賀津也君
杉尾 秀哉君 田名部匡代君
徳永 エリ君 那谷屋正義君
長浜 博行君 難波 奨二君
野田 国義君 羽田雄一郎君
白 眞敷君 鉢呂 吉雄君
浜口 誠君 福山 哲郎君
平山佐知子君

反対者(青色票)氏名		賛成者(白色票)氏名	
藤末 健三君	藤田 幸久君	古賀友一郎君	上月 良祐君
舟山 康江君	真山 勇一君	鴻池 祥肇君	佐藤 啓君
牧山ひろえ君	増子 輝彦君	佐藤 信秋君	佐藤 正久君
宮沢 由佳君	森本 真治君	酒井 庸行君	山東 昭子君
矢田わか子君	柳田 稔君	自見はなこ君	島田 三郎君
吉川 沙織君	蓮 舫君	島村 大君	進藤金日子君
井上 哲士君	市田 忠義君	末松 信介君	世耕 弘成君
岩淵 友君	紙 智子君	関口 昌一君	そのだ修光君
吉良よし子君	倉林 明子君	高階恵美子君	高野光二郎君
小池 晃君	田村 智子君	高橋 克法君	滝沢 求君
大門実紀史君	武田 良介君	滝波 宏文君	武見 敏三君
辰巳孝太郎君	仁比 聡平君	柘植 芳文君	塚田 一郎君
山下 芳生君	山添 拓君	鶴保 庸介君	堂故 茂君
青木 愛君	木戸口英司君	徳茂 雅之君	豊田 俊郎君
福島みずほ君	又市 征治君	中泉 松司君	中川 雅治君
森ゆうこ君	山本 太郎君	中曽根弘文君	中西 健治君
伊波 洋一君	糸数 慶子君	中西 哲君	中西 祐介君
足立 敏之君	阿達 雅志君	二之湯武史君	二之湯 智君
愛知 治郎君	青木 一彦君	野上浩太郎君	西田 昌司君
青山 繁晴君	赤池 誠章君	羽生田 俊君	野村 哲郎君
朝日健太郎君	有村 治子君	馬場 成志君	長谷川 岳君
井上 義行君	井原 巧君	林 芳正君	橋本 聖子君
石井 準一君	石井 浩郎君	福岡 資麿君	平野 達男君
石井 正弘君	石井みどり君	藤川 政人君	藤井 基之君
石田 昌宏君	磯崎 仁彦君	古川 俊治君	藤木 眞也君
磯崎 陽輔君	猪口 邦子君	舞立 昇治君	堀井 巖君
今井絵理子君	岩井 茂樹君	松川 るい君	牧野たかお君
宇都 隆史君	上野 通子君	松村 祥史君	松下 新平君
江島 潔君	衛藤 晟一君	丸川 珠代君	松山 政司君
小川 克巳君	小野田紀美君	三木 亨君	丸山 和也君
尾辻 秀久君	大家 敏志君	三宅 伸吾君	三原じゅん子君
大沼みずほ君	大野 泰正君	溝手 顕正君	水落 敏榮君
太田 房江君	岡田 直樹君	宮島 喜文君	宮沢 洋一君
岡田 広君	片山さつき君	元榮太一郎君	宮本 周司君
金子原二郎君	木村 義雄君	森屋 宏君	森 まさこ君
北村 経夫君	こやり隆史君	山崎 正昭君	柳本 卓治君
		山田 修路君	山下 雄平君
		山田 俊男君	山田 俊男君
		山田 宏君	山田 宏君
		山本 一太君	山本 一太君
		吉川ゆうみ君	吉田 順三君
		和田 政宗君	吉田 博美君
		渡辺美知太郎君	渡辺 猛之君
		秋野 公造君	渡邊 美樹君
		石川 博崇君	伊藤 孝江君
		河野 義博君	魚住裕一郎君
		佐々木さやか君	熊野 正士君
		杉 久武君	里見 隆治君
		竹谷とし子君	高瀬 弘美君
		長沢 広明君	谷合 正明君
		西田 実仁君	新妻 秀規君
		平木 大作君	浜田 昌良君
		宮崎 勝君	三浦 信祐君
		山口那津男君	矢倉 克夫君
		山本 博司君	山本 香苗君
		若松 謙維君	横山 信一君
		東 徹君	浅田 均君
		石井 苗子君	石井 章君
		片山虎之助君	片山 大介君
		清水 貴之君	儀間 光男君
		藤巻 健史君	高木かおり君
		アトニオ猪木君	渡辺 喜美君
		松沢 成文君	行田 邦子君
		中野 正志君	薬師寺みちよ君
		山口 和之君	中山 恭子君
		山田 宏君	山田 宏君
		山本 一太君	山本 一太君
		吉川ゆうみ君	吉田 順三君
		和田 政宗君	吉田 博美君
		渡辺美知太郎君	渡辺 猛之君
		秋野 公造君	渡邊 美樹君
		石川 博崇君	伊藤 孝江君
		河野 義博君	魚住裕一郎君
		佐々木さやか君	熊野 正士君
		杉 久武君	里見 隆治君
		竹谷とし子君	高瀬 弘美君
		長沢 広明君	谷合 正明君
		西田 実仁君	新妻 秀規君
		平木 大作君	浜田 昌良君
		宮崎 勝君	三浦 信祐君
		山口那津男君	矢倉 克夫君
		山本 博司君	山本 香苗君
		若松 謙維君	横山 信一君
		東 徹君	浅田 均君
		石井 苗子君	石井 章君
		片山虎之助君	片山 大介君
		清水 貴之君	儀間 光男君
		藤巻 健史君	高木かおり君
		アトニオ猪木君	渡辺 喜美君
		松沢 成文君	行田 邦子君
		中野 正志君	薬師寺みちよ君
		山口 和之君	中山 恭子君
		山田 宏君	山田 宏君
		山本 一太君	山本 一太君
		吉川ゆうみ君	吉田 順三君
		和田 政宗君	吉田 博美君
		渡辺美知太郎君	渡辺 猛之君
		秋野 公造君	渡邊 美樹君
		石川 博崇君	伊藤 孝江君
		河野 義博君	魚住裕一郎君
		佐々木さやか君	熊野 正士君
		杉 久武君	里見 隆治君
		竹谷とし子君	高瀬 弘美君
		長沢 広明君	谷合 正明君
		西田 実仁君	新妻 秀規君
		平木 大作君	浜田 昌良君
		宮崎 勝君	三浦 信祐君
		山口那津男君	矢倉 克夫君
		山本 博司君	山本 香苗君
		若松 謙維君	横山 信一君
		東 徹君	浅田 均君
		石井 苗子君	石井 章君
		片山虎之助君	片山 大介君
		清水 貴之君	儀間 光男君
		藤巻 健史君	高木かおり君
		アトニオ猪木君	渡辺 喜美君
		松沢 成文君	行田 邦子君
		中野 正志君	薬師寺みちよ君
		山口 和之君	中山 恭子君
		山田 宏君	山田 宏君
		山本 一太君	山本 一太君
		吉川ゆうみ君	吉田 順三君
		和田 政宗君	吉田 博美君
		渡辺美知太郎君	渡辺 猛之君
		秋野 公造君	渡邊 美樹君
		石川 博崇君	伊藤 孝江君
		河野 義博君	魚住裕一郎君
		佐々木さやか君	熊野 正士君
		杉 久武君	里見 隆治君
		竹谷とし子君	高瀬 弘美君
		長沢 広明君	谷合 正明君
		西田 実仁君	新妻 秀規君
		平木 大作君	浜田 昌良君
		宮崎 勝君	三浦 信祐君
		山口那津男君	矢倉 克夫君
		山本 博司君	山本 香苗君
		若松 謙維君	横山 信一君
		東 徹君	浅田 均君
		石井 苗子君	石井 章君
		片山虎之助君	片山 大介君
		清水 貴之君	儀間 光男君
		藤巻 健史君	高木かおり君
		アトニオ猪木君	渡辺 喜美君
		松沢 成文君	行田 邦子君
		中野 正志君	薬師寺みちよ君
		山口 和之君	中山 恭子君
		山田 宏君	山田 宏君
		山本 一太君	山本 一太君
		吉川ゆうみ君	吉田 順三君
		和田 政宗君	吉田 博美君
		渡辺美知太郎君	渡辺 猛之君
		秋野 公造君	渡邊 美樹君
		石川 博崇君	伊藤 孝江君
		河野 義博君	魚住裕一郎君
		佐々木さやか君	熊野 正士君
		杉 久武君	里見 隆治君
		竹谷とし子君	高瀬 弘美君
		長沢 広明君	谷合 正明君
		西田 実仁君	新妻 秀規君
		平木 大作君	浜田 昌良君
		宮崎 勝君	三浦 信祐君
		山口那津男君	矢倉 克夫君
		山本 博司君	山本 香苗君
		若松 謙維君	横山 信一君
		東 徹君	浅田 均君
		石井 苗子君	石井 章君
		片山虎之助君	片山 大介君
		清水 貴之君	儀間 光男君
		藤巻 健史君	高木かおり君
		アトニオ猪木君	渡辺 喜美君
		松沢 成文君	行田 邦子君
		中野 正志君	薬師寺みちよ君
		山口 和之君	中山 恭子君
		山田 宏君	山田 宏君
		山本 一太君	山本 一太君
		吉川ゆうみ君	吉田 順三君
		和田 政宗君	吉田 博美君
		渡辺美知太郎君	渡辺 猛之君
		秋野 公造君	渡邊 美樹君
		石川 博崇君	伊藤 孝江君
		河野 義博君	魚住裕一郎君
		佐々木さやか君	熊野 正士君
		杉 久武君	里見 隆治君
		竹谷とし子君	高瀬 弘美君
		長沢 広明君	谷合 正明君
		西田 実仁君	新妻 秀規君
		平木 大作君	浜田 昌良君
		宮崎 勝君	三浦 信祐君
		山口那津男君	矢倉 克夫君
		山本 博司君	山本 香苗君
		若松 謙維君	横山 信一君
		東 徹君	浅田 均君
		石井 苗子君	石井 章君
		片山虎之助君	片山 大介君
		清水 貴之君	儀間 光男君
		藤巻 健史君	高木かおり君
		アトニオ猪木君	渡辺 喜美君
		松沢 成文君	行田 邦子君
		中野 正志君	薬師寺みちよ君
		山口 和之君	中山 恭子君
		山田 宏君	山田 宏君
		山本 一太君	山本 一太君
		吉川ゆうみ君	吉田 順三君
		和田 政宗君	吉田 博美君
		渡辺美知太郎君	渡辺 猛之君
		秋野 公造君	渡邊 美樹君
		石川 博崇君	伊藤 孝江君
		河野 義博君	魚住裕一郎君
		佐々木さやか君	熊野 正士君
		杉 久武君	里見 隆治君
		竹谷とし子君	高瀬 弘美君
		長沢 広明君	谷合 正明君
		西田 実仁君	新妻 秀規君
		平木 大作君	浜田 昌良君
		宮崎 勝君	三浦 信祐君
		山口那津男君	矢倉 克夫君
		山本 博司君	山本 香苗君
		若松 謙維君	横山 信一君
		東 徹君	浅田 均君
		石井 苗子君	石井 章君
		片山虎之助君	片山 大介君
		清水 貴之君	儀間 光男君
		藤巻 健史君	高木かおり君
		アトニオ猪木君	渡辺 喜美君
		松沢 成文君	行田 邦子君
		中野 正志君	薬師寺みちよ君
		山口 和之君	中山 恭子君
		山田 宏君	山田 宏君
		山本 一太君	山本 一太君
		吉川ゆうみ君	吉田 順三君
		和田 政宗君	吉田 博美君
		渡辺美知太郎君	渡辺 猛之君
		秋野 公造君	渡邊 美樹君
		石川 博崇君	伊藤 孝江君
		河野 義博君	魚住裕一郎君
		佐々木さやか君	熊野 正士君
		杉 久武君	里見 隆治君
		竹谷とし子君	高瀬 弘美君
		長沢 広明君	谷合 正明君
		西田 実仁君	新妻 秀規君
		平木 大作君	浜田 昌良君
		宮崎 勝君	三浦 信祐君
		山口那津男君	矢倉 克夫君
		山本 博司君	山本 香苗君
		若松 謙維君	横山 信一君
		東 徹君	浅田 均君
		石井 苗子君	石井 章君
		片山虎之助君	片山 大介君
		清水 貴之君	儀間 光男君
		藤巻 健史君	高木かおり君
		アトニオ猪木君	渡辺 喜美君
		松沢 成文君	行田 邦子君
		中野 正志君	薬師寺みちよ君
		山口 和之君	中山 恭子君
		山田 宏君	山田 宏君
		山本 一太君	山本 一太君
		吉川ゆうみ君	吉田 順三君
		和田 政宗君	吉田 博美君
		渡辺美知太郎君	渡辺 猛之君
		秋野 公造君	渡邊 美樹君
		石川 博崇君	伊藤 孝江君
		河野 義博君	魚住裕一郎君
		佐々木さやか君	熊野 正士君
		杉 久武君	里見 隆治君
		竹谷とし子君	高瀬 弘美君
		長沢 広明君	谷合 正明君
		西田 実仁君	新妻 秀規君
		平木 大作君	浜田 昌良君
		宮崎 勝君	三浦 信祐君
		山口那津男君	矢倉 克夫君
		山本 博司君	山本 香苗君
		若松 謙維君	横山 信一君
		東 徹君	浅田 均君
		石井 苗子君	石井 章君
		片山虎之助君	片山 大介君
		清水 貴之君	儀間 光男君
		藤巻 健史君	高木かおり君
		アトニオ猪木君	渡辺 喜美君
		松沢 成文君	行田 邦子君
		中野 正志君	薬師寺みちよ君
		山口 和之君	中山 恭子君
		山田 宏君	山田 宏君
		山本 一太君	山本 一太君
		吉川ゆうみ君	吉田 順三君
		和田 政宗君	吉田 博美君
		渡辺美知太郎君	渡辺 猛之君
		秋野 公造君	渡邊 美樹君
		石川 博崇君	伊藤 孝江君
		河野 義博君	魚住裕一郎君
		佐々木さやか君	熊野 正士君
		杉 久武君	里見 隆治君
		竹谷とし子君	高瀬 弘美君
		長沢 広明君	谷合 正明君
		西田 実仁君	新妻 秀規君
		平木 大作君	浜田 昌良君
		宮崎 勝君	三浦 信祐君
		山口那津男君	矢倉 克夫君
		山本 博司君	山本 香苗君
		若松 謙維君	横山 信一君
		東 徹君	浅田 均君
		石井 苗子君	石井 章君
		片山虎之助君	片山 大介君
		清水 貴之君	儀間 光男君
		藤巻 健史君	高木かおり君
		アトニオ猪木君	渡辺 喜美君
		松沢 成文君	行田 邦子君
		中野 正志君	薬師寺みちよ君
		山口 和之君	中山 恭子君
		山田 宏君	山田 宏君
		山本 一太君	山本 一太君
		吉川ゆうみ君	吉田 順三君
		和田 政宗君	吉田 博美君
		渡辺美知太郎君	渡辺 猛之君
		秋野 公造君	渡邊 美樹君
		石川 博崇君	伊藤 孝江君
		河野 義博君	魚住裕一郎君
		佐々木さやか君	熊野 正士君
		杉 久武君	里見 隆治君
		竹谷とし子君	高瀬 弘美君
		長沢 広明君	谷合 正明君
		西田 実仁君	新妻 秀規君
		平木 大作君	浜田 昌良君
		宮崎 勝君	三浦 信祐君
		山口那津男君	矢倉 克夫君
		山本 博司君	山本 香苗君
		若松 謙維君	横山 信一君
		東 徹君	浅田 均君
		石井 苗子君	石井 章君
		片山虎之助君	片山 大介君
		清水 貴之君	儀間 光男君
		藤巻 健史君	

藤川 政人君	藤木 眞也君	松沢 成文君	藥師寺みちよ君	滝波 宏文君	武見 敬三君
古川 俊治君	堀井 巖君	中野 正志君	中山 恭子君	柘植 芳文君	塚田 一郎君
舞立 昇治君	牧野たかお君	山口 和之君		鶴保 庸介君	堂故 茂君
松川 るい君	松下 新平君			徳茂 雅之君	豊田 俊郎君
松村 祥史君	松山 政司君			中泉 松司君	中川 雅治君
丸川 珠代君	丸山 和也君			中西 哲君	中西 健治君
三木 亨君	三原じゅん子君			長峯 誠君	中西 祐介君
三宅 伸吾君	水落 敏栄君			二之湯 武史君	二之湯 智君
溝手 顕正君	宮沢 洋一君			野上浩太郎君	野村 哲郎君
宮島 喜文君	宮本 周司君			羽生田 俊君	長谷川 岳君
元榮太一郎君	森 まさこ君			馬場 成志君	橋本 聖子君
森屋 宏君	柳本 卓治君			林 芳正君	平野 達男君
山崎 正昭君	山下 雄平君			福岡 資麿君	藤井 基之君
山田 修路君	山田 俊男君			藤川 政人君	藤木 眞也君
山田 宏君	山谷えり子君			古川 俊治君	堀井 巖君
山本 一太君	山本 順三君			舞立 昇治君	牧野たかお君
吉川ゆうみ君	吉田 博美君			松川 るい君	松下 新平君
和田 政宗君	渡辺 猛之君			松村 祥史君	松山 政司君
渡辺美知太郎君	渡邊 美樹君			丸川 珠代君	丸山 和也君
秋野 公造君	伊藤 孝江君			三木 亨君	三原じゅん子君
石川 博崇君	魚住裕一郎君			三宅 伸吾君	水落 敏栄君
河野 義博君	熊野 正士君			溝手 顕正君	宮沢 洋一君
佐々木さやか君	里見 隆治君			宮島 喜文君	宮本 周司君
杉 久武君	高瀬 弘美君			元榮太一郎君	森 まさこ君
竹谷とし子君	谷合 正明君			森屋 宏君	柳本 卓治君
長沢 広明君	新妻 秀規君			山崎 正昭君	山下 雄平君
西田 実仁君	浜田 昌良君			山田 修路君	山田 俊男君
平木 大作君	三浦 信祐君			山田 宏君	山谷えり子君
宮崎 勝君	矢倉 克夫君			山本 一太君	山本 順三君
山口那津男君	山本 香苗君			吉川ゆうみ君	吉田 博美君
山本 博司君	横山 信一君			和田 政宗君	渡辺 猛之君
若松 謙維君	浅田 均君			渡辺美知太郎君	渡邊 美樹君
東 徹君	石井 章君			秋野 公造君	伊藤 孝江君
石井 苗子君	片山 大介君			石川 博崇君	河野 義博君
片山虎之助君	儀間 光男君			熊野 正士君	佐々木さやか君
清水 貴之君	高木かおり君			杉 久武君	高瀬 弘美君
藤巻 健史君	渡辺 喜美君			竹谷とし子君	谷合 正明君
アントニオ猪木君	行田 邦子君				

反対者(青色票)氏名

七三名

日程第二 特定複合観光施設区域の整備の推進に
関する法律案(衆議院提出)「委員長報告のとおり
修正議決すること」
賛成者(白色票)氏名

一六〇名

長沢 広明君 新妻 秀規君
西田 実仁君 平木 大作君
三浦 信祐君 宮崎 勝君
矢倉 克夫君 山本 香苗君
浅田 均君 東 徹君
石井 章君 石井 苗子君
片山 大介君 片山虎之助君
儀間 光男君 清水 貴之君
高木かおり君 藤巻 健史君
渡辺 喜美君 アントニオ猪木君
行田 邦子君 松沢 成文君
薬師寺ちよ君 中野 正志君
中山 恭子君 山口 和之君

反対者 青色票氏名

八〇名

足立 信也君 相原久美子君
有田 芳生君 伊藤 孝恵君
石上 俊雄君 石橋 通宏君
磯崎 哲史君 江崎 孝君
小川 勝也君 小川 敏夫君
大島九州男君 大塚 耕平君
大野 元裕君 風間 直樹君
神本美恵子君 川合 孝典君
川田 龍平君 小西 洋之君
小林 正夫君 古賀 之士君
斎藤 嘉隆君 櫻井 充君
芝 博一君 榛葉賀津也君
杉尾 秀哉君 田名部匡代君
徳永 エリ君 那谷屋正義君
長浜 博行君 難波 奨二君
野田 国義君 羽田雄一郎君
白 眞勲君 鉢呂 吉雄君
浜口 誠君 浜野 喜史君
平山佐知子君 福山 哲郎君
藤末 健三君 藤田 幸久君
舟山 康江君 真山 勇一君
牧山ひろえ君 増子 輝彦君
宮沢 由佳君 森本 真治君

矢田わか子君 柳田 稔君
吉川 沙織君 蓮 舫君
魚住裕一郎君 里見 隆治君
浜田 昌良君 山口那津男君
山本 博司君 横山 信一君
若松 謙維君 井上 哲士君
市田 忠義君 岩淵 友君
紙 智子君 吉良よし子君
倉林 明子君 小池 晃君
田村 智子君 大門実紀史君
武田 良介君 辰巳孝太郎君
仁比 聡平君 山下 芳生君
山添 拓君 青木 愛君
木戸口英司君 福島みずほ君
又市 征治君 森 ゆうこ君
山本 太郎君 伊波 洋一君
糸数 慶子君 郡司 彰君

体罰や懲戒の定義と体罰等を行う悪質な各種
教育団体等への対応に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提
出する。

平成二十八年十一月二十九日

参議院議長 伊達 忠一殿

山本 太郎

体罰や懲戒の定義と体罰等を行う悪質な各
種教育団体等への対応に関する質問主意書
体罰の有害性については、一般社団法人日本行
動分析学会が科学的研究等の蓄積を踏まえ「体
罰」に反対する声明を出している。複数の医学・
教育学・心理学等の論文からも体罰の有害性は明
確に証明されている。

学校での体罰は明治十二年の教育令第四十六条
以来法律で禁止されており、初等教育での体罰禁
止の空白期間は一時期あつたが、現在は学校教育

法第十一条で禁止されている。また、児童虐待の
防止等に関する法律(以下「児童虐待防止法」とい
う。)第三条には「何人も、児童に対し、虐待をし
てはならない。」とある。

そこで、以下体罰や懲戒の定義を確認すると
もに、体罰等の問題や体罰等を行う悪質な各種教
育団体等への対応について、質問する。

一 懲戒と体罰・虐待について

1 民法第八百二十条の「子の利益のため」に同
法第八百二十二条では「親権を行う者は、第
八百二十条の規定による監護及び教育に必要
な範囲内でその子を懲戒することができ」と
定められているが、同条の「監護」及び「懲
戒」の定義を説明されたい。

十九条及び第三十七条では体罰その他の残酷
な又は品位を傷つける形態の罰から保護され
るための子どもの権利を擁護しており、禁止
される行為を前記一の3の子どもの権利委員
会一般的意見八号で定義していると理解して
いる。民法第八百二十二条の「懲戒」をする方
法として体罰や心理的虐待の行使を一定程度
でも認めている場合、同条約と国内法との間
に矛盾が生じると考えるが、政府の見解を明
らかにされたい。矛盾が生じている場合は、
同条約に矛盾しないよう国内法等における懲
戒や体罰の解釈等を変更する必要があると考
えるが、政府の見解を示されたい。

5 学校では、憲法第三十一条、子どもの権利

2 児童虐待防止法では児童虐待の定義を第二
条で定めている。また厚生労働省ホームペー
ジの「児童虐待の定義と現状」ではより詳細に
児童虐待を定義している。これらで定義され
た児童虐待は当然、民法第八百二十二条の
「懲戒」から除外されると考えてよい。除外
されていない場合、児童虐待の両定義のうち
どの事項が「懲戒」に該当するか示されたい。

5 学校では、憲法第三十一条、子どもの権利
条約第十九条、第二十八条第二項及び第三十
七条並びに学校教育法第十一条等に基づき体
罰は禁止されており、「体罰の禁止及び児童
生徒理解に基づく指導の徹底について(通
知)」(二十四文科初第千二百六十九号)の別紙
では、体罰が例示されている。また、教育的
懲戒については、学校教育法第十一条で「教
育上必要があると認めるとき」に加えること
ができることされるとともに、学校教育法施行
規則第二十六条で「児童等の心身の発達に
応ずる等教育上必要な配慮をしなければなら
ない」とされており、慎重な運用が求められて
いる。

3 子どもの権利委員会一般的意見八号(二〇
〇六年)の「III. 定義」11.「述べられてい
る体罰の定義で例示されている事項は、民法
第八百二十二条の「懲戒」には該当せず、児童
虐待防止法第二条で定義された「児童虐待」に
当たり、我が国でも法律により禁止されてい
ると考えてよい。禁止されていない事項が
ある場合、どの事項が禁止されていないか示
されたい。

そこで、前記一の2における厚生労働省の
「児童虐待の定義と現状」で示された「心理的
虐待」を例示した通知等があれば示された
い。また、「心理的虐待」は当然学校でも禁止
されていると理解してよい。禁止されている場
合は、その理由を説明されたい。

4 民法第八百二十二条の「懲戒」をする方法と
して体罰や心理的虐待の行使を一定程度でも
認めているのかどうか、政府の見解を明らか
にされたい。

6 子どもの権利条約第十二条第二項では「特
に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び
行政上の手続において、国内法の手続規則に

合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる」と定められているが、これを踏まえ、学校教育法及び学校教育法施行規則では、児童生徒に対する聴取又は聴聞の機会が学校の手続きとしてどのような形で設けられ、機能しているか示されたい。また、同聴取又は聴聞においては一般的にどの程度児童生徒の意見が考慮されるのか示されたい。

7 刑法第二百八条に定められた「暴行罪」は、人の身体に向けて有形力行使した場合に成立すると私は認識しているが、その認識でよいか政府の見解を示されたい。その認識でよい場合、被害者を殴る、蹴る、叩く、投げるなどの物理的な暴行の他に、被害者に向けて物を当てないまでも物を飛ばすことや、被害者の耳元で大声で叱責することなども有形力の行使に含まれるのか、それとも有形力の行使に含まれないものがあるのか、政府の見解を示されたい。

8 児童虐待防止法第三条では「何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。」と定められている。これは、民間団体や公的機関も含めたすべての法人や国内在住者を対象とし、前記一の2の「児童虐待の定義と現状」に掲げられた虐待は当然すべて禁止されると考えてよいが、政府の見解を示されたい。禁止されないものがある場合、どのような場面や事項において禁止されないのか、具体的に説明されたい。

9 「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)(二十八文科初第七百七十号)」の「2 学校等の取組の充実(3)不登校児童生徒に対する効果的な支援の充実」7. 児童生徒の立場に立つた柔軟な学級替えや転校等の対応では「教員による体罰や暴言等、不適切な言動や指導が不登校の原因となっている場合は、不適切な言動や指導をめぐる問題の解決に真剣に取り組むとともに、保護者等の意向を踏まえ、十分な教育的配慮の上で学級替えや転校を柔軟に認めていくことが望まれる」としている。

ここでは、「保護者等の意向を踏まえ」とあるが、子どもを権利の主体とする子どもの権利条約の趣旨に基づいて考えると、まず子どもの意向を第一にし、次に保護者等の意向を踏まえるのが、教育行政、学校としてあるべき対応であると考えているが、政府の見解を示されたい。

また、体罰は学校教育法第十一条で禁止されている。同条に違反して体罰をした者がいた場合は、真つ先にその者が教育的指導を受けたり、体罰の軽重に合わせた異動や、懲戒を受けたたりするべきである。もし同通知が、体罰をした者に教育的指導や異動、懲戒などを行うよりも、まずは被害を受けた子どもが第一にクラスを替えたり、転校したりしなければならぬという意味も含む通知としたら、極めて問題だと考える。同通知にそのような意味は万が一にもないと思うが、念のため文部科学省の見解を示されたい。

10 前記一の9の通知は子どもやその意向に基づいた保護者の意思を尊重した場合を除き、クラス替えや転校を強いる意味ではないと信じているが、同通知の趣旨は言葉足らずで、真意が伝わりにくいのではないかと、同通知をどんな教員が読んでも理解できるように、平易な言葉に改めるつもりはないか、文部科学省の見解を示されたい。

「平成二十七年児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」結果「速報値について」の「(3-12)都道府県別いじめの認知件数等(国公私立)」では、都道府県別の児童生徒千人当たりのいじめの認知件数の最多は京都府の九十・六件、最少は佐賀県の三・五件とされており、両者は約二十六倍の差である。教育行政においても地方自治が認められているとはいえ、地方自治体間で極端に教育制度が異なっていることから、調査結果にこのような格差が生じているのは、同調査で文部科学省が用いている言葉の定義の曖昧さが一因とも考えられる。もし、同定義が厳密で他に解釈の余地がないと文部科学省が考える場合は、どのような原因があつて数値に極端な格差が生じたのか説明されたい。

文部科学省の通知は、伝えたいことは一つであるはずなのに、多様な解釈ができる言葉が使われているため、読み手によつては同じように理解することが難しくなっていると考えるが、政府の見解を示されたい。とくに体罰が行われることはあつてはならず、今後の体罰に関する通知等が曖昧では、現場が誤解し児童生徒の命や心身の健康に大きく関わる問題が発生する可能性もある。だからこそ通知は厳密で他の解釈の余地がなく、かつ平易な言葉を心掛けるようにされたい。

二 懲戒権の委任について
保護者は民間教育団体、福祉団体、公立学校、私立学校等及び個人に対し民法第八百二十二条に定められた子どもへの懲戒権を委任することができると、政府の見解を示されたい。もし委任できる場合、民間教育団体、福祉団体、公立学校、私立学校等及び個人のそれぞれについて、どのような手続きで、どのような懲戒の委任が許されるのか示されたい。

三 虐待や懲戒権の乱用を防止する法律について
子どもに対する虐待や懲戒権の乱用を防ぐために、憲法第三十一条、子どもの権利条約、児童虐待防止法、学校教育法第十一条の他に、児童福祉法第三十三条や児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第九条の二があると認識しているが、子どもへの虐待や懲戒権の乱用を防ぐ法律や条文は他にどのようなものがあるのか、すべて示されたい。

四 権利侵害に対する救済について
1 家庭等における保護者等による子どもへの権利侵害を救済する措置については、例えば児童虐待防止法に定めがあるが、学校における教員等による体罰など児童生徒への権利侵害については、どのような法律を根拠とした救済措置があるのか示されたい。

2 宗教法人、社団法人、財団法人、社会福祉法人、株式会社等の会社及び特定非営利活動法人等の民間の教育団体や福祉団体が子どもに体罰や虐待等の違法行為を行った場合、子どもの命、安全及び人権を守る観点から、業務の改善や勧告、業務の停止、法人の解散などを命じる法律は整備されているか、それぞれ団体の種類ごとに説明されたい。整備されていない場合、どの法人によるどのような行為に関する法制に不備があるのか示されたい。

株式会社については、会社法第八百二十四条第一項本文で「裁判所は、次に掲げる場合において、公益を確保するため会社の存立を許すことができないと認めるときは、法務大臣又は株主、社員、債権者その他の利害関係人の申立てにより、会社の解散を命ずることができる」とし、その場合として同項第一号で「会社の設立が不法目的に基づいてされたとき」を掲げている。株式会社立の教育団体又は福祉団体が、子どもに対する著しい有害行為、体罰や虐待を行う目的で設立された場合や、設立目的を逸脱して体罰や虐待を行っていた場合にも、同条の規定に該当し、裁判所は当該団体の解散を命ずることができ

るのか、政府の見解を示されたい。また、団体の種別を問わず、団体が命に関わる等著しく有害な業務を行っている場合は、当該団体を早急に解散させる仕組みが現行法にあるのか説明されたい。

五 戸塚ヨットスクール等の体罰を行っている団体等について

1 一九八〇年代に訓練生四人が死亡や行方不明となる事件を起こした戸塚ヨットスクール代表の戸塚宏氏は、私が提出した質問主意書（第百九十一回国会質問第九号）で取り上げたように、体罰についてマスメディアで「封印なんかしてないよ。違法じゃないんやから。そんな法律はない。体罰禁止は学校教育法の中にあるだけで、民法の中にはないんや。体罰を使った方が、この子たちはうまくなる」ということを知ったもんで、うちは学校法人にせず株式会社にしたんや」と述べたとされている。実際に東海テレビ「みんなのニュースOne」の本年九月二十八日の放送では、同スクールで嫌がる幼児を海に投げ込んだり、叩いたりしている映像が放送されている。また同スクールでは不登校児童生徒を預かる対象にしていることもホームページに明示されている。

同ホームページには「青少年の問題行動は、脳幹の機能低下により引き起こされる」「脳幹論」を掲載し、脳幹を鍛えることを運営の一理論としている。この戸塚氏の考えについては一般社団法人日本児童青年精神医学会が専門的立場から二〇一五年四月十二日に「戸塚宏氏ほか「私の脳幹論」に関する理事会声明を出している。同声明では「脳幹論」（本能論）自体が何ら医学的根拠を持つものではない」、「戸塚氏は、発達障害はトレーニングで治ると述べ、幻聴等の精神病症状がある場合でもトレーニングをまず行い、悪化し

た時は統合失調症なので、そのときに初めて精神病として扱えばいいと述べている。これは換言するなら、病気や障害を有する者が不適切な対応をされることにより悪化した場合に、初めて適切な治療や支援を受けるべきであるという考えであり、重大な人権侵害である」と医学的見地等から戸塚氏の考えの問題点を述べている。

実際に戸塚氏が二〇〇六年に刑務所から出所してからも、同スクールでは二〇〇六年十月から二〇一二年一月まで自死が二件、自死とみられるものが一件、自死未遂が一件あったと朝日新聞等で報道されている。

また、同スクールとは別件であるが、本年十一月十四日、日本テレビは、「東京の多摩地域にある寺で、体験修行」として預かっている不登校や家庭の事情などを抱える中学生らを、住職が暴行していた疑いなどがあるとして、児童相談所がその中学生らを保護していた旨報道した。また事件の詳細はわからないが、同月二十日には新聞各社が、住職が中学生を布団たたきの棒で打った等の統報を報じている。

同スクールについての報道や公表された情報を見る限り、医学や心理学の科学的根拠のない理論に基づいて、体罰・虐待の人権侵害を確信的に行い、またそこで生活する利用者が一度ならず頻繁に自死等を起こしており、このような団体は法に違反し著しく有害であると考えられる。政府は同スクールにおける人権侵害の事実を、地元地方自治体に確認して把握しているか明らかにされたい。また、このような、非科学的根拠を基に死者を複数出し、体罰を行うなど人権侵害に改善が見られない民間団体に対する政府の見解と対策を示されたい。

2 一般的に行政は、子どもに有害な行為を行

う団体に対して行政指導をしたり改善勧告や業務停止命令を出したりすると思うが、常習的に体罰を行う団体に対して、行政はどのような法令に基づき、どのような行政指導をしたり、改善勧告や業務停止命令を出したりするのか、前記四の2で掲げた団体ごとに法令の根拠と手続きの流れを示されたい。

3 戸塚ヨットスクールについて前記五の1で示した報道が事実だとするならば、同スクールには過去の事件への反省がなく、著しく有害な行為を行っていると考えられるが、政府の見解を示されたい。同スクールが有害な行為を行っているとして政府が考える場合、今まで国や地方自治体は同スクールに対してどのような指導を行い、対策を講じてきたのか示されたい。また、国や地方自治体が指導を行い、対策を講じてきたとしても、戸塚氏が前記五の1のような体罰肯定の発言をし、同スクールでは依然として体罰が行われている現状を考えると、さらなる指導を行い、対策を講じる必要があると考えられるが、政府の見解を示されたい。さらに、それでも同スクールの行為に改善が見られず、子どもに対する著しい有害行為、体罰や虐待等の問題が起きた場合は、国や地方自治体が同スクールを解散させることができるか、政府の見解を示されたい。もしできない場合はその理由を示されたい。

4 団体の公私を問わず体罰や虐待等の人権侵害等が行われる可能性はあるが、そのような違法行為について相談したり救済を求めたりすることのできる政府統一の相談窓口や救済機関が存在するのであれば具体的に示されたい。政府統一の相談窓口等は存在せず、違法行為を行った団体を所管する省庁によって相談窓口等が異なる場合には、どのような違法行為についてどの省庁が相談窓口等を設置し

ているのか示されたい。また、違法行為を犯した団体の職員に対して再発防止教育やケアをするシステムがあれば示されたい。

六 体罰等子どもの人権を侵害する悪質な民間団体等を排除する方法について

1 前記五の1で示した住職による暴行報道においては、暴行を受けた中学生らを児童相談所が保護したとされているが、その事実関係が明らかにされたい。

私の質問主意書に対する答弁書（内閣参質一九一第九号。以下「答弁書」という。）の「九の2について」では、「教育委員会の職員が民間の団体等を訪れその実態を知ることについて、「こうした取組を通じて、民間の団体等の質の向上が図られるものと期待している」としていたが、私も大切なことであると考えられる。この点、文部科学省は、教育委員会等の職員が訪問する対象は、教育や福祉にかかわるすべての種類の団体であると考えているのか、見解を示されたい。

また、「民間施設についてのガイドライン（試案）の3 相談・指導の在り方について」で、「児童生徒の人命や人格を尊重した人間味のある温かい相談や指導が行われていること」などの方針が示されているが、「子ども」の自発的意思の尊重は明記されていない。今回は極めて稀な事例と思うが、それでも、宗教家という「人間味のある温かい相談や指導」が当然求められるような者ですら体罰を行ったと報道されていることを鑑みると、相談・指導をする者の人格の確認も大切だが、「子どもの自発的意思の尊重」を第一に重視して民間施設を評価する制度の設計に取り組むべきであると考えられるが、政府の見解を示されたい。そのような取組を行う予定がない場合、その理由を示されたい。また、もう一度子どもの権利条約第三条に定められた「子ど

もの最善の利益の趣旨を政府には深く考えていただき、フリースクール等の評価をされることを要望する。

2 答弁書の「九の2について」では「民間の団体等による自主的な取組として相互の評価を実施することが、「こうした取組を通じて、民間の団体等の質の向上が図られるものと期待している」ものの一つとして挙げられている。よい取組だと思いが、体罰や、体罰ではないが厳しすぎる規範の強制等を行う悪質なフリースクール等が相互評価をして不当に高い評価をし合う危険性があり、また、体罰等を行わない良心的団体に悪質なフリースクール等が低い評価をつけるようなことがあつてはならない。さらに、子どもの権利条約等の趣旨や法令を尊重する良心的団体であつても、教育に対する思想の違いから、組織の大きい団体が弱小な団体や地方にある団体を低く評価してしまうことがありうるかもしれない。このように相互評価にはバイアスがかかるが、協働が「子どもの最善の利益」となるよう、民間団体等による相互評価にかかるバイアスを排除し、公平な評価が行われるようにするための政府の方策を具体的に説明されたい。

また、悪質なフリースクール等を厳しく取り締まるのは当然としても、ごく一部の悪質な団体や個人の不良行為を口実に、子どもの権利条約の趣旨に基づいて運営する良心的団体までも厳しく管理したり、取り締まったりすることのないよう要望する。

七 学校での体罰防止について

1 明治十二年の教育令以来、現在学校での体罰は法律で禁止されているものの、文部科学省の「体罰の実態把握について(平成二十六年)」によれば、体罰は一向になくなっていない。それどころか、平成二十六年度における

体罰の発生学校数は全国で千七校、発生件数は千二百二十六件と報告されている。明治十二年から現在まで百三十七年も経っているが、体罰という人権侵害行為が全国の学校で膨大に発生していることについて、文部科学省は制度のどこに問題があると考え、対策を講じているのか示されたい。

2 体罰について子どもが相談したり救済を求めたりすることのできる窓口で、教育委員会や文部科学省に属さない独立した第三者機関が我が国に存在するのであれば具体的に示されたい。また、存在する場合は同機関について記載したカード等を児童生徒に配るだけの周知ではなく、同機関の利用方法や、相談の際に秘密や子どもの権利条約に基づく子どもの権利等が守られることなどを学校の授業等で周知する必要があると考えるが、政府の見解を示されたい。また、そのような周知を行っているのであればその内容を具体的に示されたい。

3 答弁書の「十について」は「現時点で御指摘の「子どもオンブズパーソン」を設置する予定はない」との答弁であつたが、政府は悪質なフリースクール等への対策を答弁書の「九の2について」で述べられた対策以外講じる予定がないものとも理解できる。

百年以上に渡り文部科学省は各地方自治体の模範として法令を遵守する立場から真剣に体罰防止に取り組んできたことと思うが、一向に体罰はなくならない。またいじめによる深刻な人権侵害が現実にある。体罰やいじめによる人権侵害に対応するため、子どもの権利条約に基づく第三者機関を設立し、児童生徒や教員をサポートする予定はないか、政府の見解を示されたい。

平成二十八年十二月十四日 参議院会議録第十八号

質問主意書及び答弁書

国内人権機関設置に関する勧告・要請等」では、政府から独立した国内人権機構を設立するよう国際社会の場において指摘を受けている旨が掲載されている。また、UPR第二回日本政府審査・結果文書(仮訳)では、「12. 法務省の人権擁護機関が人権擁護活動を実施している。2012年9月、内閣は、次期国会に提出することを前提として、バリ原則に適合する独立した人権委員会を設置するための法律案及び人権擁護委員法の一部を改正する法律案の内容を確認する閣議決定を行った。日本政府として引き続き必要な準備を進めていく所存である。」と述べられている。この法案は廃案となつたが、バリ原則に適合する独立した人権委員会の設置について政府が国連人権理事会に表明したことを踏まえ、子どもの権利条約に基づく子どもオンブズパーソン、あるいは包括的機能を備えた人権救済機関(以下「第三者機関」という。)を作る予定が政府にあるのか明らかにされたい。その予定がない場合、国連人権理事会にどう説明するのか、今後の方針を法務省は示されたい。

体罰は百年以上続いている根深い問題であるから、第三者機関を作らないという政府の既存の施策では体罰を劇的に減少させることは難しいと私は考えるが、文部科学省は既存の施策で体罰を減らしていると考えているのか、見解を明らかにされたい。また、既存の施策で体罰を減らせると考えている場合、その施策の年次ごとの工程表と実現できなかったときの対策を示されたい。

既存の施策としては教員を大幅に増加することによる負担軽減と、相談職員等を増加しつつ常勤化して最低一校一人体制とすることが考えられるが、今以上に教員等を増やすのは第三者機関の設立よりもコストがかかると

考えられる。法務省はコスト抑制の観点から、外部人材の活用を進めて教員を削減するよう求めているが、第三者機関は作らず教員を削減して今以上に体罰を減らし、児童生徒をケアすることができると、法務省の認識を示されたい。

4 日本経済新聞の本年十一月二日の報道によれば、十年後に公立小中学校の教職員定数を最大四万九千人削減することが可能との試算を財務省がしたという。教員の精神疾患や長時間労働、いじめや体罰等の様々な教育課題が指摘され、これらが改善されていない現在、私はむしろ教職員を増やすべきであるし、カウンセラーやソーシャルワーカーといった相談職員等も正規職員として常勤化すべきと考える。日本の未来を支える子どもたちのための教育投資は削減するべきではないと考える。また、人員増加による教員の負担軽減も大切であると考え。教員と児童生徒との信頼関係の醸成は、コストの観点からは測れない。財務省は同報道の試算をどのような根拠に基づいて行ったのか明らかにされたい。また、この試算に基づく教職員定数削減案は採用せず、子どもとじっくり関われる正規で常勤の教員等を、目先の経済的視点からではなく、国家の百年先を見据えて増員すべきだと考えるが、政府の見解を示されたい。右質問する。

平成二十八年十二月九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 伊達 忠一殿

参議院議員山本太郎君提出体罰や懲戒の定義と体罰等を行う悪質な各種教育団体等への対応に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員山本太郎君提出体罰や懲戒の定義と体罰等を行う悪質な各種教育団体等への対応に関する質問に対する答弁書

一の1について

民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百二十二条の「監護」とは、親権者が子を監督保護することをいい、同条の「懲戒」とは、親権者が非行や過誤があつた子を指導するために懲らしめ戒めることをいうと解されている。

一の2について

民法第八百二十二条は、子の監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができ旨規定しているところ、児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号。以下「児童虐待防止法」という。)第二条に規定する児童虐待は、子の利益のため子の監護及び教育に必要な範囲内で行われる行為ではないため、民法第八百二十二条の規定による懲戒には含まれない。

また、お尋ねの「児童虐待の定義と現状」の「児童虐待の定義」に掲げられた行為は、児童虐待防止法第二条に規定する「児童虐待」に該当し得る行為を例示したものであるところ、当該行為が、子の利益のため子の監護及び教育に必要な範囲内で行われたものでない場合は、当該行為は、民法第八百二十二条の規定による懲戒には含まれないと考えられる。

一の3について
御指摘の児童の権利に関する委員会の一般的意見において、体罰に当たる行為が例示されて

いることは承知している。

しかしながら、ある行為が民法第八百二十二条の規定による懲戒に含まれるかは、それが子の利益のため子の監護及び教育に必要な範囲内で行われたか否かによつて判断すべきものであり、その範囲内で行われたか否かについては、様々な事情を総合的に考慮して個別具体的に判断する必要がある。また、ある行為が児童虐待防止法第二条に規定する児童虐待に当たるか否かについては、児童及び保護者の状況、生活環境等を総合的に考慮して個別具体的に判断する必要がある。

したがって、お尋ねの「例示されている事項」が「民法第八百二十二条の「懲戒」には該当せず、児童虐待防止法第二条で定義された「児童虐待」に当たり、我が国でも法律により禁止されている」かについて一概にお答えすることは困難である。

一の4について

お尋ねの「体罰」及び「心理的虐待」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではなく、また、ある行為が民法第八百二十二条の規定による懲戒に含まれるかは、それが子の利益のため子の監護及び教育に必要な範囲内で行われたか否かによつて判断すべきものであるため、お尋ねについてお答えすることは困難である。

一の5について

文部科学省においては、「養護教諭のための児童虐待対応の手引」(平成十九年十月文部科学省作成)等において、児童虐待の例示として、児童虐待防止法第二条第四号に掲げる「児童に対する著しい暴言等の著しい心理的外傷を与える言動」を記載しているところである。

お尋ねの「当然学校でも禁止されている」の意味するところが必ずしも明らかではないため、「心理的虐待」は当然学校でも禁止されていると理解してよいのか」とのお尋ねについてお答え

することは困難である。

一の6について

お尋ねの「学校の手続き」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではなく、また、お尋ねの「同聴取又は聴聞においては・・・児童生徒の意見が考慮される」の意味するところが必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難であるが、例えば、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第三十五条第二項は、市町村の教育委員会は、児童の出席停止を命ずる場合には、あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、理由及び期間を記載した文書を交付しなければならぬ旨規定しており、各教育委員会において適切に対応しているものと考えている。

一の7について

刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百八条の暴行罪の「暴行」とは、人の身体に対する不法な有形力の行使をいうと解されているが、犯罪の成否については、捜査機関が収集した証拠に基づいて個々に判断すべき事柄であるため、お尋ねについて、一概にお答えすることは困難である。

一の8について

児童虐待防止法第三条は、本来保護すべき児童に対して何人も虐待行為をすることは許されないという基本理念を規定したものであり、全ての自然人を対象としている。

また、お尋ねの「児童虐待の定義と現状」の「児童虐待の定義」に掲げられた行為は、児童虐待防止法第二条に規定する「児童虐待」に該当し得る行為を例示したものであるが、児童虐待防止法第三条の「虐待」とは、児童虐待防止法第二条で定義されている保護者による児童虐待のみならず、幅広く児童の福祉を害する行為や不作為を含むものであり、児童虐待防止法第三条の「虐待」に該当するか否かについては、個別具体

的な状況に即して判断すべきものであることから、「児童虐待の定義と現状」に掲げられた虐待は当然すべて禁止される」かとお尋ねについては、一概にお答えすることは困難である。

一の9について

不登校児童生徒に対する支援として学級替えや転校を柔軟に認める場合は、児童生徒と保護者双方の意向を尊重することが当該支援を効果的なものとするために必要不可欠であり、児童生徒と保護者のどちらの意向を優先するのかを一概に判断することは困難である。

また、御指摘の「不登校児童生徒への支援の在り方について」(平成二十八年九月十四日付け二十八文科初第七百七十号文部科学省初等中等教育局長通知。以下「支援通知」という。)は、お尋ねの「体罰をした者に教育的指導や異動、懲戒などを行うよりも、まずは被害を受けた子どもが第一にクラスを替えたり、転校したりしなければならぬ」という意味も含む通知ではない。

一の10について

御指摘の支援通知は、教員による体罰や暴言等、不適切な言動や指導が不登校の原因となつている場合の学級替えや転校については、「保護者等の意向を踏まえ、十分な教育的配慮の上で・・・認めていくことが望まれる」と明記しており、児童生徒や保護者の意思に反して「クラス替えや転校を強いる」ものではないことは明らかであることから、「同通知の趣旨は言葉足らずで、真意が伝わりにくい」との御指摘は当たらず、支援通知の内容を「平易な言葉に改める」とは考えていない。

お尋ねの「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の「いじめの定義」は、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とするいじめ防止対策推進法(平成二十五年法律第七十一号)第二条第一項に

規定する「いじめ」の定義、すなわち「児童等に對して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的關係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であつて、当該行為の対象となつた児童等が心身の苦痛を感じているもの」という定義をほぼそのまま用いており、明確であると考えられている。

同調査の結果において、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における児童生徒千人当たりのいじめの認知件数は各都道府県間のみならず各学校間においても大きな差異があるところ、この差異の原因については、各教員においていじめの認知に向けた取組状況が異なること等の様々な要因が考えられることから、お尋ねの各都道府県間の「数値の「極端な格差」の原因について一概にお答えすることは困難である。

文部科学省においては、各都道府県教育委員会等に対して発出する通知について、各都道府県教育委員会等において正しく理解することができるとなるよう努めているところであり、今後、御指摘のような「今後の体罰に関する通知等」を発出する場合にも、そのようなものになるよう努めてまいりたい。

二について

お尋ねの「保護者」及び「懲戒権を委任する」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、親権者が民法第八百二十一条の規定による懲戒を第三者に委任することの可否及び「どのような手続きで、どのような懲戒の委任が許されるのか」は、個別具体的な状況に即して判断されるべきものであることから、一概にお答えすることは困難である。

三について

お尋ねの「子どもへの虐待や懲戒権の乱用を

防ぐ法律や条文」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難である。

四の1について

お尋ねの「権利侵害」及び「法律を根拠とした救済措置」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難であるが、例えば、学校教育法第十一条ただし書において、「体罰を加えることはできない」と規定されており、文部科学省としては、各都道府県教育委員会等に対して発出した「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について」（平成二十五年三月十三日付け二十四文科初第千二百六十九号文部科学省初等中等教育局長及びスポーツ・青少年局長連名通知。以下「体罰禁止通知」という。）において、「体罰を把握した場合、校長は直ちに体罰を行った教員等を指導し、再発防止策を講じるとともに、教育委員会へ報告することが必要である」としているところである。

四の2及び五の2について

お尋ねの「団体」の形態にかかわらず、都道府県知事又は指定都市の長若しくは中核市の長若しくは児童相談所設置市の長は、障害児通所支援事業等（障害児通所支援事業又は障害児相談支援事業をいう）、児童自立生活援助事業若しくは小規模住居型児童養育事業又は病児保育事業を行う者が、その事業に係る児童の処遇につき不当な行為をしたときは、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十四条の六又は第三十四条の十八の二第三項の規定により、一時預かり事業を行う者が、その事業に係る乳児又は幼児の処遇につき不当な行為をしたときは、同法第三十四条の十四第四項の規定により、その者に對し、その事業の制限又は停止を命ずることができるとされている。また、市町村長は、放課後児童健全育成事業を行う者が、

その事業に係る児童の処遇につき不当な行為をしたときは、同法第三十四条の八の三第四項の規定により、その者に對し、その事業の制限又は停止を命ずることができるとされており、家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業をいう。）が、同法第三十四条の十六第一項の基準に適合せず、かつ、児童福祉に著しく有害であると認められるときは、同法第三十四条の十七第四項の規定により、その事業を行う者に對し、その事業の制限又は停止を命ずることができるとされている。さらに、都道府県知事又は指定都市の長若しくは中核市の長若しくは児童相談所設置市の長は、児童福祉施設の運営が同法第四十五条第一項の基準に達せず、かつ、児童福祉に著しく有害であると認められるときは、同法第四十六条第四項の規定により、その施設を設置者に對し、その事業の停止を命ずることができるとされている。加えて、都道府県知事又は指定都市の長若しくは中核市の長若しくは児童相談所設置市の長は、同法第五十九条第一項に規定する施設について、児童の福祉のため必要があると認めるときは、同条第五項の規定により、その事業の停止又は施設の閉鎖を命ずることができるとされている。

また、お尋ねの「社団法人」、「財団法人」、「特定非営利活動法人等」及び「団体の種別を問わず、団体が命に関わる等著しく有害な業務を行っている場合は、当該団体を早急に解散させる仕組み」の意味するところが必ずしも明らかではないが、右に述べた事業の制限や停止等の措置以外にも、宗教法人、一般社団法人若しくは一般財団法人以下「一般社団法人等」という。）、公益社団法人若しくは公益財団法人以下「公益法人」という。）、社会福祉法人、株式会社等の会社又は特定非営利活動法人が御指摘のような子どもに体罰や虐待等の違法行為又は

「常習的に体罰を行った場合において、所轄省庁等が当該法人に對して講じ得ると考えられる「業務の改善や勧告、業務の停止、法人の解散などを命じる」といった措置や「行政指導をした」といった措置は、それぞれ次のとおりである。

1 当該法人が宗教法人の場合

裁判所は、宗教法人について法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為をしたことがあると認めたときは、宗教法人法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第八十一条第一項の規定により、所轄庁（同法第五条に規定する所轄庁をいう。）、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、その解散を命ずることができるとされている。

2 当該法人が一般社団法人等の場合

裁判所は、一般社団法人等の設立が不法な目的に基づいてされた場合において、公益を確保するため一般社団法人等の存立を許すことができないと認めるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第二百六十一条第一項の規定により、法務大臣又は利害関係人の申立てにより、一般社団法人等の解散を命ずることができるとされている。また、裁判所は、業務執行理事（代表理事、代表理事以外の理事であつて理事会の決議によつて一般社団法人等の業務を執行する理事として選定されたもの）及び当該一般社団法人等の業務を執行したその他の理事をいう。が、法令若しくは定款で定める一般社団法人等の権限を逸脱し若しくは濫用する行為又は刑罰法令に触れる行為をした場合において、法務大臣から書面による警告を受けたにもかかわらず、なお継続的に又は反復して当該行為をしたときであつて、公益を確保するため一般社団法人等の存

立を許すことができないと認めるときは、同項の規定により、法務大臣又は利害関係人の申立てにより、一般社団法人等の解散を命ずることができることとされている。

3 当該法人が公益法人の場合

行政庁(公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成十八年法律第四十九号)第三条に規定する行政庁をいう。以下3において同じ。)は、公益法人について、法令等に違反したと疑うに足りる相当な理由がある場合には、同法第二十八条第一項の規定により、当該公益法人に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができるとされている。また、行政庁は、同項の勧告を受けた公益法人が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置をとならなかったときは、同条第三項の規定により、当該公益法人に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができるとされている。さらに、行政庁は、公益法人が正当な理由がなく、同項の規定による命令に従わないときは、同法第二十九条第一項の規定により、その公益認定(同法第五条に規定する公益認定をいう。以下同じ。)を取り消さなければならないこととされている。加えて、行政庁は、公益法人が法令等に違反したときは、同法第二十九条第二項の規定により、その公益認定を取り消すことができるとされている。

4 当該法人が社会福祉法人の場合

所轄庁(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第三十条に規定する所轄庁をいう。以下4において同じ。)は、社会福祉法人が、法令等に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、同法第五十六条第四項の規定により、当該社会福祉法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置(役員の解職を除く。)をとるべき旨を勧告す

ることができることとされている。また、所轄庁は、同項の規定による勧告を受けた社会福祉法人が、正当な理由がないのに当該勧告に係る措置をとならなかったときは、同条第六項の規定により、当該社会福祉法人に対し、期限を定めて、当該勧告に係る措置をとるべき旨を命ずることができるとされている。さらに、社会福祉法人が同項の命令に従わないときは、所轄庁は、同条第七項の規定により、当該社会福祉法人に対し、期限を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は役員

5 当該法人が株式会社等の会社の場合

裁判所は、会社の設立が不法目的に基づいてされた場合において、公益を確保するため会社の存立を許すことができないと認めるときは、会社法(平成十七年法律第八十六号)第八百二十四条第一項の規定により、法務大臣又は利害関係人の申立てにより、会社の解散を命ずることができるとされている。また、裁判所は、業務執行取締役、執行役又は業務を執行する社員が、法令若しくは定款で定める会社の権限を逸脱し若しくは濫用する行為又は刑罰法令に触れる行為をした場合において、法務大臣から書面による警告を受けたにもかかわらず、なお継続的に又は反復して当該行為をしたときであつて、公益を確保するため会社の存立を許すことができないと認めるときは、同項の規定により、法務大臣又は利害関係人の申立てにより、会社の解散を命ずることができるとされている。お尋ねの株式会社として設立された教育団

体又は福祉団体が子供に対する著しい有害行為等を行う目的で設立された場合や設立目的を逸脱して体罰や虐待を行つていた場合に裁判所が解散を命ずることができるか否かについては、裁判所の実務運用に関わるものであり、政府としてお答えする立場にないが、一般に、裁判所は、個別具体的な事案において、法の趣旨にのっとり適切に審理、判断等を行つていくものと承知している。

6 当該法人が特定非営利活動法人の場合

所轄庁(特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第九条に規定する所轄庁をいう。以下6において同じ。)は、特定非営利活動法人が法令等に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、同法第四十二条の規定により、当該特定非営利活動法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべきことを命ずることができるとされている。また、所轄庁は、特定非営利活動法人が、同条の規定による命令に違反した場合であつて他の方法により監督の目的を達することができないときは、同法第四十三条第一項の規定により、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができるとされている。さらに、所轄庁は、特定非営利活動法人が法令に違反した場合において、同法第四十二条の規定による命令によつてはその改善を期待することができないことが明らかであり、かつ、他の方法により監督の目的を達することができないときは、同法第四十三条第二項の規定により、同法第四十二条の規定による命令を経ないでも、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができるとされている。

特定非営利活動法人が認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人(以下「認定特定非営利活動法人等」という。)である場

合については、所轄庁は、認定特定非営利活動法人等について、法令等に違反したと疑うに足りる相当な理由がある場合には、同法第六十五条第一項の規定により、当該認定特定非営利活動法人等に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができるとされている。また、所轄庁以外の関係知事は、認定特定非営利活動法人等について、法令等に違反したと疑うに足りる相当な理由がある場合には、同条第二項の規定により、当該認定特定非営利活動法人等に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができるとされている。さらに、所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、同条第一項又は第二項の規定による勧告を受けた認定特定非営利活動法人等が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置を採らなかつたときは、同条第四項の規定により、当該認定特定非営利活動法人等に対し、その勧告に係る措置を採るべきことを命ずることができるとされている。加えて、所轄庁は、認定特定非営利活動法人等が正当な理由がなく、同項の規定による命令に従わないときは、同法第六十七条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定により、同法第四十四条第一項の認定又は同法第五十八条第一項の仮認定を取り消さなければならないこととされており、また、所轄庁は、認定特定非営利活動法人等が法令等に違反したときは、同法第六十七条第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定により、同法第四十四条第一項の認定又は同法第五十八条第一項の仮認定を取り消すことができるとされている。右に述べた各措置のほか、行政機関は、その任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政

目的を実現するため特定の者に一定の作為又は
不作為を求める指導、勧告、助言等を行うこと
がある。

五の1について

お尋ねの「同スクールにおける人権侵害の事
実」が何を指すのか必ずしも明らかではない
が、御指摘の「本年九月二十八日の放送」にお
いて「映像が放送されている」とされている「同ス
クールで嫌がる幼児を海に投げ込んだり、叩い
たりしている」とについては、「地元の方自治
体」に確認していない。

また、お尋ねの「非科学的根拠を基に死者を
複数出し、体罰を行うなど人権侵害に改善が見
られない民間団体」の具体的に意味するところ
が必ずしも明らかではないが、人権侵害を行っ
ている民間団体に対する「政府の見解と対策に
ついては、個々の事案により異なるものである
ことから、一概にお答えすることは困難であ
る。

五の3について

お尋ねについては、仮定の御質問であり、お
答えすることは差し控えたい。

五の4について

御指摘の「そのような違法行為について相談
したり救済を求めたりすることのできる政府統
一の相談窓口や救済機関」の意味するところが
必ずしも明らかではないが、例えば、法務省の
人権擁護機関は体罰等の子供をめぐる様々な人
権問題について、都道府県等の児童相談所は児
童虐待をはじめとする児童とその家庭の様々な
問題について、学校及びその設置者は学校にお
ける体罰について、それぞれ相談に応じしてい
る。

また、お尋ねの「違法行為を犯した団体の職
員に対して再発防止教育やケアをするシステ
ム」については、その意味するところが必ずし
も明らかではないため、お答えすることは困難

である。

六の1について

御指摘の報道については承知しているが、お
尋ねの「事実関係」については、都道府県等の児
童相談所の個別の事案への対応状況に関するこ
とであり、お答えすることは差し控えたい。

お尋ねの「教育委員会等」の意味するところが
必ずしも明らかではないが、先の答弁書（平成
二十八年八月十五日内閣参画一九一第九号。以
下「先の答弁書」という。）九の2については、
教育委員会の職員が不登校の児童生徒を受け入
れている民間の団体等を訪れその実態を知ること
と等の取組を通じて、こうした民間の団体等の
質の向上が図られるものと期待している旨にお
答えしており、お尋ねの教育委員会の職員が訪問
する対象は、御指摘の「教育や福祉にかかわる
すべての種類の団体」ではなく、こうした民間
の団体等であると考えている。

お尋ねの「子どもの自発的意思の尊重」を第
一に重視して「具体的に意味するところが明
らかではないが、文部科学省としては、現時点
において、こうした民間の団体等による不登校
児童生徒への支援については、各団体等の自主
性及び主体性の下、多様な形で行われることが
望ましいと考えていることから、学校等による
お尋ねの「民間施設を評価する制度の設計」に取
り組むことは考えていない。

六の2について

平成二十八年七月に文部科学省の「フリース
クール等に関する検討会議」が取りまとめた「不
登校児童生徒による学校以外の場での学習等に
対する支援について」長期に不登校となってい
る児童生徒への支援の充実（審議経過報告）
において、民間団体等による自主的な取組とし
て、相互の評価を実施すること等が示され、今
後、同会議において最終的な提言がなされると
承知しており、文部科学省としては、同提言を

踏まえ、こうした評価を実施する際の留意事項
等について検討する予定であることから、お尋
ねの「協働が「子どもの最善の利益」となるよ
う、民間団体等による相互評価にかかるバイア
スを排除し、公平な評価が行われるようにする
ための政府の方策」について、現時点におい
て、お答えすることはできない。

七の1について

文部科学省としては、学校の教員等における
学校教育法第十一条の規定の理解が不十分であ
ることが、御指摘の体罰が今なお発生している
原因の一つであると考えていることから、学校
における体罰の状況について実態把握を行うと
ともに、体罰禁止通知において各都道府県教育
委員会等に対し懲戒と体罰の区別を具体の事例
を示して明確にした上で体罰を禁止するよう通
知する等の対策を講ずるなどしており、学校の
教員等に対して同条の趣旨の周知徹底を図って
いるところである。

七の2について

お尋ねの「教育委員会や文部科学省に属さな
い独立した第三者機関」の意味するところが
必ずしも明らかではないが、教育委員会や文部
科学省に属さない機関の一例を申し上げれば、
法務省の人権擁護機関において、体罰等の子供
をめぐる様々な人権問題について相談に応じて
おり、人権侵犯の疑いのある事案を認知した場
合には、人権侵犯事件として調査し、その結果
に基づき、事案に応じた適切な措置等を講じて
いる。こうした相談については、法務局・地方
法務局及びその支局等において面談により応じ
ているほか、子供の人権問題専用のフリーダイ
ヤルである「子どもの人権110番」、パソコン
や携帯電話からインターネットを通じて利用で
きる「子どもの人権 SOS eメール」及び便箋
と料金受取人私の封筒が一体となっている「子
どもの人権 SOS ミニレター」によっても応じ

ており、相談内容については秘密を厳守するこ
ととしている。

また、御指摘の「子どもの権利条約に基づく
子どもの権利等」の具体的に意味するところが
必ずしも明らかではないため、これに関するお
尋ねについてお答えすることは困難であるが、
右に述べた相談の利用方法や相談内容の秘密が
守られること等を学校において周知することは
重要であると考えている。例えば、法務省及び
文部科学省から各都道府県教育委員会等に対し
て文書により「子どもの人権 SOS ミニレター」
の学校での配布についての協力を依頼して、こ
れを全国の小学生及び中学生に配布しているこ
ところである。「子どもの人権 SOS ミニレター」
においては、相談内容について秘密を厳守する
旨を記載し、さらに、「子どもの人権 110 番」
及び「子どもの人権 SOS eメール」について
も紹介しており、「子どもの人権 SOS ミニレ
ター」が学校で配布されることによって、相談
の利用方法や相談内容の秘密が厳守されること
が学校において周知されているものと考えてい
る。

七の3について

先の答弁書十についてでお答えしたとおり、
政府としては現時点で御指摘の「オンブズパー
ソン」を設置する予定はない。また、御指摘の
「子どもの権利条約に基づく第三者機関」及び
「包括的機能を備えた人権救済機関」の意味する
ところが必ずしも明らかではないが、法務省
は、人権擁護施策推進法（平成八年法律第二百
十号）第三条の規定に基づき設置された人権擁
護推進審議会が平成十三年五月二十五日に取り
まとめられた「人権救済制度の在り方について
（答申）」、これまでになされてきた議論の状況
等を踏まえ、人権救済制度の在り方について、
引き続き適切に検討しているところである。

いては、七の1について述べた対策を講じたことにより、体罰の発件数は近年減少傾向にあるところ、文部科学省としては、引き続き、これらの対策を長期にわたり、適切かつ確実に実施することにより、体罰の発件数を減少させることができると考えていることから、現時点において、お尋ねの「施策の年次ごとの工程表」の作成や「実現できなかったときの対策」の検討を行う必要はないものと考えており、それらをお示しすることは差し控えたい。

また、財務省としても、体罰防止は学校現場における重要な課題の一つと認識しており、どのような対応が効果的であるか、これまでなされてきた議論の状況も踏まえつつ、文部科学省と連携しながら検討しているところである。

学校での体罰の防止のためには、各学校及びその設置者において教員等による懲戒と体罰の区別に関する正しい理解の徹底、体罰が行われた場合の体罰を行った教員等への指導、児童生徒等が体罰の訴えや教員等との関係の悩みを相談できる体制の整備等の取組がなされることが必要であると考えており、文部科学省としては、今後とも、こうした取組が適切に行われるよう、各都道府県教育委員会等に対し指導していくこととしている。

七の4について

御指摘の「試算」は、財政制度等審議会財政制度分科会(平成二十八年十一月四日)において、財務省から説明資料として提出した「子供の数・クラス数の減少に伴う教職員定数の変化」(以下「本資料」という。)における今後十年間の教職員定数の試算を指しているものと考えられる。

本資料は「平成二十九年予算の編成等に関する建議(平成二十八年十一月十七日財政制度等審議会建議)に向けた議論に資するためにお示ししたものであり、当該試算は、文部科学省における平成二十九年予算の概算要求時の見

積りに示された平成二十八年度から平成三十八年度までの公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第十六号。以下「義務標準法」という。)第七条第一項、第十一条第一項等の規定により算定した教職員定数並びに公立の小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)、中学校(義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。))及び特別支援学校ごとに、平成二十八年度における義務標準法第三条に規定されている学級編制の標準に基づき学級編制した場合の学級の一学級当たりの義務標準法第十五条等の規定により加算した教職員定数(以下「加配定数」という。)の割合を平成二十八年度から平成三十八年度まで同一に維持するよう計算した加配定数を基に計算した結果である。

教職員定数の在り方については、「経済・財政再生アクション・プログラム」(平成二十七年十二月二十五日閣議報告)において、「少子化の進展及び小規模化した学校の規模適正化の動向、学校の課題に関する客観的データ等の学校・教育環境に関するデータ収集及び教育政策に関する実証研究の進展、地方自治体の政策ニーズ等を踏まえた予算の裏付けのある教職員定数の中期見通し」を策定することとしており、当該中期見通し等を踏まえて検討してまいりたい。

平成二十八年熊本地震からの復旧・復興のための特別の支援措置等に関する質問主意書右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十八年十一月二十九日

参議院議長 伊達 忠一殿 藤末 健三

平成二十八年熊本地震からの復旧・復興のための特別の支援措置等に関する質問主意書

平成二十八年四月十四日夜及び同月十六日未明と、立て続けに二度にわたって最大震度七を観測した平成二十八年熊本地震により、熊本県の広い範囲において多数の家屋倒壊や大規模な土砂崩れなどの極めて甚大な被害が発生した。

東日本大震災において、宮城県では、平成二十三年度だけで例年の年間予算を上回る約二兆円の震災対応予算が編成されたことを踏まえると、熊本県及び県内の市町村においても今後の復旧・復興事業には莫大な経費が必要となることが予想される。しかし、熊本県では、震災への対応に伴い、災害対応のための災害救助基金及び災害基金、財政調整用の各種基金(財政調整基金、県債管理基金、県有施設整備基金)のいずれも枯渇しているのが現状である。

政府においても、平成二十八年熊本地震の発災直後から、迅速な被災者の救助活動、避難者への生活支援、早期の激甚災害指定や補正予算編成など、様々な施策を講じていることは承知している。しかし、現行の国庫補助制度や地方財政制度の下では予算編成が困難となり、迅速な震災復旧・復興に支障が生じる恐れもある。また、熊本県内の市町村は財政基盤が脆弱であることを考えると財政危機の懸念もある。復旧・復興を成し遂げるためには、被災自治体が財政面で安心感をもつて復旧・復興にしっかりと取り組んでいくことが出来るよう、国が支援を長期的に行うことが重要である。

そのため、新たな国庫補助制度の創設、国庫補助率の嵩上げ、地方負担分(国庫補助事業等に係る地方負担分、災害復旧等における地方債発行相当分、国庫補助事業等では対応できない地方単独

事業分の全額を特別交付税で賄うための別枠措置など、東日本大震災への対応を踏まえた、特別の立法措置も含めた財政面における更なる支援が必要不可欠であると考え、政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成二十八年十二月九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 伊達 忠一殿 参議院議員藤末健三君提出平成二十八年熊本地震からの復旧・復興のための特別の支援措置等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤末健三君提出平成二十八年熊本地震からの復旧・復興のための特別の支援措置等に関する質問に対する答弁書

政府としては、被災地方公共団体が安心して復旧・復興を進めることができるよう、できる限りの支援を講じ、全面的にバックアップしていくこととしており、財政面での支援として、平成二十八年熊本地震による災害を激甚災害として指定し、補助率のかき上げ等により被災地方公共団体の財政負担を軽減することに加え、残る負担についても手厚い地方財政措置を行っており、また、平成二十八年度第一次補正予算及び第二次補正予算において被災地の復旧・復興に要する経費について所要額を計上する等の措置を講じてきたところである。

今後とも、政府一丸となつて、被災地の方々の気持ちに寄り添いながら、被災地の復旧・復興に全力で取り組んでまいりたい。

トランス脂肪酸の規制等に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十八年十二月一日

参議院議長 伊達 忠一殿
伊藤 孝恵

トランス脂肪酸の規制等に関する質問主意書

農林水産省のホームページにあるように、植物油等に水素を付加して部分水素添加油脂を製造する工程で副生する工業トランス脂肪酸は、血中の総コレステロール値／高密度リポ蛋白コレステロール値の比を上げ、血管疾患を増やすとの根拠で、WHOはトランス脂肪酸の平均摂取量を一日当たりの総エネルギー摂取量の1%未満にするよう勧告している。また、米国食品医薬品局(FDA)は、二〇一八年から部分水素添加油脂を一般に安全と認められるものを示すGRASの対象から除外し、食品への使用を規制することとした。

一方、反芻動物の胃の中でもトランス脂肪酸は生成される。これに伴い反芻動物の肉や乳とその加工食品などにもトランス脂肪酸は含まれるが、これらは米国でも規制の対象とはなっていない。さらに、反芻動物のトランス脂肪酸は糖尿病に防御的に働くなどの有益性もカナダ・マックマスタ大学より報告されている。そもそも、工業トランス脂肪酸と反芻動物のトランス脂肪酸は、不飽和結合の位置等に若干の違いはあるが本質的な違いはないと日本食品分析センターの発表にもある。

こうした中、日本食品油脂安全性協議会では、部分水素添加油脂の有害性は工業トランス脂肪酸ではなく、部分水素添加の工程で副生したジヒドロ型ピタミンK1がピタミンK2に変換されず正常なピタミンK作用を阻害していることにあるとし、脳卒中易発症性ラットを用いた試験では、水素を添加した大豆油は、水素を含まない大豆油に

比べてラットの寿命を著しく短縮させたと報告している。併せて、日本人の摂取量は安全量を超えている可能性を指摘している。

子どもたちが多く口にする、パン、ケーキ、ドーナツ、フライドポテト、マーガリンなどに含まれるトランス脂肪酸については、新しい科学的知見に基づいた調査を充分かつ精緻に行い、対策を講じる必要があると考え、以下質問する。

一 食品に含まれるトランス脂肪酸の食品健康影響評価については、平成十五年から十九年の国民健康・栄養調査結果等に基づいているが、食生活は年々変化しており、当時の同調査も古くて稚拙なため新しい科学的知見に基づく内容の調査に基づいて、新たに食品健康影響評価を実施する必要があると考えるが、政府の見解如何。

二 部分水素添加油脂をGRASの対象から除外し、食品への使用を規制することとしている米国に倣って、日本も部分水素添加油脂を食品添加物に指定し、使用基準を設けるなどの規制をすべきだと考えるが、政府の見解如何。

三 食品にはトランス脂肪酸含有量が度を超えて高いものもある。前記二で指摘した規制ができないのであれば、トランス脂肪酸を一定量以上含む食品にその含有量を表示させる等の情報開示を食品事業者に求めない消費者が自らトランス脂肪酸の摂取量を制限することができないが、政府の見解如何。

平成二十八年十二月九日

内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 伊達 忠一殿
参議院議員伊藤孝恵君提出トランス脂肪酸の規制等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員伊藤孝恵君提出トランス脂肪酸の規制等に関する質問に対する答弁書

一 御指摘の「古くて稚拙」の意味するところが必ずしも明らかでないが、食品によるトランス脂肪酸の摂取については、平成二十四年三月に食品安全委員会が取りまとめた食品健康影響評価において、「日本人の大多数がWHOの勧告(目標)基準であるエネルギー比1%未満であり、また、健康への影響を評価できるレベルを下回っていることから、通常の食生活では健康への影響は小さいと考えられる」と評価されている。

政府としては、厚生労働省が行っている国民健康・栄養調査及び農林水産省が行っている有害化学物質含有実態調査の結果、今後の新たな科学的知見等を踏まえて、トランス脂肪酸に係る新たな食品健康影響評価の実施の必要性について検討してまいりたい。

二 御指摘の「部分水素添加油脂については、トランス脂肪酸が多く含まれていることから、米国において御指摘の「GRAS」の対象から除外されるものと承知している。「部分水素添加油脂」は、マーガリン等の主たる原料に使用されるなど、食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)上、一般的には、食品(同法第四条第一項に規定する食品をいう。以下同じ。)として取り扱われるため添加物(同条第二項に規定する添加物をいう。以下同じ。)には該当しないことから、添加物としてその製造販売や使用等について規制を行うことはできないものと考えている。

また、一について述べたとおり、日本人の通常の食生活ではトランス脂肪酸による健康への影響は小さいと考えられることから、トランス脂肪酸が多く含まれていることをもって食品たる「部分水素添加油脂」の製造販売等について、同法上、新たな規制を行うことは、現在のところ考えていない。今後、トランス脂肪酸に係る新たな食品健康影響評価の結果が取りまとめられた場合には、当該結果を踏まえて、当該規制の必要性について検討してまいりたい。

三 御指摘の「情報開示」の意味するところが必ずしも明らかでないが、食品表示法(平成二十五年法律第七十号)第四条第一項の規定により定められた食品表示基準(平成二十七年内閣府令第十号)においては、消費者の摂取状況等を踏まえた消費者への表示の必要性があること、事業者にとつて表示が実行可能であること及び国際基準と整合していることの三点を全て満たす栄養成分の量及び熱量の表示を、内閣総理大臣が同法第四条第二項(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定に基づき消費者委員会の意見を聴いた上で、同基準第三条第一項に規定する食品関連事業者が容器包装に入れた加工食品(業務用加工食品を除く。)を販売する際(設備を設けて飲食させる場合を除く。)に表示されなければならない事項(以下「義務表示事項」という。)として定めている。トランス脂肪酸の量の表示については、現時点において当該三点いずれも満たしているとは言えないことから、義務表示事項とはしないこととしている。

なお、消費者庁は平成二十三年に、トランス脂肪酸に関して食品事業者が情報開示を行う際の指針を定め、「トランス脂肪酸の情報開示に関する指針」として公表し、自主的に開示する取組を進めるよう要請している。

シベリア抑留問題の現状に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十八年十二月一日

参議院議長 伊達 忠一殿
那谷屋正義

書
シベリア抑留問題の現状に関する質問主意書

本年十二月十五日、ロシアのプーチン大統領が来日し、日露首脳会談が予定されている。今から六十一年前の一九五六年十月十九日に調印された日ソ共同宣言で、全シベリア抑留者の帰還が約束され、同年十二月二十六日、ソ連からの最後の引揚船が舞鶴に入港して、十一年間にわたる「シベリア抑留」は終了した。日ソ共同宣言は、政府間の請求権相互放棄を明記し、抑留者への未払い賃金問題は、二〇一〇年に制定された戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法(以下「特措法」という。)により日本政府が特別給付金を支給する形で一定の負担をし、一応の解決をみた。特措法には、政府が強制抑留の実態調査等を総合的に行うため、実態調査等の基本的方向や、死亡した抑留者の調査、遺骨・遺留品の収集と送還、労苦継承事業、死亡した抑留者の追悼事業などの実施の基本的事項などを定めた基本方針を策定することが規定されている。

しかしながら、特措法制定から六年が経過し、生存する抑留体験者の平均年齢が九十三歳に達する中、約六十万人の日本人が戦後に騙されてソ連、モンゴル等に移送され、飢えと寒さと強制労働のために抑留者の約一割に当たる六万人以上が異国で死没した重大な人権侵害が、日露両国政府で真摯に受け止められ、実態調査等が行われているのか、不安・疑問視する声が少なくない。本年十月にはシベリアの遺骨収集の現場で、DNA鑑定用に確保されていた検体を誤って焼却してしまふ不祥事も発生した。

以下、シベリア抑留問題の現状に関する政府の認識について質問する。

一 本年十二月十五日に予定されている日露首脳会談において、シベリア抑留の実態解明の推進について取り上げ、話し合う予定はあるか明らかにされたい。また、抑留体験者は、ロシアとの平和条約締結交渉の中においてもシベリア抑留問題について真摯な協議が行われることを強く要望しているが、同交渉にそのような態度で臨む方針であるのか、政府の認識を示されたい。

二 安倍総理は、プーチン大統領と頻繁に首脳会談を重ねてきたが、これまでの日露首脳会談で、安倍総理がシベリア抑留の実態解明の推進について言及したことはあるか明らかにされたい。言及したことがあれば、その内容とそれに対するプーチン大統領の発言を明らかにされたい。

三 特措法のロシア語の訳文はあるか示されたい。また、これまで、特措法についてロシア政府に説明したことはあるか明らかにするとともに、ロシア政府は特措法の趣旨を理解しているか、政府の認識を示されたい。

四 近年の調査や研究を踏まえ、政府が把握している抑留者の数は何人か、そのうち女性や外国籍・植民地出身者の方は何人か、それぞれ示されたい。また、抑留者の人数を各都道府県別に示されたい。

五 樺太、千島列島、北朝鮮、中国東北部(旧満州)においてソ連軍の統制下で抑留された方の人数は、それぞれ何人か示されたい。
六 一九四五年から一九五六年まで日本人が抑留された収容所は全部で何か所あったと推定しているか示されたい。それらの中で、存在の事実を日本政府が把握している収容所は何か所か示されたい。また、日本政府職員・関係者らが訪問できた収容所跡・埋葬地は何か所か示されたい。

七 抑留中に亡くなった方の遺族に対して、どの程度正確に死亡の事実が伝達されているか、政府の認識を示されたい。抑留犠牲者について出された死亡告知書は全部で何人分か、それらの死亡告知書の発信者は誰か、それぞれ示されたい。

八 特措法に基づく実態調査等を行っている政府内の部局と責任者を明らかにされたい。また、同実態調査等にこれまで政府が支出した額を示されたい。

九 強制抑留の実態解明作業に関するロシア政府の窓口はどこが担当しているか示されたい。ロシア政府の同作業に係る費用はすべて日本政府が負担してきたのか、それともロシア政府が負担した費用はあるのか、明らかにされたい。

十 強制抑留の実態解明のために、ロシア政府とはこれまで公式、非公式を問わず、何回協議を行ったか明らかにされたい。また、次回協議を行う予定と、その際に取り上げる予定の課題を示されたい。

十一 死亡した抑留者の主な死因を列挙し、それぞれの割合を示されたい。

十二 死亡した抑留者の中で、戦犯またはソ連国内法違反者として処刑された方は何人いたか示されたい。また、処刑された抑留者の起訴状や裁判記録を日本政府は保有しているか、それらの記録は現在どこで保管されているか、それぞれ明らかにされたい。

十三 戦犯またはソ連国内法違反者として処刑された抑留者について、日本政府はソ連以外の連合国がそれぞれの国で行った軍事裁判及び極東国際軍事裁判で有罪判決を受けた方と同等に扱ってきたか、相違点があれば説明されたい。
十四 一九九〇年代に戦犯またはソ連国内法違反者として処刑された抑留者に対する名誉回復が行われたが、同名誉回復に係るソ連・ロシアの

法令および同法令に基づく措置について、日本政府は、ソ連・ロシア政府からどのように知らされ、その内容を同抑留者の遺族らに正確に伝達してきたか、明らかにされたい。

十五 戦犯およびソ連国内法違反者のほとんどが冤罪であり、処刑は不当なものであったが、日本政府はそれらに関する調査や補償を行うよう、ソ連・ロシア政府に要求したことはあるか、明らかにされたい。

十六 強制抑留における労働・使役は、炭鉱採掘、森林伐採、鉄道敷設、工場勤務、建物建築などであったことがよく知られているが、労働・使役に占める割合がそれぞれ何割程度と推定されるか示されたい。

十七 毎年十二月二十六日をソ連からの帰還終了の記念日として、政府主催の式典等を行う予定はあるか、明らかにされたい。
右質問する。

平成二十八年十二月九日

内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 伊達 忠一殿

参議院議員那谷屋正義提出シベリア抑留問題の現状に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員那谷屋正義提出シベリア抑留問題の現状に関する質問に対する答弁書
一について

お尋ねの会談の詳細については、現在調整中であり、その内容について予断をもつてお答えすることは差し控えたい。政府としては、ロシア連邦との間で北方四島の帰属の問題を解決して平和条約を締結するという基本方針の下、引き続き同国との間で交渉する考えである。
二について
第一次安倍政権及び第二次安倍政権発足以降

に行われた日露首脳会談においては、いわゆるシベリア抑留問題は取り上げられておらず、日露両首脳からこの問題についての言及は行われていない。

三について

お尋ねの「訳文」の有無については、政府として把握していない。また、お尋ねの「趣旨」及び「理解」の意味するところが必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、政府としては、戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法(平成二十二年法律第四十五号。以下「特措法」という。)が施行された後、ロシア連邦政府に対し、特措法が成立したこと等を説明している。

四及び五について

政府として、旧ソヴィエト社会主義共和国連邦(以下「旧ソ連邦」という。)及びモンゴル人民共和国の地域に抑留された日本人(以下「抑留者」という。)は、約五十七万五千人であると推計している。なお、お尋ねの「外国籍(植民地出身者)の方」の数についてはその意味するところが必ずしも明らかではないこと、また、女性である抑留者の数、各都道府県ごとの抑留者の数及び御指摘の「樺太、千島列島、北朝鮮、中国東北部(旧満州)」において旧ソ連邦の軍隊の統制下で抑留された方の人数については把握していないことから、お答えすることは困難である。

六について

お尋ねの「一九四五年から一九五六年まで日本人が抑留された収容所」の意味するところが必ずしも明らかではないが、平成三年に旧ソ連邦から提供された「ソ連邦抑留死亡者名簿」等には、旧ソ連邦抑留者に係る約四百五十の収容所等の名称が記載されているほか、一部の収容所等の所在地を了知し得る情報が記載されている。

また、お尋ねの「訪問」の意味するところが必ずしも明らかではないが、平成三年四月から平成二十八年十月末までの間に旧ソ連邦の地域における政府主催の墓参又は慰霊巡拝の対象となつた収容所及び埋葬地は、延べ八百九十九か所である。

お尋ねの「どの程度正確に死亡の事実が伝達されているか」及び「抑留犠牲者について出された死亡告知書」の意味するところが必ずしも明らかではないためお答えすることは困難であるが、厚生労働省においては、抑留者のうち強制抑留下において死亡した者(以下「抑留中死亡者」という。)について、ロシア連邦政府等から資料の提供を受け、当該資料と同省が保管する人事関係資料等との照合等により、抑留中死亡者の身元の特定を行い、抑留中死亡者の遺族が判明した際にはその遺族に対して同国政府から得られた情報をお知らせしてきている。

七について

お尋ねの「責任者の意味するところが必ずしも明らかではないが、特措法第十三条第一項の規定に基づき定められた、「強制抑留の実態調査等に関する基本的な方針」(平成二十三年八月五日閣議決定)において、同項に規定する強制抑留の実態調査等に係る関係省庁の取組を整理し、実施状況を適切に公表することを定めている。当該取組の実施状況については、厚生労働省社会・援護局が毎年度取りまとめ公表している。

また、お尋ねの「同実態調査等にこれまで政府が支出した額の意味するところが必ずしも明らかではないが、同省は、平成二十三年度から平成二十八年度までの累計で、当該実態調査等に十八億七千三百二十二万八千円の予算を計上している。

お尋ねの「強制抑留の実態説明作業に関する九について

ロシア政府の窓口については、ロシア連邦政府では、外務省が窓口となつて、内務省、国防省、ロシア国立軍事古文書館等の関係省庁・機関がいわゆるシベリア抑留問題に取り組んでいると承知している。

なお、お尋ねの「ロシア政府の同作業に係る費用」については、その意味するところが必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難である。

十について

お尋ねの「公式、非公式を問わず」の意味するところが必ずしも明らかではないが、政府は、ロシア連邦政府との間で、捕虜収容所に収容されていた者に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定(平成三年外務省告示第三百十一号。以下「協定」という。)に基づき、いわゆるシベリア抑留問題に関する日露協議(以下「日露協議」という。)をこれまで四回にわたり実施したところである。また、いわゆるシベリア抑留問題については在ロシア日本国大使館を通じてなどして、恒常的に日露間でやり取りを行つてきていることから、その回数をお答えすることは困難である。

次回の日露協議の日程等については、現時点では決まっていないが、政府としては、今後とも、協定に基づく取組を更に効果的に実施すべく、様々な機会を捉えて同国政府との間で協議を行つていく考えである。

十一について

お尋ねの「主な死因」の意味するところが必ずしも明らかではないが、厚生労働省においては、抑留中死亡者の死因として、例えば、栄養失調、発しんチフス、肺結核等があると承知している。

なお、お尋ねの「それぞれの割合」については、把握しておらず、お答えすることは困難である。

十二について

お尋ねの「戦犯またはソ連国内法違反者として処刑された方」の数については、その意味するところが必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難である。

また、お尋ねの「処刑された抑留者の起訴状や裁判記録」については、その意味するところが必ずしも明らかではないが、ロシア連邦政府から提供された抑留中死亡者に関する資料の中には判決日や判決内容等の裁判に関する情報が記載されているものもあり、厚生労働省が保管している。

十三について

お尋ねの「戦犯またはソ連国内法違反者として処刑された抑留者について、日本政府はソ連以外の連合国がそれぞれの国で行つた軍事裁判及び極東国際軍事裁判で有罪判決を受けた方と同等に扱ってきたか」及び「相違点」の意味するところが必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難である。

十四について

政府として、千九百九十一年にロシア連邦において「政治的弾圧の犠牲者の名誉回復に関する法律」が制定されたことは承知しているが、お尋ねについては、調査した限りでは、政府内に事実関係を把握することができ資料が確認できないことから、お答えすることは困難である。

十五について

お尋ねの「それらに関する調査や補償」の意味するところが必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難であるが、いわゆるシベリア抑留に關し、日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との共同宣言(昭和三十一年条約第二十号)第六項は、「日本国及びソヴィエト社会主義共和国連邦は、千九百四十五年八月九日以来の戦争の結果として生じたそれぞれの国、その

団体及び国民のそれぞれ他方の国、その団体及び国民に対するすべての請求権を、相互に、放棄する」と規定しているところ、これについて、国に法的な補償の責任はないというのが従来からの政府の見解であり、また、平成九年三月十三日の最高裁判所第一小法廷の判決等も同様の判断を示していると承知している。

十六について
お尋ねの「強制抑留における労働・使役は、炭鉱採掘、森林伐採、鉄道敷設、工場勤務、建物建築などであったことがよく知られているが、労働・使役に占める割合がそれぞれ何割程度と推定されるか」については、具体的に把握していないため、お答えすることは困難である。

十七について
政府としては、抑留中に亡くなられた方々を含む今次の大戦における全戦没者に対し、国を挙げて追悼の誠をささげるため、毎年八月十五日に政府主催により全国戦没者追悼式を実施しており、お尋ねの式典等を行う予定はない。

災害発生時における保健師の役割に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。
平成二十八年十二月五日

参議院議長 伊達 忠一殿
石井 苗子

災害発生時における保健師の役割に関する質問主意書

各地方公共団体に所属する保健師(以下「自治体保健師」という。)は、平時においても保健指導等を通じて地域住民の健康を守る大きな職責を有しているが、ひとたび災害が発生した際には最優先で避難所に駆けつけて被災者の生活環境の整備を

行い、被災者が仮設住宅に移転してからもその心の安寧を保てるようにするなど、長期にわたり被災者の身体及び精神の健康状態を管理するといふきわめて重要な役割を果たす。このことは、東日本大震災や熊本地震など、近年発生した大規模災害の経験を通じて被災地においては認識されつつあるものの、一般的には未だ知られていない。

自治体保健師が災害発生時に避難所等においてその役割を発揮できる体制を構築するためには、災害という非常事態に直面した際に速やかに地域住民の生活・衛生環境を整えることができる訓練を受けた自治体保健師の人材育成が必要である。加えて、平時から自治体保健師の役割に対する国民の理解を得て、その認知度を上げることが必要であると感じている。

その意味で、近年になって、全国保健師長会等による「大規模災害における保健師の活動マニュアル」が東日本大震災を踏まえて改訂されたり、厚生労働省が開催している保健師中央会議において実際に災害対応に当たった保健師による事例発表がしばしば行われたりするなど、災害発生時における自治体保健師による健康危機管理体制の在り方とそれぞれの経験を基にした情報の共有が進められていることは望ましいものと考ええる。さらに、平成二十八年度から、厚生労働省が保健師、公衆衛生医師等により構成される災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の養成を開始したことは、災害対応に特化した保健師の役割を明確にし、災害発生時における保健師の活動を体系化する新たな試みとして大いに期待できると考える。

そこで、前述のような自治体保健師の体制強化の取組を加速させ、よりよい制度を構築する観点から、以下質問する。

一 現状の災害時健康危機管理支援チーム養成研修は、必ずしも多数の保健師等は受講できない。今後、より多くの自治体保健師に災害発生時の緊急対応とその役割を習得してもらうため

に、研修の質と受講者の量の確保が課題になると思われるが、この点についての政府の方針は何かか。

二 災害対応に関する研修や訓練に参加して必要な知識及び技術を習得した自治体保健師が増加すれば、当該地方公共団体において災害が発生した場合の活動はもろんのこと、当該地方公共団体の周辺地域で災害が発生した場合の応援の際にも有効な活動が期待できる。一方で、自治体保健師がこうした研修等に参加するためには、本務から一定期間離れざるを得ないことから、各地方公共団体の首長や所属長を始めとする周囲の理解が欠かせない。災害発生時における自治体保健師の役割についての理解を広げ、自治体保健師がこうした研修等に積極的に参加できるように環境を整えるために、政府として取り組んでいる内容を示されたい。

三 将来的には、保健師として就業した後の研修等だけでなく、大学や養成所等の保健師養成課程の中に、災害発生時における保健活動を学ぶ機会を設けることも検討すべきであると考え、この点についての政府の認識は何かか。

右質問する。
平成二十八年十二月十三日
内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 伊達 忠一殿
参議院議員石井苗子君提出災害発生時における保健師の役割に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

した地域保健対策の推進に関する基本的な指針(平成六年厚生省告示第三百七十四号。以下「基本指針」という。)において、都道府県及び市町村(特別区を含む。以下「都道府県等」という。)が行う地域保健対策において都道府県等が取り組むべき方向の一つとして、大規模災害への備えを含む地域における健康危機管理体制の確保を示しているところである。御指摘の災害時健康危機管理支援チーム養成研修は、自然災害に伴う重大な健康危機が発生した場合に対応するためには被災した都道府県、保健所設置市及び特別区に設置される健康危機管理組織による指揮調整機能を支援する体制を充実強化する必要があることから、御指摘の災害時健康危機管理支援チームの構成員を養成するため、平成二十八年度から開始したものである。今後は、災害対応に關係する厚生労働科学研究の結果やこれまでの災害対応の経験等を踏まえて、当該研修の内容を随時見直ししていくことで、当該研修の質の改善や受講者数の確保に努めてまいりたい。

二について
お尋ねの「災害発生時における自治体保健師の役割についての理解」を広げるための取組については、厚生労働省としては、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十五条の四第一項の規定に基づく技術的助言である「地域における保健師の保健活動について」(平成二十五年四月十九日付健発〇四一九第一号厚生労働省健康局長通知。以下「保健活動通知」という。)において、都道府県等に対して、保健師の保健活動において災害時支援、健康危機管理等を実施できるような体制を整備することを求めているところである。また、御指摘の「自治体保健師がこうした研修等に積極的に参加できるような環境を整えるため」の取組については、基本指針において都道府県等が健康危機に

参議院議員石井苗子君提出災害発生時における保健師の役割に関する質問に対する答弁書
一について
政府としては、地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第四条第一項の規定に基づき策定

に対する迅速かつ適切な危機管理を行うことができる人材の育成を行う必要があることを示すと、保健活動通知において研修を含む保健師の現任教育の体系的な実施等を都道府県等に求めること、国や都道府県等が実施する研修に参加する際の経費等を補助すること等に取り組んでいるところである。

三について

保健師が御指摘の「災害発生時における保健活動」(以下「災害時保健活動」という。)について学ぶことは重要であると認識している。政府としては、こうした認識の下、御指摘の「大学や養成所等の保健師養成課程」における教育の内容の見直しを行い、平成二十三年から、健康危機管理を含む「公衆衛生看護学」を保健師助産師看護師学校養成所指定規則(昭和二十六年文部省・厚生省令第一号)第二条に規定する保健師学校養成所の教育の内容の一つに定めているところである。

大学における災害時保健活動に係る具体的な教育の内容については、平成二十三年三月十一日に文部科学省の「大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会」が取りまとめた最終報告の中で、学士課程終了時までに身に付けるべき看護実践能力として「地域ケアの構築と看護機能の充実を図る能力」が挙げられており、そのための教育の内容として「災害看護活動」及び「被災者に対する安全な環境」が例示されている。同省から保健師等を養成する各大学に対しては、この最終報告の内容を踏まえ、看護学教育の改善充実に努めるよう求めている。

また、保健師養成所(保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三十三号)第十九条第二号に規定する保健師養成所をいう。以下同じ。)については、厚生労働省が、地方自治法第二百四十五条の四第一項の規定に基づく技術的助言である「看護師等養成所の運営に関する指導ガイ

ドラインについて(平成二十七年三月三十一日付け医政発〇三三二第一号厚生労働省医政局長通知。以下「ガイドライン通知」という。)の別紙「看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)において、保健師養成所の卒業時の到達目標として「広域的な健康危機(災害・感染症等)管理体制を整える」、「健康危機(感染症・虐待・DV・自殺・災害等)に迅速に対応する」等を定めるとともに、ガイドライン通知において、保健師養成所に対するガイドラインを踏まえた指導及びガイドラインの周知を各都道府県知事に対して求めているところであり、災害時保健活動に係る教育が行われているものと認識している。

航空関連産業に係る政府予算と税制に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十八年十二月五日

石上 俊雄

参議院議長 伊達 忠一殿

航空関連産業に係る政府予算と税制に関する質問主意書

我が国の航空関連産業は、人口減少や他の交通モードとの競争関係など様々な外部環境の変化や世界経済を含めた景気動向に大きな影響を受けやすい産業の一つである。特に、首都圏空港の発着容量拡大に伴うLCC(ローコストキャリア)・格安航空会社(以下「LCC」という)の参入加速等により国際競争が一層激化しており、産業基盤の強化が急務となっている。

また、二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピックの開催が決定し、訪日外国人旅行者数の増

加に向けた各種政策が加速的に実施される中、航空関連産業が担う役割は拡大の一途であり、その発展・成長を確実にする施策の必要性がますます高まっている。

そこで航空関連産業に係る政府予算と税制について、五つの観点(①航空機燃料税の軽減措置等、②航空保安体制の強化と適切な予算措置の実施等、③航空ネットワークの更なる充実に向けた環境整備等、④航空券連帯税の導入に関する問題性、⑤地球温暖化対策における公共交通機関への配慮と公平性の確保等)から、以下のとおり質問する。

一 航空機燃料税の軽減措置等について

1 航空機燃料税について

(1) 航空機燃料税は、空港の緊急な整備・拡充のために四十一年以上前に設けられた税であり、空港が概成した現在、その役割は終了しており、また、海外ではほとんど例のない税である。国際競争が激化している中、海外航空会社との競争環境のイコールフットリングを確保する観点からも早急に廃止すべきと考えるが、政府の見解及び取組みを明らかにされたい。

(2) 航空機燃料税の軽減措置について、平成二十九年年度に関しては最低でも延長することが必要であると考える。また、中期的には空港経営改革等の進捗よくにあわせた段階的な引下げを行い、そして最終的には航空機燃料税を廃止すべきと考えるが、政府の見解及び取組みを明らかにされたい。

(3) 空港経営改革等の推進により、今後は各空港の収支が独立し、航空機燃料税を含む自動車安全特別会計の空港整備勘定の歳出を削減することが可能と考えるが、政府の見解及び取組みを明らかにされたい。

2 航空機燃料税と税は、現在、空港関係の地

方自治体へ交付され、航空機騒音対策等に充当されているが、その必要性和譲与総額・基準について精査した上で、空港経営改革等により捻出される空港毎の収益と併せて、航空機騒音対策等に係る財源の在り方を抜本的に見直す必要があると考えるが、政府の見解及び取組みを明らかにされたい。

二 航空保安体制の強化と適切な予算措置の実施等について

1 政府の観光立国政策の推進や、二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピックの開催等により、訪日外国人旅行者の急速な増大が見込まれることに加えて、過激派組織によるテロ活動の活発化等によりテロやハイジャックのリスクが格段に高まっており、航空保安に係る先進機器の導入等、航空保安体制の強化が必要と考えるが、政府の見解及び取組みを明らかにされたい。

2 航空保安体制の強化について、先進的な機器、例えばボディスキャナー等の導入時期前倒しや取得予算増額の方針、また、ボディスキャナー以外の先進的な機器の導入や導入費用の補助制度の範囲を拡大するという国土交通省の方針自体は評価できる。航空保安体制を強化するという目的を実現するためには、特に、先進的な機器の導入等に際して、初期費用だけでなく、維持費用等も補助対象とすべきと考えるが、政府の見解及び取組みを明らかにされたい。

3 国家がテロの標的になる現在、テロやハイジャックへの対策は政府レベルの緊急課題であり、航空事業者任せの対応では限界がある。従って、航空保安に係る費用は、航空事業者の経営状態に影響を受ける可能性がある費用とは切り離して確保されるべきと考えるが、政府の見解及び取組みを明らかにされたい。

4 航空保安に係る政府の責任と旅客・荷主の責任を法律上明確化するとともに、現在、航空事業者が半額負担している保安費用については、政府が一般財源によって全額負担すべきと考えるが、政府の見解及び取組みを明らかにされたい。

三 航空ネットワークの更なる充実に向けた環境整備等について

1 現在の約二倍から三倍の訪日外国人旅行者を受け入れるためには、航空ネットワークの更なる充実が不可欠であり、既存ストックの有効活用等を前提に首都圏空港の容量拡大に取り組みべきと考えるが、政府の見解及び取組みを明らかにされたい。

2 首都圏空港の容量拡大の実現に向けて、効率的な飛行経路の設定等が不可欠であり、地元住民への丁寧な説明と合意の上、首都圏の空域等を活用すべきと考えるが、政府の見解及び取組みを明らかにされたい。

3 観光立国の実現や地方創生の観点から、首都圏以外の空港も最大限活用すべきであり、地方自治体が進める国内地方路線の維持・活性化に向けた取組みや、国際線の誘致に向けた取組みを、政府として支援すべきと考えるが、政府の見解及び取組みを明らかにされたい。

4 訪日外国人旅行者の急増に対して、空港における各種施設等の受入体制が十分に整備されておらず、出入国手続きに時間を要していることや、これに伴い、現場で働く者の心身両面における負担が大きくなっていることから、特に、出入国手続き等の迅速化・円滑化や国際線施設の拡張・増強等、これらの諸課題に対する環境整備が早期に必要となつていると考えるが、政府の見解及び取組みを明らかにされたい。

5 前記三の1から4に加えて、空港アクセス

の強化等、快適・円滑な移動のための環境整備にも政府は積極的に取り組むべきと考えるが、政府の見解及び取組みを明らかにされたい。

四 航空券連帯税の導入に関する問題性について

1 外務省は、平成二十九年年度税制改正要望で、「国際連帯税」の新設を要望し他国における「航空券連帯税」の導入実績を記載している。国際連帯税の取組み自体を否定するものではないが、新たな財源の必要性、財源の使途等についての検討は、透明性を確保しつつ、様々な選択肢の中で広く行われるべきと考えるが、政府の見解及び取組みを明らかにされたい。

2 国際連帯税は国際連帯の手段の一つであるにもかかわらず、現在、国際連帯税についてのみ議論が集中しており、国際連帯に関する国民や関係者による理解の促進や十分な議論・検討が進んでいないのではないかと考えるが、政府の見解及び国際連帯に関する国民や関係者の理解促進に向けた取組みを明らかにされたい。

3 国際連帯税の一形態である航空券連帯税については、そもそも受益と負担の関係が不明確であり導入に反対である。実際、航空券連帯税の導入について航空利用者の理解が得られなければ、我が国航空関連産業の健全な発達に阻害される懸念があると考え、政府の見解を明らかにされたい。

4 航空券連帯税について、訪日外国人旅行者数の増加を目指す観光立国実現の阻害要因になり得ると考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

五 地球温暖化対策における公共交通機関への配慮と公平性の確保等について

1 航空関連産業が、二酸化炭素を排出せざるを得ない産業として地球温暖化防止対策に取

り組むことは社会的責務であり、実際に、企業努力も含めて可能な限り取り組んでいると考えるが、政府の見解及び企業努力を促進させる取組みを明らかにされたい。

2 国内定期航空運送事業の用に供した航空機燃料に係る「地球温暖化対策のための税」については、国土交通省は、平成二十九年年度税制改正要望で、還付措置を三年間延長するよう要望しているが、現時点で代替動力源が実用化されていない航空業の実情や、免税措置が講じられている諸外国の公共交通機関の実態等を踏まえると、恒久的免税とすべきと考えるが、政府の見解及び取組みを明らかにされたい。

右質問する。

平成二十八年十二月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 伊達 忠一殿

参議院議員石上俊雄君提出航空関連産業に係る政府予算と税制に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員石上俊雄君提出航空関連産業に係る政府予算と税制に関する質問に対する答弁書

一の1の(一)及び(二)について

御指摘の「中期的」及び「最終的」の意味とところが必ずしも明らかでないが、航空機燃料税は、特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)附則第二百五十九条の五第一項の規定に基づき、空港の緊急な整備等に資するため、自動車安全特別会計空港整備勘定(以下「空港整備勘定」という。)へ繰り入れられており、現時点において、直ちに廃止等を行う状況にないと考えている。

また、平成二十三年度から、航空機燃料税の

税率を、航空機燃料一キロリットルにつき二万六千円から一万八千円へ軽減する等の租税特別措置を講じているところであり、当該措置の平成二十九年年度以降の取扱いについては、現在政府内で検討中である。

一の1の(三)について

滑走路の運営に関する事業等の航空系事業と空港ターミナルビルの運営に関する事業等の非航空系事業を民間企業に一体的に経営させる空港経営改革(以下「経営改革」という。)を推進することは、空港勘定の歳出のうち、経営改革を行った空港に係る運営費に充てるものの削減に資するものと考えている。政府としては、国管理空港(民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律(平成二十五年法律第六十七号。以下「民活空港法」という。))第二条第一項に規定する国管理空港をいう。以下同じ。について、経営改革を進めているところである。

一の2について

御指摘の「航空機騒音対策等」が具体的にどのようなものを指すのか必ずしも明らかではないが、お尋ねの「航空機燃料税と税については、航空機燃料税と税法(昭和四十七年法律第十三号)第一条第二項に規定する空港関係市町村及び空港関係都道府県(以下「空港関係市町村等」という。))が、航空機の騒音により生ずる障害の防止、空港及びその周辺の整備等(以下「騒音障害の防止等」という。))を行うために必要な財源であり、各空港関係市町村等に対し、着陸料の収入額又は航空機騒音が特に著しい地区内の世帯数に按分して譲与しているところである。引き続き、空港関係市町村等における騒音障害の防止等の措置は必要であり、現時点において、航空機燃料税と税の総額を減らし、又は譲与の基準を見直す状況にないと考えている。

また、お尋ねの「空港経営改革等により捻出される空港毎の収益と併せて、航空機騒音対策

等に係る財源の在り方を抜本的に見直す」が具体的にどのようなものを指すのか必ずしも明らかではないが、国は、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第百十号）第二条に規定する特定飛行場において、同法に基づく航空機騒音対策事業（以下「航空機騒音対策事業」という。）を、空整勘定の歳出により、実施しているところ、国管理空港運営権者（民活空港法第四条第二項に規定する国管理空港運営権者をいう。）は、着陸料等を自らの収入として収受して、航空機騒音対策を空港運営と一体的に実施することを基本としており、民活空港法第二条第五項に規定する国管理空港特定運営事業（以下「運営事業」という。）が実施される空港のうち、当該運営事業に航空機騒音対策事業が含まれる空港については、空整勘定の歳出のうち、航空機騒音対策事業に要する費用に充てるものの削減に資するものと考えている。

二について

御指摘の「航空事業者任せの対応」、「航空保安に係る費用は、航空事業者の経営状態に影響を受ける可能性がある費用とは切り離して確保されるべき」と及び「航空保安に係る政府の責任と旅客・荷主の責任を法律上明確化」の意味するところが必ずしも明らかではないが、空港の保安検査については、従来から旅客や貨物を安全に輸送する責務を有する航空運送事業者が一義的な責任を持って実施しており、政府としても、航空保安の重要性に鑑み、国際情勢を踏まえつつ、航空運送事業者が事業計画に記載すべき航空機強取等防止措置の内容に関する基準を不断に見直すとともに、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）に基づき、航空運送事業者に対し、当該基準に基づいて作成された事業計画に従って空港の保安検査を適切に実施するように指導等を行っている。

また、航空機を利用する旅客及び荷主に関し

ては、ハイジャック防止を目的として、航空機の強取等の処罰に関する法律（昭和四十五年法律第六十八号）が定められているとともに、ハイジャック以外の民間航空の安全に対する不法な行為の防止を目的として、航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律（昭和四十九年法律第八十七号）が定められており、ハイジャックや航空機に対する破壊行為等が禁止されている。

定期便が就航する空港においては、検査機器の整備費及び検査員の人件費の二分の一について、空港管理者等が予算の範囲内で航空運送事業者に対し、毎年補助等を行っている。また、国際テロの脅威が高まる中で、航空保安対策の強化を速やかに進めることが喫緊の課題となっていることから、先進的な保安検査機器の導入を促進することとしており、平成二十八年度当初予算においては、ボデイスキャナーの整備費用について、従来の空港管理者等による航空運送事業者への二分の一の補助に加え、国が新たに航空運送事業者に二分の一の補助を行うこととしている。一方で、ボデイスキャナーを含めた検査機器の維持費用については、現時点で、国による補助の対象とする必要があるとは認識しておらず、また、御指摘の「航空保安に係る費用」について、国が一般財源から全額支出すべきとは考えていない。

三の1について

政府としては、「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成二十八年三月三十日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）における、訪日外国人旅行者数について平成三十二年に四千万人、平成四十二年に六千万人を目指すという目標を達成するという観点のほか、二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピック競技大会、更にはその先を見据え、我が国の国際競争力の強化、地域活性化等の観点から、首都圏空

港（成田国際空港及び東京国際空港（以下「羽田空港」という。）をいう。以下同じ。）の容量の拡大を含む機能強化が必要不可欠であると考えており、同大会の開催までに、羽田空港における飛行経路の見直し等により首都圏空港の容量を約八万回拡大することを目指しているところである。

三の2について

政府としては、首都圏空港の機能強化のため、羽田空港における飛行経路を見直すこと等が必要であり、当該見直しに当たっては、新たな飛行経路案（以下「新経路案」という。）について、関係地域の地方公共団体及び住民の方々の幅広い理解を得ることが重要であると認識している。そのため、新経路案について、平成二十七年七月から平成二十八年一月にかけて延べ九十五日間、関係地域の延べ三十四会場で行った説明会を開催し、約一万千名の方に参加いただき、丁寧な情報提供を行ってきたところである。また、同年七月二十八日に開催された国土交通省、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県等により構成される首都圏空港機能強化の具体化に向けた協議会において、羽田空港の機能強化に必要な施設整備に係る工事費及び環境対策費についての予算措置を国が行うことについて関係地方公共団体の理解を得たところである。今後、羽田空港における飛行経路の見直しに必要となる施設整備及び環境対策を着実に進めていくとともに、引き続き、新経路案について関係地域で住民説明会を開催するなど、関係地域の住民の方々に丁寧な情報提供を行い、幅広い理解を深めていくことに努め、関係地方公共団体とも協力しながら、首都圏空港の機能強化に向けた取組を着実に進めてまいりたい。

三の3について

観光先進国の実現や地方創生のためには、首

都圏空港以外の空港も重要であると認識しており、地方路線の維持のために地域の協議会が行うモデル的な取組の効果を普及させるための実証調査や、国際線の誘致を行う地方公共団体の取組を支援するための国管理空港等における着陸料の軽減措置を講じている。

三の4について

政府としては、空港における訪日外国人旅行者の受入体制を強化することが重要であると認識している。このため、出入国手続に必要な人的体制の充実、新しい技術を活用した機器の導入、必要な空港施設の拡充等の取組を行っているところであり、今後とも、各空港において、関係省庁が連携して適切に対応してまいりたい。

三の5について

政府としては、空港利用者の利便を向上させることが重要であると認識している。このため、羽田空港と都心部の駅等とを結ぶ深夜早朝時間帯のアクセスバスの運行を推進するなど空港アクセスの改善に向けた取組を行うとともに、空港ターミナルビルにおける多言語対応等を推進しているところであり、今後とも、必要な取組を進めてまいりたい。

四の1について

「国際連帯税」については、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）第七条第七号において「国際的な取組の進展状況を踏まえつつ、検討すること」とされていることも踏まえ、御指摘の点を含め、国内外の議論の動向を踏まえつつ、関係者の理解を得ながら検討を進めてまいりたい。

四の2について

御指摘の「国際連帯」の意味するところが必ずしも明らかではないが、世界の開発需要に対応

するため、国際連帯税の検討については、今後とも、国内外の議論の動向を踏まえつつ、関係者の理解を得ながら進めてまいりたい。

四の3及び4について
国際連帯税の課税の方法については、必ずしも航空券連帯税に特定しているわけではなく、今後とも、国内外の議論の動向も踏まえつつ、関係者の理解を得ながら検討を進めてまいりたい。

五の1について
平成二十八年五月十三日に閣議決定した「地球温暖化対策計画」を踏まえ、航空部門においては、エネルギー効率の良い航空機材の導入や航空機燃料の使用を抑制するための空港設備の導入等、航空関連事業者により必要な取組が行われているほか、政府においては、当該設備の利用の促進や導入の支援、航空交通システムの高度化、代替航空燃料の普及等の施策を着実に推進している。

五の2について
航空機燃料を国内定期航空運送事業の用に供した場合の石油石炭税の還付措置については、平成二十八年度末に適用期限が到来することを踏まえ、その取扱いについて、今後、政府内において、政策の合理性、政策手段としての有効性等について総合的に検討した上で、結論を得ることとしている。